

諸外国における文化政策等の 比較調査研究事業報告書 [概要版]

平成 31 年 3 月

平成 30 年度 文化行政調査研究

はじめに

文化庁では、わが国の文化政策の立案・充実に資するための基礎的な情報を収集することを目的に、諸外国の文化政策の調査を行っている。本報告書は平成 30 年度の報告書である。

(1) 調査対象国

英国、アメリカ、ドイツ、フランス、韓国の 5 か国

(2) 体制

本調査を進めるにあたり、各国の文化政策を専門とする有識者による研究会を設置した。第 2 章以降の執筆、編集は各メンバーが担当している。研究会メンバーは以下の通りである。

英國	菅野 幸子	(AIR Lab アーツ・プランナー／リサーチャー)
アメリカ	作田 知樹	(Arts and Law ファウンダー)
ドイツ	秋野 有紀	(獨協大学外国語学部 准教授)
フランス	長嶋 由紀子	(東京大学大学院人文社会系研究科 研究員)
韓国	閔 鎮京	(北海道教育大学芸術文化政策研究室 准教授)
統括	朝倉 由希	(文化庁地域文化創生本部総括・政策研究グループ)

研究会のサポートと報告書のとりまとめは、株式会社シリー・ディー・アイが行った。なお、本年度はこの研究会において「ダイバーシティと文化政策」をテーマに議論を行い、別途レポートを取りまとめている。

(3) 内容・特徴

第 1 章は、各国の最新の文化支出や、文化担当機関、文化施設数等の基礎データの比較を行っている。文化支出の額はしばしば注目される重要な指標であるが、今日各国が文化政策として取り組む範囲は多岐にわたっており、その内容を考慮することなく単純に額の多寡だけを比較することはあまり意味をなさない。今回は文化政策を中心的に所掌する官庁・機関が行う施策内容を整理して表に示すとともに、広義の文化に関連する施策を担う中央政府レベルの機関についても整理して示した。文化政策が幅広い領域を含むものとして、様々な機関が関わり連携しながら展開されていることが分かる。その正確な実態については引き続き把握に努める必要がある。

第2章以降は、各国の文化政策に関する調査結果の概要版である。平成29年度に行った、現地調査を含めた各国の文化政策の特徴、理念、最新動向等をとりまとめた詳細な調査報告書をもとに、ポイントが伝わりやすくなるようにまとめなおしたものである。より詳細な情報が必要な場合には『諸外国における文化政策等の比較調査研究事業報告書』（文化庁、平成30年3月30日）を参照いただきたい。

本調査の対象範囲としては、文化政策の領域全般を含む。前述したように近年の世界的な傾向として文化政策の対象領域は広がり、芸術文化や文化財に留まらない幅広い施策を含むようになっている。文化支出や文化を所掌する国の機関の把握には、これら幅広い文化概念を念頭に置いている。ただし、第2章以降の各国文化政策では、各国執筆担当者の専門性に合わせ、具体的な施策の記述においては芸術文化の領域の記述が多くなっているところもある。重要なのはどのような理念や仕組みにおいて文化に対する政策を行うのかということであり、その点では振興の対象にかかわらず共通する仕組みがあるものと考える。

なお、今年度は各国の文化政策から日本が参考にできる特徴をそれぞれの章の最後に挙げている。社会背景が異なる国の政策をそのまま単純に適用することはできないが、各国の潮流や共通する課題を踏まえつつ、日本の文化政策のあり方を考えるうえで、ここに指摘された内容は大いに参考になるものである。

本調査は基本的な情報の収集が目的であるが、これらの情報が具体的な根拠となり、有効な政策立案につながる議論や研究が活発化していくことを期待する。

平成31年3月

文化庁地域文化創生本部総括・政策研究グループ
研究官 朝倉由希

目 次

はじめに i

第1章 各国の文化支出の比較

1. 中央政府の文化支出比較	1
2. 地方政府の文化支出	5

第2章 英国

菅野 幸子

1. 文化政策の特徴	11
2. 文化政策の変遷～芸術政策から文化政策へ	12
3. 現在の文化政策 理念・目標・評価	14
4. 具体的な施策・事業	17
5. 文化に関する統計調査の状況	19
6. その他、特筆すべき点	20
英国の文化政策から参考になること	21

第3章 アメリカ

朝倉 由希・作田 知樹

1. 文化政策の特徴	22
2. 文化政策の変遷	23
3. 現在の文化政策 理念・目標・評価	26
4. 具体的な施策・事業	28
5. 文化に関する統計調査の状況	31
アメリカの文化政策から参考になること	34

第4章 ドイツ

秋野 有紀

1. 文化政策の特徴	35
2. 文化政策の変遷	37
3. 現在の文化政策 理念・目標・評価	39
4. 具体的な施策・事業	41
5. 文化に関する統計調査の状況	44
6. その他、特筆すべき点	46
ドイツの文化政策から参考になること	47

第5章 フランス

長嶋 由紀子

1. 文化政策の特徴	48
2. 文化政策の変遷	49
3. 現在の文化政策 理念・目標・評価	52
4. 具体的な施策・事業	55
5. 文化に関する統計調査の状況	57
6. その他、特筆すべき点	58
フランスの文化政策から参考になること	59

第6章 韓国

閔 鎮京

1. 文化政策の特徴	60
2. 文化政策の変遷	61
3. 現在の文化政策 理念・目標・評価	63
4. 具体的な施策・事業	67
5. 文化に関する統計調査の状況	68
6. その他、特筆すべき点	69
韓国の文化政策から参考になること	71

第1章 各国の文化支出の比較

1 中央政府の文化支出比較

調査対象国が文化に対してどのくらいの規模の公的な支出を行っているかを把握するため、中央政府レベルの文化支出額（各国において文化を所掌する省庁・機関の支出額）と、その国家予算に占める割合、国民一人当たりの文化支出を示した。

国家予算における文化支出の割合を見ると、韓国およびフランスは約1%の規模である。次いでドイツは0.52%，英国は0.14%である。日本は0.11%であり、諸外国と比較して低い水準にある。アメリカは0.04%と6カ国中最も低い⁽¹⁾。

各国中央政府の文化関連支出／国家予算／国民1人当たり文化予算支出（2018年度調べ）

組織	文化支出 (下段：円換算)	国家予算 (下段：円換算)	国家予算に 占める 文化支出 の比率	国の人口	国民1人 当たりの 文化支出 (円換算)
日本 文化庁	1,077 億円	97兆7,128 億円	0.11 %	1億2,679 万人	850 円
英國 デジタル・文化・メディア・スポーツ省	11.11 億£ (1,601 億円)	8,089.74 億£ (116兆5,974 億円)	0.14 %	6,581 万人	2,433 円
アメリカ 連邦政府の関わる文化関係機関	16.43 億\$ (1,858 億円)	4兆1,078 億\$ (464兆7,110 億円)	0.04 %	3億2,313 万人	575 円
ドイツ 文化メディア国務大臣	17.76 億€ (2,280 億円)	3,436 億€ (44兆1,045 億円)	0.52 %	8,252 万人	2,763 円
フランス 文化省	36.04 億€ (4,626 億円)	3,868 億€ (49兆6,496 億円)	0.93 %	6,491 万人	7,127 円
韓国 文化体育観光部／文化財庁	2兆8,336 億₩ (2,876 億円)	248兆8,000 億₩ (25兆2,532 億円)	1.14 %	5,145 万人	5,590 円

※各国通貨の円換算は「関税定率法第4条の7に規定する財務省令で定める外国為替相場」（適用期間：2018年12月16日から12月22日まで）に従った。（£¥144.13／\$¥113.13／€¥128.36／ウォン¥0.1015）

文化支出額：（日本）財務省ウェブサイト

（英國）デジタル・文化・メディア・スポーツ省（DCMS）の省庁別歳出限度額（DEL）より、観光、スポーツ、ギャンブル関連を除いた額。英國の公的部門の歳出は、裁量的・政策的な経費である「省庁別歳出限度額」（DEL : Departmental Expenditure Limits）と、社会保障関係費や利払費等の義務的経費である「各年度管理歳出」（AME : Annually Managed Expenditure）から構成される。DCMSの歳出はResource DEL，Capital DEL，Resource AME，Capital AMEからなるが、ここでは政策的経費であるResource DELを対象としている。すべて合わせたDCMS歳出額は68.05億£で、そこから観光、スポーツ、ギャンブル関連を除いた額は44.87億£。（DCMS Annual Report and Accounts 2017-18 (Published 31 March 2018)より）

（アメリカ）スミソニアン機構、全米芸術基金（NEA）、博物館・図書館機構（IMLS）、ナショナルギャラリー、ジョンFケネディーセンターに対する、連邦予算からの支出額の合計（各機構のウェブサイト及び2018年度収支報告書より）

（ドイツ）2018年ドイツ連邦予算法(Haushaltsgesetz 2018), pp. 257, 309, 317, 321.

（フランス）文化省当初予算（LFI）(Chiffres clés, statistiques de la culture et de la communication 2018)

（韓国）文化体育観光部の一般会計（各種基金、特別会計を除く）より観光、体育分野を除いた額と文化財庁予算の合計。（文化体育観光部「2019年度予算・各目明細書1巻（歳出予算現況総括表）」（2018年12月）及び文化財庁「2018年度予算及び基金運用計画各目明細書」（2018年1月）より作成）

国家予算額：（日本）財務省ウェブサイト「平成30年度予算のポイント」

（英國）IMF-World Economic Outlook Database (2018年10月版)

（アメリカ）アメリカ議会予算局（CBO）発表の2018年度支出額

（ドイツ）2018年ドイツ連邦予算法(Haushaltsgesetz 2018), p. 1.

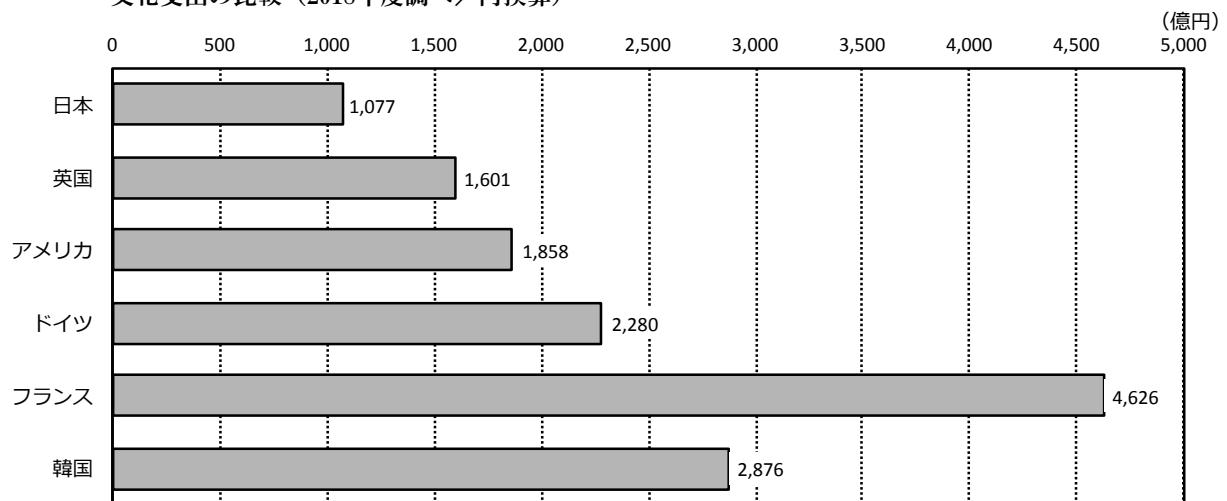
（フランス）2018年当初予算（LFI）一般会計純支出（経済・財務省 Chiffres clés #PLF 2019）

（韓国）国家予算政策処「大韓民国財政2018」

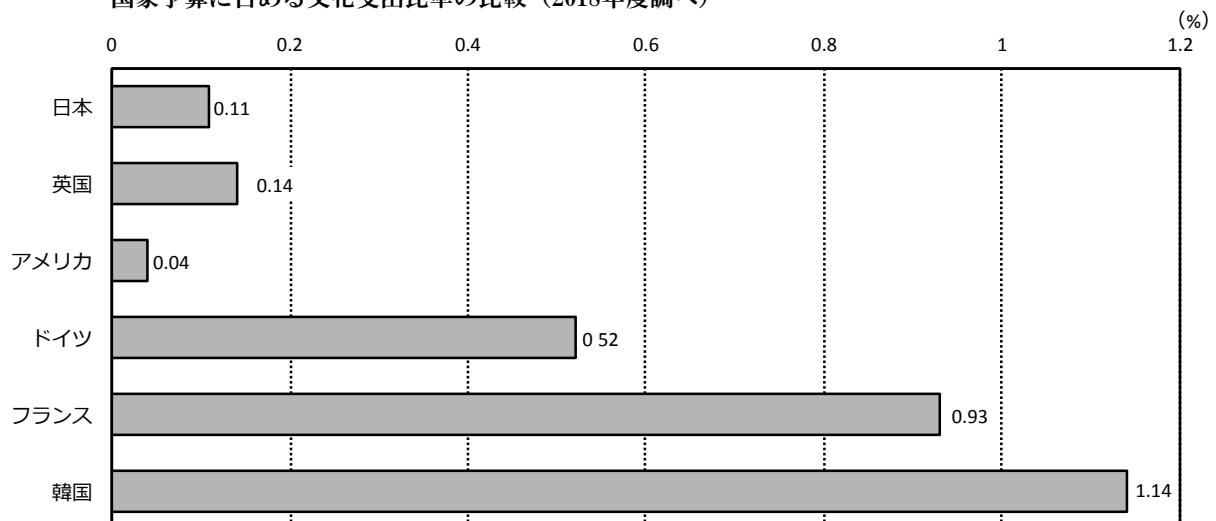
人口： 国連「人口統計年鑑2017」（ただし米国は2017年データがないため2016年データ）

(1) ただし、文化支出の多寡がそのまま文化政策の充実度を示すわけではない。中央政府の文化支出の規模はひとつの評価軸に過ぎず、地方政府や民間セクターの規模や役割も含めて考える必要がある。例えばアメリカは、寄付等の民間資金の規模が大きい。ドイツは地方割拠的な文化政策の特徴から、中央政府の役割は限定的であるという特徴を持つ（各国の文化政策の特徴は2章以降を参照）。また、文化担当省庁の政策対象範囲は国により異なる（p.6 参考資料「各国中央政府レベルの広義の文化関連所管一覧」参照）。各国の対象範囲を可能な限り近づけて計上しているが、完全にそろえることは困難であるうえ、予算や決算の発表タイミングも異なり、単純な比較はできない点に注意が必要である。

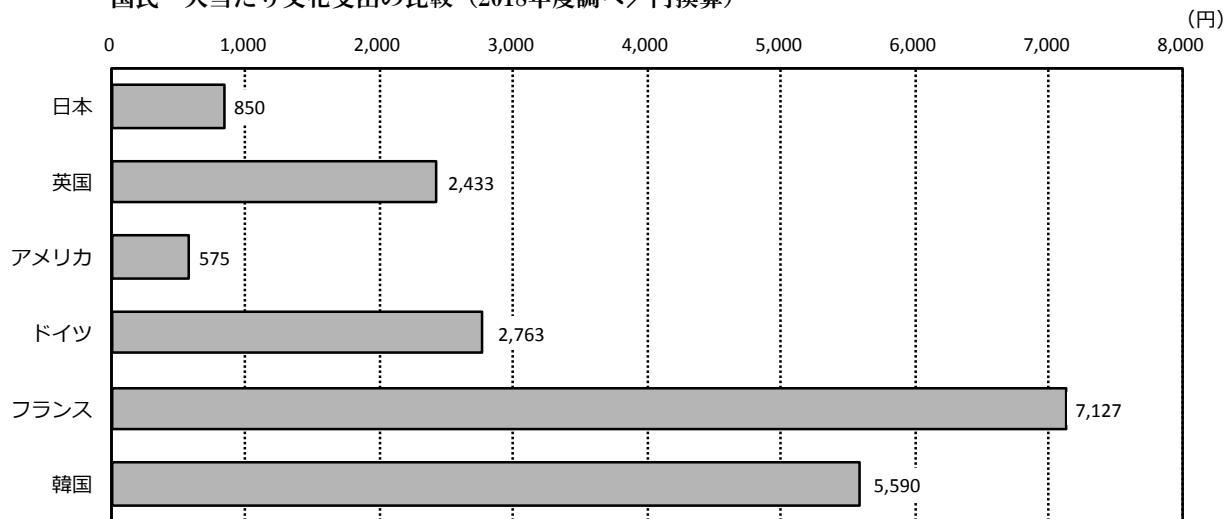
文化支出の比較（2018年度調べ／円換算）



国家予算に占める文化支出比率の比較（2018年度調べ）



国民一人当たり文化支出の比較（2018年度調べ／円換算）



各国中央政府の文化支出（p.1）で行っている文化施策

		日本	英国	アメリカ	ドイツ	フランス	韓国
		文化庁	デジタル・文化・メディア・スポーツ省	スマソニアン機構 全米芸術基金 博物館・図書館サービス 機構 ナショナルギャラリー ジョンFケネディーセンター	連邦政府の文化メ ディア委任官 (文化メディア国務 大臣)	文化省	文化体育観光部 文化財庁
創造活動 への支援	音楽	○	○	○	○	○	○
	美術	○	○	○	○	○	○
	映画	○	○	○	○	○	○
	舞台芸術	○	○	○	○	○	○
	メディア芸術	○	○	○	○	○	○
	芸術祭	○	○	○	○	○	○
	複合芸術	○	○	○	○	○	○
	スタジオ・アト丘等の施 設・設備(アーティスト・イ ン・レジデンスも含む)	○	○	○	○	○	○
	子ども対象	○	○		○	○	○
共生社会 の実現	女性対象		○	○		○	○
	エスニックマイノリティ 対象	○	○	○	○		
	高齢者対象	○	○			○	○
	障害者対象	○	○	○		○	○
	在留外国人対象	○	○	△(※1)	○		○
	国際文化交流 <各国外務省所管機関は含まない>	○	○	△(※2)	○	○	○
創造都市		○	○	○			○
文化財(保存と活用)		○	○	○	○	○	○
国立文化施設の整備・運営		○	○	○	○	○	○
人材育成		○	○	○	○	○	○
宗務		○	○				○
著作権		○			○	○	○
国語		○			○	○	○
図書館			○	○	○	○	○
文学支援			○	○	○	○	○
研究・技術革新		○	○	○	○	○	○
文化創造産業		○	○		○	○	○
報道・情報通信			○			○	○
公共放送			○		○(※3)		○(※4)
芸術文化教育・媒介		○	○	○	○	○	○
記憶遺産関連				○	○	○	○
顕彰事業		○		○	○	○	○

※1 人種・民族的コミュニティへのアプローチ

※2 國際文化交流の要素を含む活動も助成の対象としているが、間接的な支援にとどまる。

※3 対外放送に限る。

※4 国樂 FM 放送に限る。

※項目名については、必ずしも表記のとおりではなく、各国の実態にあわせて分類を行った。

※英國については、上記のほかに、セクター支援（芸術、美術館・博物館、記念式典、文化財、公共放送・メディア）も行われている。デジタル・文化・メディア・スポーツ省の歳出には、上記の文化関連歳出のほか、スポーツ・セクター支援、王立公園、観光、ギャンブル、オリンピック・レガシー関連、市民社会局の歳出も含まれる。

※ドイツについては、上記のほかに、非商業書店、首都支援、略奪文化財、ネットリテラシー、記念年行事、文化統合事業、旧東ドイツ地域支援、全国的意義を持つ活動の支援も行われている。

国語に関連するものとして古書修復・デジタル化保存事業、宗教に関連するものとして宗教改革記念行事等はある。創造都市事業はドイツユネスコ国内委員会（外務省）の所管。共生社会の実現については職場内環境改善の位置づけの予算は各種存在する。BKM の障害者対象の施策予算は、ナショナル・アクション・プランの予算枠内であるため、ここには記載していない。放送交響楽団については音楽に含めている。各外郭団体の裁量内で事業化されているものでも、予算書の費用として記載明記がない場合には、○の項目には含めていない。

※フランスについては、文化省が所管する公設法人 CNC（国立映画動画センター）、CNV（国立シャンソン・ヴァラエティ・ジャズセンター）、CNL（国立図書センター）、ASTP（民間劇場支援協会）および公共放送に対して、文化省予算とは別に中央政府予算が支出されている。

中央政府の機能別支出

「中央政府の文化支出比較」(p.1)で算出した額は、各国の中央政府で文化を主に所掌する省庁や機関の額であるが、一方で政府支出に関しては、国際比較の観点から国連統計局で国民経済計算(SNA, System of National Accounts)という標準体系が策定されており、政府支出を目的別に10種類に分類し(COFOG),データを算出している。10種類の政府機能のうちの1つが「娯楽・文化・宗教」であり、各国が中央政府レベルで「娯楽・文化・宗教」に対しどれだけの割合の支出を行っているかを示す客観的な資料となり得る。

このデータによれば、中央政府支出のうち娯楽・文化・宗教にあてる割合が最も多いのは韓国で1.51%, 次いでフランス1.04%, 英国1.19%⁽²⁾, ドイツ0.73%, 日本0.19%, アメリカ0.13%である。

中央政府の機能別支出割合

(単位: %)

	一般 公共 サービス	防衛	公安 安全 の 秩序 ・	経 済 業 務	環境 保 護	住宅 アメ ニ テ イ 地 域 イ	保健	娯 楽 ・ 文 化 ・	教育	社会 保 護
日本	34.70	5.20	1.55	11.35	1.50	3.14	11.14	0.19	5.82	25.40
英国	12.48	5.18	4.19	6.59	0.93	3.39	19.79	1.19	10.71	35.54
アメリカ	13.35	14.11	1.40	5.08	0.00	1.56	29.51	0.13	2.44	32.43
ドイツ	28.27	8.66	1.52	8.55	1.61	0.56	1.71	0.73	2.76	45.63
フランス	26.88	7.98	5.78	16.58	0.62	1.17	0.98	1.04	16.74	22.23
韓国	24.74	12.57	5.09	17.03	2.19	1.25	3.71	1.51	19.87	12.02

出典: OECD Statistics (2016年データ)

政府機能分類 (COFOG, Classification of the Functions of Government)

1. 一般公共サービス general public services
2. 防衛 defence
3. 公共の秩序・安全 public order and safety
4. 経済業務 economic affairs
5. 環境保護 environmental protection
6. 住宅・地域アメニティ housing and community amenities
7. 保健 health
8. 娯楽・文化・宗教 recreation, culture, and religion
9. 教育 education
10. 社会保護 social protection

このうち、「娯楽・文化・宗教」は次の6項目を含む。

- ①娯楽・スポーツサービス, ②文化サービス, ③放送・出版サービス, ④宗教・その他の地域サービス, ⑤研究開発(娯楽・文化・宗教), ⑥その他の娯楽・文化・宗教

(2) 「中央政府の文化支出比較」(p.1)で算出した割合と比較して英国の割合が大きくなっているが、「娯楽・文化・宗教」の内訳をみると「放送・出版サービス」が52.57%と多くを占めている。

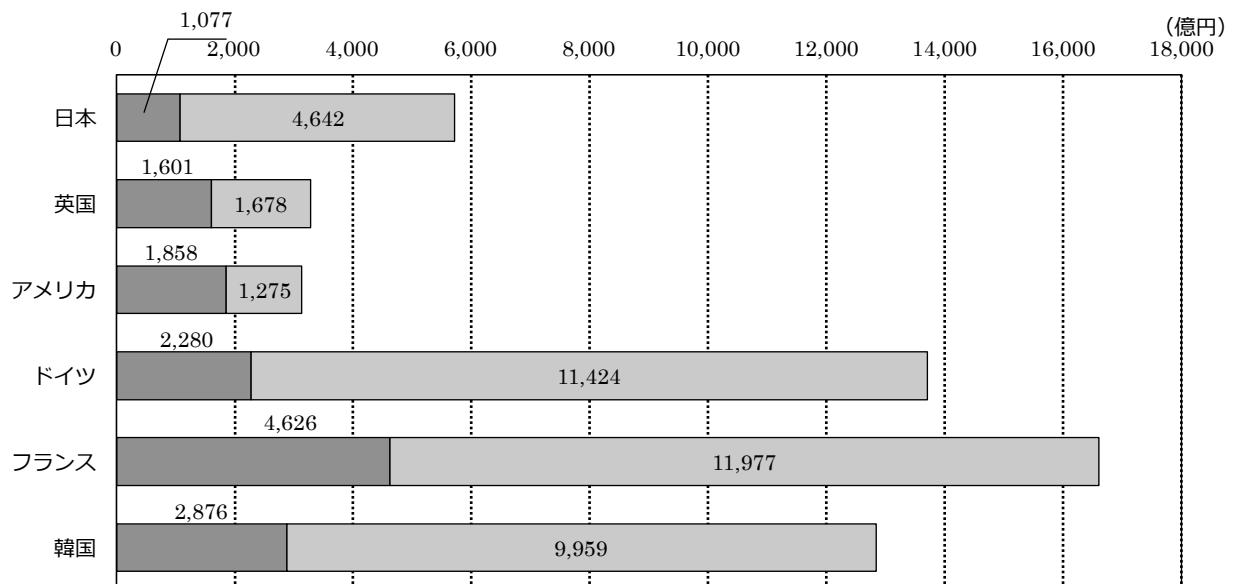
2 地方政府の文化支出

文化政策への支出は中央政府だけでなく地方政府、民間からの寄付等でも賄われる。ここでは地方政府の文化支出を取り上げ、中央との比率も算出した⁽³⁾。

ドイツ、フランス、韓国地方政府文化支出が多いことがわかる。特に中央に対する地方の比率が大きいのはドイツである。

中央政府と地方政府の文化支出

	中央政府の文化支出額	地方政府の文化支出額	中央：地方の比率
日本	1,077 億円	4,642 億円	100 : 431
英国	1,601 億円	1,678 億円	100 : 105
アメリカ	1,858 億円	1,275 億円	100 : 69
ドイツ	2,280 億円	11,424 億円	100 : 501
フランス	4,626 億円	11,977 億円	100 : 259
韓国	2,876 億円	9,959 億円	100 : 346



地方政府の文化予算：(日本)「地方における文化行政の状況について（平成28年度）」平成30年3月文化庁

(英国) "New Local Government Network,2016" p. 4 (最新)

(アメリカ) State Arts Agency FY2018 Revenue from legislative Appropriation
Including Line Items and other state funds／Local Arts Agency Census - Local
Government Support (最新)

(ドイツ) Kulturfinanzbericht 2018, p. 19

(フランス) Chiffres clés 2018, p. 87 (最新)

(韓国) 文化体育観光部「2018公演芸術実態=2017年基準」, p. 68

(3) 地方政府の文化支出の正確な把握にはさらなる調査を要する。また各國の地方政府のデータは毎年集計しない国も多く、最新データであっても中央政府の文化予算とは年度が異なることがある。

[参考資料]

各国中央政府レベルの広義の文化関連所管一覧

各国で文化政策を中心的に所掌する中央政府レベルの官庁・機関は1ページの表の「組織」において示した通りであり、そこで行われている文化施策を3ページの表で示した。

他方、広義の文化を含めた文化関連の政策を所管する組織をまとめたものが下表である。各政策を担う中央政府レベルの官庁および主要な組織を挙げており、全てを網羅するものではないが、文化に関する政策は多くの組織で担当していることが分かる。

各国中央政府レベルの広義の文化関連所管一覧

	(保存・活用) 文化財保護	芸術文化振興	文化産業振興・メディア	著作権	国語・言語	図書館運営	観光振興	スポーツ振興	通信・報道	国際文化交流
日本	文化庁									
	日本芸術文化振興会									
	国立文化財機構									
	経済産業省									
	農林水産省									
	文部科学省図書館課、国立国会図書館									
	観光庁									
	スポーツ庁									
	総務省									
	国際交流基金					(※1)				
英國	デジタル・文化・メディア・スポーツ省									
	ヒストリック・イングランド									
	アーツ・カウンシル・イングランド									
	国際貿易省									
	教育省		(※2)							
	ブリティッシュ・カウンシル					(※3)				
アメリカ	スミソニアン機構									
	ナショナルギャラリー									
	ジョンFケネディーセンター									
	全米芸術基金 (NEA)									
	博物館・図書館サービス機構 (IMLS)									
	公共放送法人									
	内務省国立公園局									
	商務省旅行観光業課									
	保健福祉省									
	議会図書館著作権局									
	教育省					(※4)				
	国務省教育文化局									

※ 1 海外での日本語教育振興を実施。

※ 2 教育省は、ミュージック・ハブ（音楽教育）支援に資金を提供。

※ 3 外国語としての英語振興と教育支援を実施。

※ 4 教育については連邦教育省は機会平等の確保などの政策のみで、実質は州・自治体・学区の権限が強い。

	(文化 財 活用) 保護	芸術文化 振興	文化産業 振興	メデイア・ 産業振興	著作権	国語・ 言語	図書館 運営	観光 振興	スポーツ 振興	通信・ 報道	国際 文化交流
ドイツ	連邦首相府文化メディア国務大臣(BKM) (**5)										
	連邦文化基金										
	プロイセン文化財財団										
	プロイセン時代の居城と庭園財団										
	ヴァイマール古典財団										
	ドイツ国立図書館										
	連邦外務省										
	ゲーテ・インスティトゥート		(**6)								
	ドイツ对外文化交流研究所(ifa)										
	ドイチュエレ										
	連邦経済エネルギー省										
	ドイツ観光局										
	連邦司法消費者保護省										
	連邦内務省										
	連邦教育研究省										
	連邦環境省										
フランス	首相府										
	文化省										
	国民教育・青少年省										
	経済・財政省										
	欧洲外務省										
	アンスティチュ・フランセ										
	アリアンス・フランセーズ										
	スポーツ省										
韓国	文化体育観光部										
	文化財庁										
	科学技術情報通信部										
	外交部										
	教育部										
	女性家族部										
	海洋水産部										
	環境部										
	農林畜産食品部										
	森林庁										
	農村振興庁										
	韓国文化芸術委員会										
	韓国映画振興委員会										
	韓国コンテンツ振興院										
	韓国著作権委員会										
	韓国国語院										
	韓国健康家庭振興院										
	韓国観光公社										
	韓国国民体育振興公団										
	韓国放送通信委員会										
	韓国国際交流財団										

※5 ドイツは連邦制を採っているため、州・自治体が芸術文化振興、地域文化財の保護・活用および管理、図書館、スポーツ政策の主な担い手である。

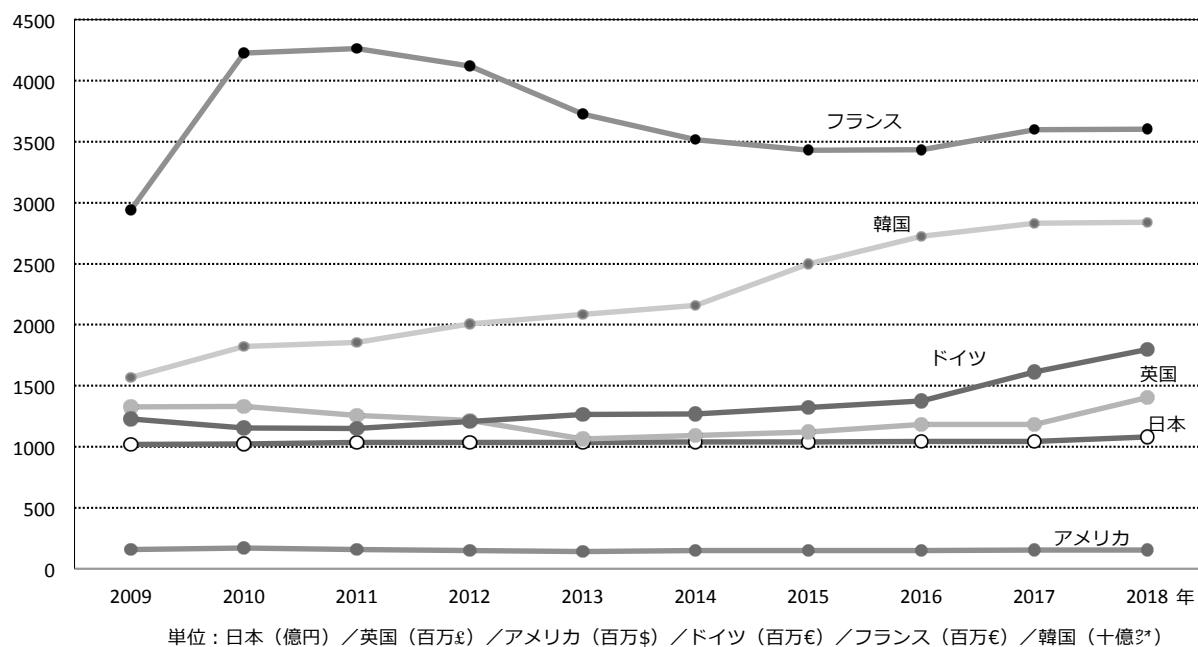
※6 対外文化政策として。

文化支出の推移

各国文化支出の推移をまとめると次の通りになる。この数年、文化支出の伸びが目立つのが韓国とドイツである。

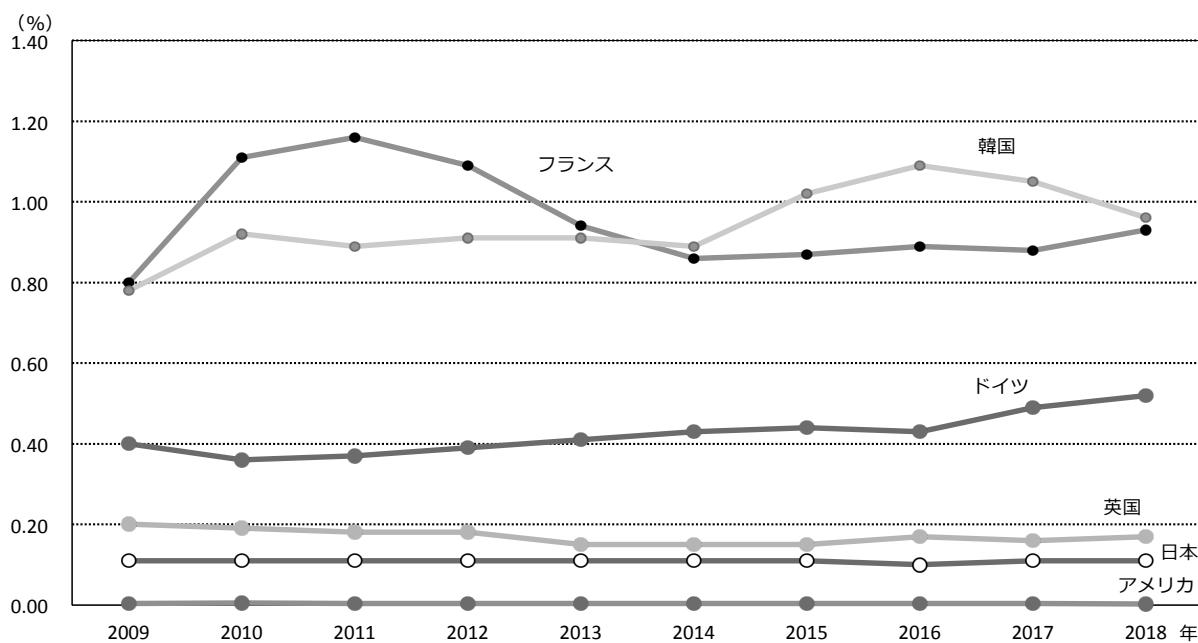
なお、本報告書でのアメリカの文化支出は、スミソニアン機構、全米芸術基金（NEA）、博物館・図書館サービス機構（IMLS）、ナショナルギャラリー、ケネディーセンターの支出合計でみているが、推移については、過去の経緯があるため従来のNEAの支出のみでみておく。

文化支出の推移（2009-2018）



単位：日本（億円）／英国（百万£）／アメリカ（百万\$）／ドイツ（百万€）／フランス（百万€）／韓国（十億₩）

国家予算に占める文化支出比率の推移



※文化支出額は参照する時期の違い等により金額に変動が生じている場合がある。

(基礎データ) 文化庁と各国文化担当省庁

	日本	英国	アメリカ
国の人口規模	1億2,700万人	6,581万人	3億2,313万人 (2016年)
担当省庁	文化庁 (文部科学省の外局の1つ)	デジタル・文化・メディア・スポーツ省 (DCMS)	なし (複数の政府機関で分掌)
省庁予算 (円換算)	1,077億円 (国民1人当たり850円)	1,601億円 (国民1人当たり2,433円)	1,858億円 (国民1人当たり575円)
職員数	277人 (2018年7月1日現在)	887人 (2018年度)	204人 (施設運営を行わない、NEAとIMLSのみ)
所在地	東京+京都 (2022年3月までに京都へ移転)	ロンドン ウェストミンスター地区	ワシントンDC (スミソニアン機構の地方施設を除く)
文化支出対GDP比	0.019%	0.05%	0.008%
文化支出対政府支出比	0.11%	0.14%	0.04%

	ドイツ	フランス	韓国
	8,252万人	6,491万人	5,145万人
担当省庁	文化メディア国務大臣 (BKM) (最高連邦機関の1つ)	文化省	文化体育観光部／文化財厅
省庁予算	2,280億円 (国民1人当たり2,763円)	4,626億円 (国民1人当たり7,127円)	2,876億円 (国民1人当たり5,590円)
職員数	300人弱 (2018年)	1523人 (*中央行政組織の職員数) (2018年)	921人 (文化財厅270人／文化体育観光部651人)
所在地	ベルリン + ボン ハノイ	ペリ	文化体育観光部 : 世宗特別自治市 文化財厅 : 大田広域市
文化支出対GDP比	0.05%	0.15%	0.16%
文化支出対政府支出比	0.52%	0.93%	1.14%

人口：国連「人口統計年鑑2017版」

GDP : IMF-World Economic Outlook Database 2018年10月版

〔基礎データ〕 各国文化施設比較

日本	英國	アメリカ	ドイツ	フランス	韓国
劇場・音楽堂	1,851	劇場	1,300	非営利劇場	1,750
博物館（登録・相当）	1,256	博物館・美術館	2,500	公立・私立劇場、歌劇場・交響樂團、劇場施設、室内管弦樂團、祭劇場	約 710
博物館類似施設	4,434	博物館・美術館		公共劇場・実演芸術機関	464
図書館（同種施設含む）	3,331	公共図書館	4,145	博物館・美術館	1,311
映画館数	585	映画館数	751	図書館	251
スクリーン数	3,074	スクリーン数	4,046	図書アーカイブス拠点	398
		映画館数	5,628	映画館数	68
		スクリーン数	40,547	スクリーン数	
			1,586	映画館数	
			4,613	スクリーン数	
			1,586	スクリーン数	
			5,868	スクリーン数	
			2,056	映画館数	
			4,613	スクリーン数	
			5,868	スクリーン数	
			2,492	スクリーン数	

日本：文部科学省『社会教育調査 平成27年度結果の概要』による。

英国：Theatre Trust, Museum Association, The Statistics Portalによる。

アメリカ：Theatre Communication Group "Theatre Facts" (2016), League of American Orchestra Facts (2014), Museum Universe Data File (2015.5), IMLS(2015), National Association of theater Ownersによる。

ドイツ：「公立・私立劇場」（約490館）は劇団・楽団・舞踏団付きの劇場企業体を意味し、作品の創造・上演活動を行う。うち、公立劇場は2015/2016年シーズンで143館である。「劇場施設」（150館）は劇団・樂団・舞踏団付きではない。「祝祭劇場」はフェスティバル用の施設で、約70ある。この表には、客演マッラーを中心とする「移動劇团」と目前の館を持たずに活動する「劇団」は含めていない。数値はドイツ統計局とドイツ舞踏協会による。博物館・美術館についてはプロイセン文化財財團ミュージアム研究所の2017年調査の数値である（Statistische Gesamterhebung an den Museen der Bundesrepublik Deutschland für das Jahr 2017）。公共図書館（機関）は、学術図書館（241），中央分館・分館（9569）を含まない。数値は2017年時点のもので出典は、DBS-Gesamtauswertungen (2018)。

フランス：「公共劇場・実演芸術機関」は文化省の認証ラベルを受けた演劇、舞踊、サークス、音楽分野の公共劇場・実演芸術機関、オペラ、およびコンサートホール（セニット）。[博物館・美術館など]はミュゼ・ド・フランス、CAC（現代美術センター）、FRAC（地域団塊代美術基金）による。数値はChiffres clés, statistiques de la culture et de la communication 2018による。

韓国：文化体育観光部『2018全国文化基盤施設総観』による、2018年1月1日現在の数値。

映画館数・スクリーン数については、各国ともUNESCO Institute for Statistics (2015)による。ただし、アメリカ、韓国は2013年のデータ。

第2章 英国

特徴

- ・実績とデータに基づいた政策策定と評価
- ・複数年度にわたる予算配分

1 文化政策の特徴

1997年、文化・メディア・スポーツ省 (Department for Culture, Media and Sport, 以下 DCMS) が創設され、その長として閣議に参加できる権限を持った大臣が就任した。これにより文化政策は国家レベルで議論される対象となった。

初代 DCMS 大臣に就任したクリス・スミスは、文化芸術は社会に大きな波及効果をもたらし、経済活動とも連動する創造的な活動であると定義した。スミスは、「文化芸術は創造力を生み出し、社会の再生につながる。そして、英國民のアイデンティティを形成する上で豊かな想像力を育む源であり、経済力を高める源でもある。これが、21世紀の英國にとって重要な公共政策」と考えていた。

DCMS 創設以前、文化政策に最も関与してきたのが、アーツ・カウンシル・イングランド (Arts Council England, 以下 ACE) であり、その独立性も尊重されてきた。しかし、次第に公共政策に民間企業の経営手法を取り入れるニュー・パブリック・マネジメントの手法が確立されるようになると、立案される政策がより明確にかつ体系的に整理される一方、政府の統治システムとして、その上位に DCMS が創設されることにより、ACE の独立性、自主性は微妙に変化するようになった。さらに、国会議員である大臣、副大臣が所掌する権限も強くなり、政治家主導による政策が実行されるようになっていた。文化芸術の領域も例外でなく、他の省庁と同様に政策立案、予算の折衝と管理、政策の実施、そして評価という一連のサイクルを経なければならなくなつたのである。

また、省としての達成目標が定められることになり、政府全体の政策課題と連携した新しい目標が設定され、助成も「投資」と考えることが表明された。投資という言葉は単なる支援だけでなく、費用対効果もリターンも期待されているということを意味していた。

他方、予算は、原則 3 年、複数年度にわたってより効率的に配分されるようになり、繰越も可能となり、助成を受ける側にとっても財源の安定性が確保されるようになった。複数年度にわたる予算制度が導入された背景には、単年度予算の場合、短期的視野に基づく行政活動となり、何を達成するかという結果志向の考え方方が生まれにくく、予算という結果のみを重視する傾向になることへの反省があったためである。そこで、各省庁に対し、3 年間の歳出の担保と、その配分に対しては柔軟性と裁量を持たせ、その代わり活動の成果をより重視し、成果を確実に生み出すという現実的な考え方へ転換したのだった。

1998年12月には、「公的サービス合意 (Public Service Agreement)」が導入された。ここにおいて、各省庁は今後3年の間に達成すべき行政活動を、その設置目的や目標に照らして一層明確にすることが求められ、下位目標として具体的な業績達成目標が定められた。達成状況を確認することにより、行政活動が業績や結果を重視することが意図され導入されたのである。この一連の行政改革の結果、政府全体の政策目的、各省庁の設置目的と達成

目標が明確に設定されるようになり、文化政策においても、実績主義を基盤として評価されるようになった。

そして、DCMS と所管の ACE などの政策を実際に実行するアームズ・レングス・ボディとの関係性についても、DCMS 大臣と ACE や国立美術館・博物館などの代表との間で取り交わされる公的サービス合意に基づいて定められることとなった。すなわち、政府から補助金が交付される場合、前年の実績に基づき補助金はゼロベースから査定された上で交付される。従って、アームズ・レングス・ボディは、進歩の指標、費用対効果、リスク・アセスメント、エビデンスとしての統計データの収集を含め、経営方針、財政計画、公共投資のマネジメント、経営プランなどを常に所管省庁に対し報告しなければならない。

2 文化政策の変遷～芸術政策から文化政策へ

(1) アーツ・カウンシル・オブ・グレート・ブリテンの創設

英国において、文化政策が体系的、組織的に行われるようになったのは、1946 年、当時のアーツ・カウンシル・オブ・グレート・ブリテン (Arts Council of Great Britain, 以下 ACGB) が創設され、公的資金が文化芸術支援に投入されるようになって以来と考えられている。

ACGB の初代会長であり、経済学者であったジョン・メイナード・ケインズは、BBC の放送を通じて「アーツ・カウンシル：その政策と期待」と題した演説を行い、国民にその創設の意義と役割を伝えた。ケインズは、この演説において次のように語っている。

「英國文化芸術評議会のめざすところは、芸術家と公衆がたがいに協力し支え合って生きていいくという目的に向かって、精神を涵養し、意見を練磨し、刺激をあたえるような環境をつくることがあります。」

また、ACGB の独立性や議会に対する説明責任についても以下のように言及していた。

「これからは、我々は制度的に独立の、お役所的形式主義からの自由を、しかし大蔵省によってファイナンスされ、最終的には議会に対して責任を持つ恒久的な機関でなければなりません。」

そして、ケインズの考える芸術とは、生活を文明化する啓蒙的な芸術であった。

「芸術に関する一風変わった後援活動が、そっと始まったというところです。それは、非常にイギリス的で形式ばらず、地味な——お望みならば生焼けと言ってよい——やり方で始まりました。公衆の娯しみのために、劇、音楽および絵画の芸術を贈るべく、まじめな目的と成功への合理的な展望を持って努力している、私的あるいは地方の主導で作られた何らかの協会ないし事業体を鼓舞し、援け、支えるために、半独立の機関がささやかな資金を提供されているのです。遂に、財務当局は、彼らの義務の一部として、生活を文明化する芸術の支援と奨励を承認するに至りました。」

このようなケインズの考えは、その後の ACGB の活動に引き継がれた。しかし、階級社会的意識が大きい当時にあって、オペラやクラシック音楽など一般の人々にはなかなか手が届かないハイ・アートを中心に支援していた ACGB の在り方に対し、次第に批判も生まれるようになっていた。

(2) 1960年代

1960年代の英国は、「ス温ギング・シックスティーズ」と呼ばれ、ビートルズを始めとする新しい音楽やミニスカートなどの斬新なファッションが世界に大きな影響を及ぼし、ロンドンは流行の発信源となり、ポップ・カルチャーが台頭し、文化芸術の概念の変化にも大きな影響を及ぼすようになっていた。

1964年、労働党政権において閣外ではあったが、最初の芸術大臣としてジェニー・リーが就任し、翌65年初めての文化白書(The Culture White Paper)『芸術のための政策、最初の一歩』(ここで言う白書とは、将来法制化するために政府が作成した政策文書)が発行された。この文書において、限定された社会層への支援ではなく、より多くの人々が芸術へアクセスすることが奨励された。

(3) 1970年代

しかし、それに続く1970年代は英國經濟の長い停滞期が続き、何度も政権が交代し、いわゆる「英國病」が蔓延した時期となる。多くの移民が都市部で生活するようになり、社会構造や人口構成は変化し、多様な文化が混在する社会となりつつあった。当時、人口の3%を非白人が占め、そのうち40%が英國生まれになっていたが、多くの人々がエスニック・マイノリティとして社会的にも経済的にも恵まれない状況に置かれていた。

このような状況の中で、文化を巡る様々な議論もおこるようになり、ハイ・アートとポップ・カルチャーの相克、芸術と教育の問題、アートを媒介にして地域の課題解決を目指すコミュニティ・アーツや市民の文化芸術活動を支援するアーツ・センター設立などの多様な取組の勃興、文化の多様性といった様々な変化が起こり、社会的課題も一気に表面化してきていた。

長年、白人以外の人々の創作活動への支援策が講じられることはなかったが、1976年に発行されたナシーム・カーンの『英國が無視する芸術』は、エスニック・マイノリティの人々の創作活動は芸術として正当な評価を受けていない現状を指摘した初めての報告書であった。

そして、この時期から、従来の芸術政策という用語は芸術という言葉には收まりきらない英国内の社会の多様性を反映し、より広義の文化を包含した文化政策という用語に取って代わられるようになった。

(4) 1980年代

1988年、行政改革と緊縮財政が吹き荒れるサッチャー政権において、ジョン・マイヤーズコーは、『英國における芸術の経済的重要性』を発表し、文化芸術分野は年に105億ポンドの利益を生み出し、約50万人の雇用を創出する経済効果があると算出した。マイヤーズコーが提示した文化芸術と経済の関係は、その後のクリエイティブ産業論、あるいは文化芸術の国家の経済への寄与に関する議論につながる契機の一つとなる。

(5) 1990 年代

1992 年、サッチャー首相の後を継いだ保守党のメージャー首相政権において、文化省の創設が公約され、6 つの省に分散されていた文化的責務を一つにまとめ国民文化遺産省が創設された。これが、英国文化政策史上、初の文化省と言われる。その後、労働党のブレア政権において文化・メディア・スポーツ省 (DCMS) として改組された。当時の同省の所掌範囲は以下の 19 分野であった。

- ①アルコールとエンターテインメント
- ②建築とデザイン
- ③芸術
- ④放送
- ⑤コミュニティと地方自治体
- ⑥クリエイティブ産業
- ⑦文化財
- ⑧教育ならびに社会政策
- ⑨ギャンブル
- ⑩政府の芸術コレクション
- ⑪歴史的環境
- ⑫国際関係
- ⑬図書館
- ⑭顕彰
- ⑮人道支援
- ⑯博物館と美術館
- ⑰ナショナル・ロッタリー
- ⑱スポーツ
- ⑲観光

また、クリエイティブ産業として、以下の 13 分野が定められた。

- ①広告
- ②映像とビデオ
- ③建築
- ④芸術とアンテック
- ⑤舞台芸術
- ⑥出版
- ⑦工芸
- ⑧ソフトウェア
- ⑨デザイン
- ⑩コンピューターゲーム
- ⑪テレビ・ラジオ
- ⑫ファッショング・デザイン
- ⑬音楽

3 現在の文化政策 理念・目標・評価

(1) 現在の理念と政策目標

2016 年 3 月、約 50 年ぶりに『文化白書』が発表された。ここには文化芸術へのアクセスに対して最も恵まれていない立場にある青少年たちにそのアクセスを開いていくことを最優先とする政策を打ち出しており、特に、政策目標として以下の 4 点が強調されている。

- ①誰もが、人生のどの地点からでも、文化が提供する機会を享受できる。
- ②文化がもたらす豊饒さは、全国どのコミュニティにおいても受益できる。
- ③文化の力は英国の国際的な位置を増強する。
- ④文化への投資は、リジリエンス（回復力・柔軟性）があり、改革する力がある。

この文化白書で提言された「文化市民プログラム」はすでに始動しており、600 名にのぼる若者たちが英国内にある文化施設に優先的にアクセスできるようになっている。また、文化芸術セクターと文化遺産セクターでは、それぞれ試験的にクラウド・ファンディングによるプロジェクトを立ち上げている。

また、文化白書でも注目されているのが、社会貢献と利益獲得を同時に追求するインパクト投資であり、従来の「助成」というよりは「投資」という考え方がますます鮮明になっている。従って、政府からの投資を得るには、公的投資として社会的課題の解決に役に立つ活動であることを証明しなければならなくなつた。

その背景には、依然として根強い社会的格差、経済的格差の拡大から様々な社会的課題が生まれていることがある。そこで、現政府は、インパクト投資に特化した投資銀行であるビッグ・ソサエティ・キャピタル (Big Society Capital) を設立し、官民連携の

下で政府機関が積極的にインパクト投資を行うことを支援している。

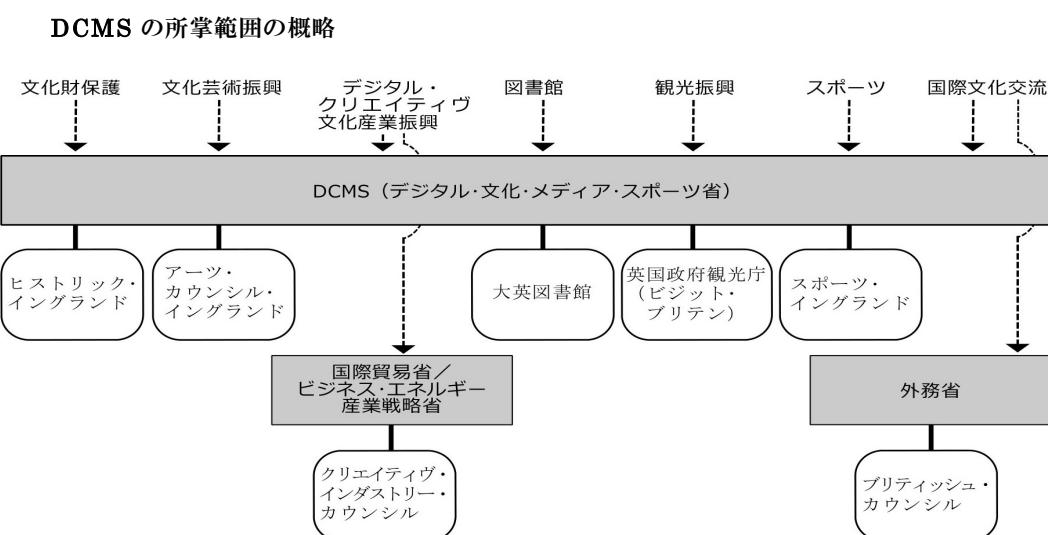
政府は、前労働党政権の時から約15年間にわたり社会的投資を推進する政策に取り組んできた。2000年には社会的投資タスクフォースを設立し、内閣府が行政機関として社会的企業支援や社会的投資推進に向けた取組の中核を担ってきた。労働党政権時代には、貿易産業省に社会的企業ユニット(Social Enterprise Unit)が置かれたが、その後、内閣府にサード・セクター局(Office of the Third Sector)が設置された。同局は、さらにはシビル・ソサエティ局(Office for Civil Society)へと改組され、2016年、内閣府からDCMSに移管された。2010年、保守党が政権交代を果たした際に、社会的インパクト理論が積極的に取り入れられ、ビッグ・ソサエティ・キャピタルが設立されたのである。この組織は、2012年に休眠預金の活用促進と社会的投資市場の形成を目的に設立された組織であるが、日本でも休眠預金活用に関して、2017年12月に法案が可決したところであり、インパクト投資に注目が集まっている。

1997年から2010年までの労働党政権における文化政策のキーワードが、クリエイティブ産業、社会的包摶、文化芸術の社会的価値の3点に集約されるとするならば、2010年からの保守党政権のキーワードは、ビック・ソサエティ、経済の恩恵を平等に行き渡らせる包摶経済、社会的インパクト投資及び評価の3点に集約される。

なお、DCMSは、教育、健康、多様性における文化芸術のインパクトに対する政府や議会からの関心を得たいと考えており、事例収集を行っている。

(2) 組織

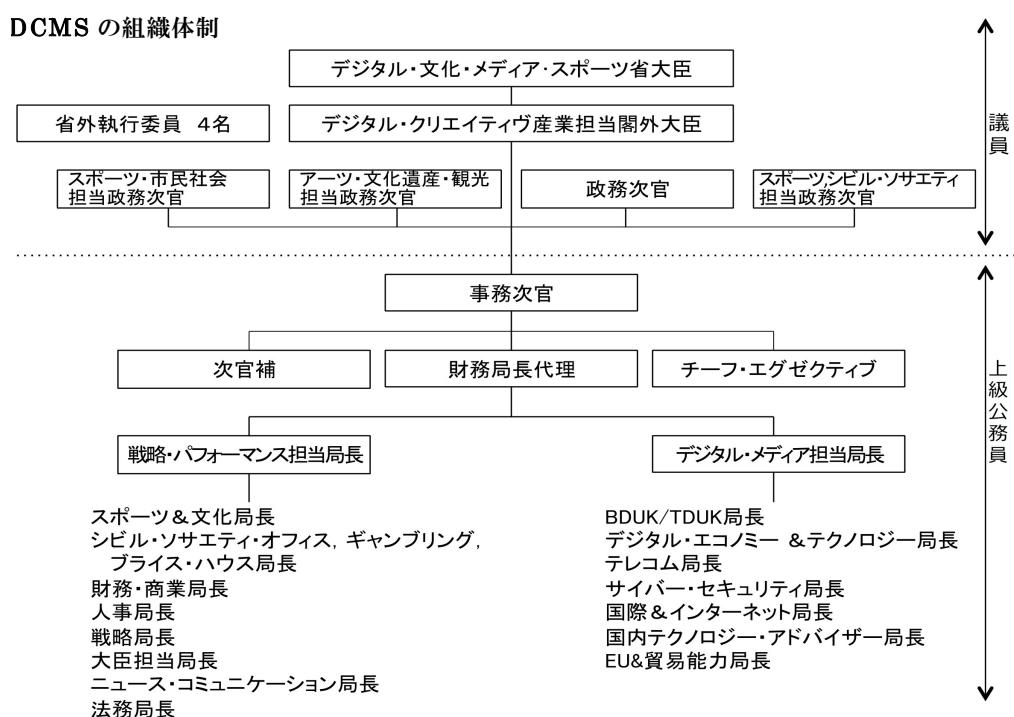
英国政府において、文化芸術を担当している省はDCMSであるが、2017年、デジタル経済が進展してきたことから、同省の所掌範囲が広がり、「デジタル」が付加され、文化・メディア・スポーツ省からデジタル・文化・メディア・スポーツ省(Department for Digital, Culture, Media and Sport, DCMS)に改称された。また、2016年度に社会的インパクト投資を所掌するシビル・ソサエティ局も内閣府から移管された。DCMSの担当分野の所掌範囲は次図のとおりである。



出典：Department for Culture, Media and Sport, *Annual Report and Accounts For the year ended 31 March 2017*, 2017 のデータをもとに作成。

DCMSは、閣議に出席できる権限を有する閣内大臣を長とする25の大臣省の一省であり、国会議員の中から任命された、閣内大臣1名、閣外大臣1名、政務次官4名が就任している。大臣や政務事務官の所掌範囲は、政権やその時々の社会状況に応じて柔軟に変更される。

DCMS の意思決定に関しては、閣内大臣が議長を務める省委員会を通じて議会に提出される。省委員会は、閣外大臣、政務次官のほか、執行委員と省外執行委員から構成されているが、執行委員は、事務次官、局長などの上級公務員が委員となっており、省外執行委員には、政策や運営に関し助言を行う民間から選ばれた専門家が就任している。



出典：Department for Culture, Media and Sport, *Annual Report and Accounts For the year ended 31 March 2017*, 2017, ならびに DCMS, *Accounting Officer System Statement*, 2017のデータをもとに作成。

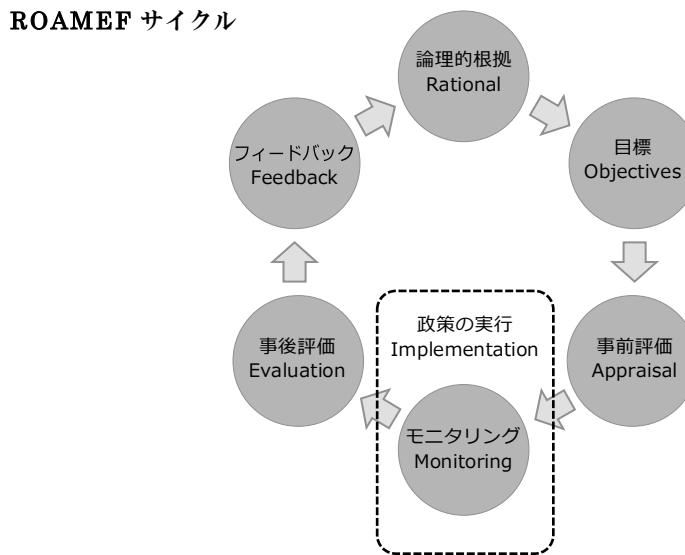
(3) 政策形成サイクルと評価

政策形成の基本構造として、英国では ROAMEF サイクルが奨励されている。その基本サイクルは、次図にあるように、論理的根拠 (Rational) → 検証可能な目標の設定 (Objective) → 政策の事前評価 (Appraisal) → 政策の実行 (Implementation) とモニタリング (Monitoring) → 事後評価 (Evaluation) → 評価結果のフィードバック (Feedback) である。

この一連の循環にのっとって実施される政策形成の過程において評価が行われるのだが、政府の省庁共通の政策評価のマニュアルとして、財務省より『マゼンタ・ブック (The Magenta Book : Guidance for Evaluation)』と『グリーン・ブック (The Green Book: Appraisal and Evaluation in Central Government)』が発行され、この2つのガイドラインに基づき、英国政府の全ての政策の評価、公共投資の経済効果の測定が行われている。

評価では実績が重視されることから、達成目標や財政報告に加えて多様な統計データ

タなどのエビデンス資料の提出が求められる。特に、DCMS が主なターゲットとしている子どもたちや若者層の参加者数については、所属する社会層や年齢層なども細かく分類したデータを収集し、支援額に対する費用対効果とあわせて報告することになっている。



出典：HM Treasury, *The Green Book: Appraisal and Evaluation in Central Government*, 2013を元に作成。

4 具体的な施策・事業

政府の施策は、具体的には各省所管の公的機関であるアームズレンジス・ボディによって実行されている。DCMS には、46 ものエージェンシーや非省庁型公共機関が所属しており、そのうち、アーツ・カウンシル・イングランドやヒストリック・イングランドを以下に紹介する。それぞれ、文化芸術の振興、歴史環境の保全に関する政策を実行している。

(1) アーツ・カウンシル・イングランド (Arts Council England)

ACE は、1946 年にケインズによって創設されたことは前述のとおりだが、現在は、文化芸術の振興を促進し、文化芸術への公的投資金を再配分する機関として、重要な役割を担ってきている。DCMS は ACE と運営合意書を締結し、交付金を交付するとともに ACE の活動内容を規定している。しかし、交付金の再配分、助成団体に関する意思決定は ACE 自体が行っている。また、ロンドンとマンチェスターの事務所を中心として活動を行っている。

2010 年から 20 年の 10 年間にわたる ACE のミッションとして、「あらゆる人々に素晴らしい芸術を届けること。アーティストたちには世界第 1 級の芸術を創造する支援を、そして可能な限り数多くの聴衆に対して届けること」を掲げている。すなわち、最大のステーク・ホルダーであり、出資者 (= 納税者) でもあるすべての国民に対して芸術への鑑賞や体験、参加といったアクセスを広げることが謳われている。同時に、芸

術の質の担保も重視している。なお、現在の ACE の支援対象は、芸術、博物館・美術館、図書館の 3 つのセクターである。その具体的な達成目標は以下の 5 つに集約されている。

- 目標 1：「卓越性」によって、芸術、博物館・美術館、図書館に活気とにぎわいをもたらす。
- 目標 2：すべての人々が芸術、博物館・美術館、図書館を体験し、刺激を受ける機会を有する。
- 目標 3：芸術、博物館・美術館、図書館は常に活気にあふれ、環境的観点からも持続可能である。
- 目標 4：芸術、博物館・美術館、図書館における人材のリーダーシップと労働力は多様であり、かつ適切なスキルを有している。
- 目標 5：すべての子どもたちや青少年が、芸術、博物館・美術館、図書館が有する豊かさを体験する機会が持てる。

なお、現在、次の 2020 年から 30 年にかけての戦略を、文化芸術の専門家をはじめ一般の人々からの意見を聴取し、策定しているところである。

その運営を助成するナショナル・ポートフォリオ・プログラムと、プロジェクトごとの事業助成としてアーツ・カウンシル・ナショナル・ロッタリー・プロジェクト・グラント (Arts Council National Lottery Project Grants) があるが、2016 年度の実績として、年間助成総額は 672 百万ポンドであり、年間運営助成件数は 676 件（団体）、月平均の事業助成件数は 344 件となっている。運営助成を受けているナショナル・ポートフォリオ団体は、投資効果を証明するため様々な統計データを ACE に提出しなければならない。

(2) ヒストリック・イングランド (Historic England)

ヒストリック・イングランドは、イングランドの歴史的環境の保全をするため、政府からの補助金で運営されているアームズ・レンゲス・ボディである。前身はイングリッシュ・ヘリテージ (English Heritage) だが、2015 年 4 月にヒストリック・イングランドと非営利団体のイングリッシュ・ヘリテージ・トラスト (English Heritage Trust) の 2 団体に分割された。分割の目的は、公的投資額の削減であり、前者は収益を上げることのできない部門を統合してヒストリック・イングランドとし、後者は文化遺産の管理運営を行うことによって収益をあげ、最終的に政府からの公的投資を受けない自立した団体となることを目的としてイングリッシュ・ヘリテージ・トラストとして設立された。

ヒストリック・イングランドの活動内容は以下のとおり。

- ・歴史的場所に注目を集めること
- ・英国の文化遺産を認知し、保護すること
- ・変化を支援すること
- ・歴史的な場所を理解すること
- ・地方まで専門性を広げること

ヒストリック・イングランドは次の 5 部署から構成されている。

調査グループ	重点分野、保存すべき建築物の登録・分類などの調査を実施。
登録グループ	登録すべき建物等のリストアップ、保存。
企画グループ	地方自治体へ専門的なアドバイスをする。全国に地域事務所が9か所あり、新しく開発する地域で保存すべき文化遺産などに関して地方自治体に助言を行う。
エンゲージメント・グループ	政府への助言を行うとともに、コミュニティ・エンゲージメントなどについても助言を行う。ヘリテージ・スクール・プロジェクト(Heritage School Project)などの教育プログラムも実施。社会的インパクトの専門家もこのグループに所属する。
コミュニケーション・グループ	アドボカシー活動、ソーシャル・メディアの活用、出版等を担当。

最近の動向としては、約2年前からクラウド・ファンディングによるプロジェクトを開始し、またLGBT向け、エスニック・マイノリティの人々向けのプロジェクトも行っている。これまで文化遺産に関心のなかった若者たちを対象とするプロジェクトなど、その活動が様々な社会層に届くよう工夫している。クラウド・ファンディングによって資金を調達するプロジェクトは、今後増加する傾向にある。

5 文化に関する統計調査の状況

DCMSで実施している文化芸術分野に関する統計は、寄付指標(Charitable Giving Indicators)、DCMS所管セクターの経済推定(DCMS Sectors Economic Estimates)、エンターテインメント・ライセンス統計(Entertainment Licensing Statistics)、博物館・美術館月別入場者数(Museums and Galleries Monthly Visits)、支援博物館・美術館パフォーマンス指標(Sponsors Museums Annual Performance Indicators)、発見文化財に関する調査(Statistics on Reported Treasure Finds)の7件である。

この中で、最も重要なのは、アーツ・カウンシル・イングランド、イングリッシュ・ヘリテージ、スポーツ・イングランドと共同して2005年より行われている「ティキング・パート」である。イングランドに居住する市民の文化やレジャー、スポーツへの参加度の調査を実施している。「ティキング・パート」が調査する分野は、芸術、博物館・美術館、公文書館、図書館、ヘリテージ、スポーツの6分野であり、調査の目的は以下のとおりである。

- ① 文化やスポーツなどの活動への関与の度合いを分析し、集約することにより信頼度の高いエビデンスを提供する。また、参加の動機を明らかにする。
- ② 「ティキング・パート」のデータの活用を希望する、あらゆる人々の要求や興味に合致させる。
- ③ 文化やスポーツに関わることによって得られる価値や利益、また、関与を奨励する将来のさらなる調査を明確にする。

調査は、郵便局に登録されている住所を任意に選択し、それぞれの分野への参加の度合いについて面談で行う。調査の対象は16才以上の成人(年間に約1万人)と、5才

から 15 才までの青少年（同約 2 千人）であり、今後はオンラインによる調査も開始する予定である。

なお、ウェールズでは、アーツ・カウンシル・ウェールズがアーツ・イン・ウェールズ・サーベイを行っており、スコットランドではカルチャー・イン・スコットランドが統計を取っている。

6 その他、特筆すべき点

(1) クリエイティブ・ヘルス (Creative Health)

近年、医療、健康、ウェルビーイング分野における芸術の効用が注目されており、超党派議員たちによる政策提言書『クリエイティブ・ヘルス：健康とウェルビーイングに役立つ芸術 (Creative Health: The Arts for Health and Wellbeing)』が 2017 年 7 月に発表された。同報告書は、2 年間にわたって、福祉・医療従事者やアーティスト、地方自治体関係者、学識者など 300 人以上の人々と議論を重ねた成果として、事例を紹介しつつ、芸術は健康・ウェルビーイングの維持に重要な役割を果たしている、との振興を提言している。例えば、認知症の患者には、音楽療法が効果をあげていること、文化芸術活動に関与することによって仕事のストレスが軽減されること、ロンドンの恵まれない地域に住んでいる人々が芸術活動に関わった後に健康が促進される、といった事例が取り上げられている。

(2) EU 異脱の影響

2016 年 6 月の国民投票によって、英国は EU から離脱することを決定したが、文化芸術セクターにとっては影響が大きい。国際共同制作や人の移動、EU からの助成、ヨーロッパ域内における国際フェスティバル、知的財産権など様々な局面での影響が懸念されている。

英国の文化政策から参考になること

(1) 国民の意見が反映される明快な政策形成の仕組み

国の政策形成の過程が明確であり、国民の意見が反映される仕組みになっている。新たに政策を立案する場合、事前に現場及び文献資料を精査し、分析結果を公表し、コンサルテーションが行われる。このコンサルテーションは、日本でいうパブリック・コメントの聴取に相当するが、一般市民や文化芸術セクター全体から、インタビューやインターネットを通じて意見やコメントを聴取するプロセスであり、最低でも12週間にわたり実施されなければならない。

(2) 多様なアクターがつながる文化芸術セクターの存在

政府、アーツ・カウンシル自治体、民間財団、個人など多様なアクターが連携、補完しあつて文化振興を担っている。また、この多様なアクターによりさまざまなプラットフォームやネットワークが形成され、その総体として文化芸術セクターが形成されている。DCMS や ACE も文化芸術セクターの存在を尊重し、支援、連携している。

(3) 文化芸術セクターでのリーダーシップの取れる人材の育成

文化芸術セクター全体で、次世代を担う人材の育成、特にリーダーシップを取れる人材の育成に取り組んでいること。文化団体運営のための財務やマネジメントに関する実務的なスキルを始め、リーダーとなるためのトレーニングを受けることができる。その際、館長、ディレクター級の専門家が芸術分野などの垣根を越え積極的に参加し、支援している。

(菅野 幸子)

第3章 アメリカ合衆国

特徴

- ・非営利団体への税制優遇措置に基づく、寄付を中心とした民間主導の芸術文化支援
- ・多様な扱い手と財源による文化活動の多様性の確保

1 文化政策の特徴

アメリカ社会において、芸術文化は「民間あるいは地方レベルで支えられるべきものである」という考え方方が基本にある。このため、公的機関の活動領域や直接補助はきわめて限定的であり、文化政策を一元的に所掌する政府の官庁はない。欧米諸国と比較した場合、政府の文化予算は著しく少なく、その一方で民間による支援の大きさは突出している。政府が大きな財政支出を行う欧州諸国に対し、アメリカの芸術文化は民間資金により支えられ、その前提として税制優遇措置が存在するという特徴は、これまでよく指摘されてきた。Giving USA 財団が毎年発行する寄付白書『Giving USA』2018年版によれば、個人や企業からの寄付総額 4,100.2 億ドルのうち、文化芸術・人文領域に 195.1 億ドルが寄付されている。これは文化関連の中央政府支出の 10 倍をゆうに超え、地方政府支出を加えた政府支出全体と比較しても 6 倍以上の金額である。また文化芸術・人文領域への寄付は、あらゆる分野への寄付の中で、対前年比の伸び率が最も高い領域となっている（8.7%）。

文化を直接担当する官庁ではないが、連邦政府レベルで文化振興を担う機関の代表的なものとして、次のような組織がある。

連邦政府レベルで文化振興を担う主な機関

機関名	概要
全米芸術基金（NEA）	1965 年に創設された、芸術助成機関。
スミソニアン機構	19 の美術館・博物館・動物園、9 つの研究所を有する国立の複合博物館教育研究機関
ナショナル・ギャラリー	1937 年に設立されたワシントン DC に位置する国立美術館。国立美術館ではあるが非営利団体として運営されており、予算の半分が連邦政府からの拠出金で、残り半分は寄附や運用益などによっている。
ジョン・F・ケネディセンター	1958 年の国立文化施設法を根拠として、1971 年にケネディ大統領を記念する施設として完成。パフォーミング・アーツ向けの施設。
博物館・図書館サービス機構（IMLS）	博物館・図書館の支援組織。1996 年設立。

アメリカには、芸術文化振興と文化財保護を一括で担当している政府機関はない。そのためここでは、芸術文化振興に焦点をしづり、主に非営利文化団体を支える制度と、全米芸術基金（National Endowment for the Arts：以下 NEA）の変遷と現在をみる。

NEA は 1965 年に全米芸術・人文科学財団法によって設立された連邦政府の独立機関である。過去 50 年にわたり、芸術および芸術教育に対する国内最大の助成団体として、毎

年平均約2,300件の助成を行うとともに1億1700万ドル以上の協力協定を結んでおり、アメリカ全土にわたり芸術支援を行っている。

NEAの助成は、補助金を受け取る団体が助成額と同額以上を、寄付などの非政府財源から集める「マッチング・グラント」が原則となっており、このことにより連邦政府以外からの芸術への公的・民間支援を促進する役割をも果たしてきた。

寄付を中心とした民間主導の芸術文化支援を前提とするこの仕組みは、支援対象の選択が寄付者に委ねられるという構造を持つ。小規模や地方圏での取組みであっても、活動を支援する民間主体がいれば存続できることになる。このことは、活動内容、地理的分布において多様性を生み出す土壤となっている。このようなアメリカの文化政策のあり方は欧洲諸国とは異なっており、多様な文化の存在・維持・継承を可能にするあり方として各国が参照し得る要素を多分に含んでいるといえよう。

連邦政府以外からの支援を引き出す仕組みを支えているのが、非営利団体制度と税制優遇措置の存在である。アメリカでは非営利団体は広く社会に定着した存在であり、芸術団体のみならず、大学などの教育機関、病院・保育園などの福祉機関のほとんどが非営利団体として運営されている。芸術団体は、所定の手続きを経て内国歳入法の501(c)(3)で定義される非営利団体として扱われ、この501(c)(3)団体に対して個人や企業が寄付を行った際には、所得税から一定の割合が控除になるという税制優遇措置がとられている。それにより、個人や企業などから非営利団体である芸術団体に寄付が誘導される仕組みが確立されているのである。その結果、年間総額183～198億ドルもの寄付が非営利文化団体に流れ込んでいる。NEAの年間予算が約1.5億ドル、州・地方政府をあわせた予算も約11億ドルであることと比較すれば、非政府の民間資金の規模がどれほど膨大であるかは明らかである。

このように、アメリカの芸術文化支援は、国家が直接的に芸術団体を支援するよりも、税制面の優遇措置を設け、個人、財団、企業による支援を促すことに重点を置いてきたことに特徴がある。NEAも、連邦政府自身が芸術団体の主たる資金提供者になることを企図しておらず、あくまで芸術団体は民間支援によって支えられるべきという考え方を基本としている。

2 文化政策の変遷

前述したように、現代のアメリカは民間（非政府）主導の文化政策が主流であり、政府が直接文化を支援するという狭義の意味での文化政策は限定的なものにとどまっている。そのため、NEAを分析するのみではアメリカの文化政策全体の把握は不十分であるが、ここではNEAの変遷を通じて文化の考え方や支援対象の変遷を追う。

(1) 政策的意義の変化と支援対象の拡大

1965年、ジョンソン政権期に全米芸術基金が創設された。「芸術文化活動は民間によって支えられるべき」という考えが根強いアメリカにおいて、連邦政府の芸術支援が開始された背景には、舞台芸術の経済状況の厳しさが認識されるようになったこと

に加え、米ソの冷戦下で芸術支援により国民的威信を示すという外交政策的な意義も含んでいた。

創設期の助成対象は、演劇の劇団・バレエカンパニー・オペラ劇団および個人のアーティスト、大学や芸術文化・文学関連団体であったが、ニクソン政権期の1971年度より交響楽団と美術館が加わった。また、地方の芸術グループの成長を支援するプログラムもこのころに開始されている。その後、メディア芸術（1977年度）、工芸・伝統芸術（1978年度）、デザイン芸術（1979年度）と、1970年代を通してNEAは助成対象を拡大していった。

1990年代初頭、助成対象となった一部のアート作品について、主として保守層の国民から「不道徳」「わいせつ」「冒とく的」などの批判が寄せられたことをきっかけとして、芸術文化への政府助成のありかたについて一大論争がおこり、NEAに批判の矛先が向けられることになった。この論争を機に、アーティスト個人へのNEA助成はほぼ廃止され、NEAの予算は大幅な再編と規模縮小が行われた。これをきっかけに「音楽」「演劇」「ダンス」などのジャンルごとの助成から、1997年度からは「文化遺産と保存」「教育とアクセス」「創造と発表」などの目的別の助成が行われることとなり、現在に至っている。

（2）NEA予算の変遷

次図2点はNEAの予算について、ドルと実質ドル（1966年を1とする）での変遷を示したものである。フォード財団の舞台芸術助成プログラムを引き継ぐ形で始まった1960年代後半を経て、NEAは1970年代に助成対象を拡大するとともに、予算額を拡大していった。1980年代はレーガンomics下での予算削減は免れたものの、急激な物価上昇には追いつかず、1979年度をピークとして、NEA予算は実質ドルにおいて減少の一途をたどることになった。さらに1996年度よりNEA基金の予算が大幅削減され、それ以降ほぼ横ばいのまま現在に至っている。また、1975年度に予算の20%、1993年度には35%、1998年度には40%が州の文化助成機関に割り当てられることが議会で義務付けられ、NEAの最大の権限であった助成対象の決定権が、州レベルへと事実上委託される割合が多くなっていったことも、NEAの存在感をさらに小さくすることになった。

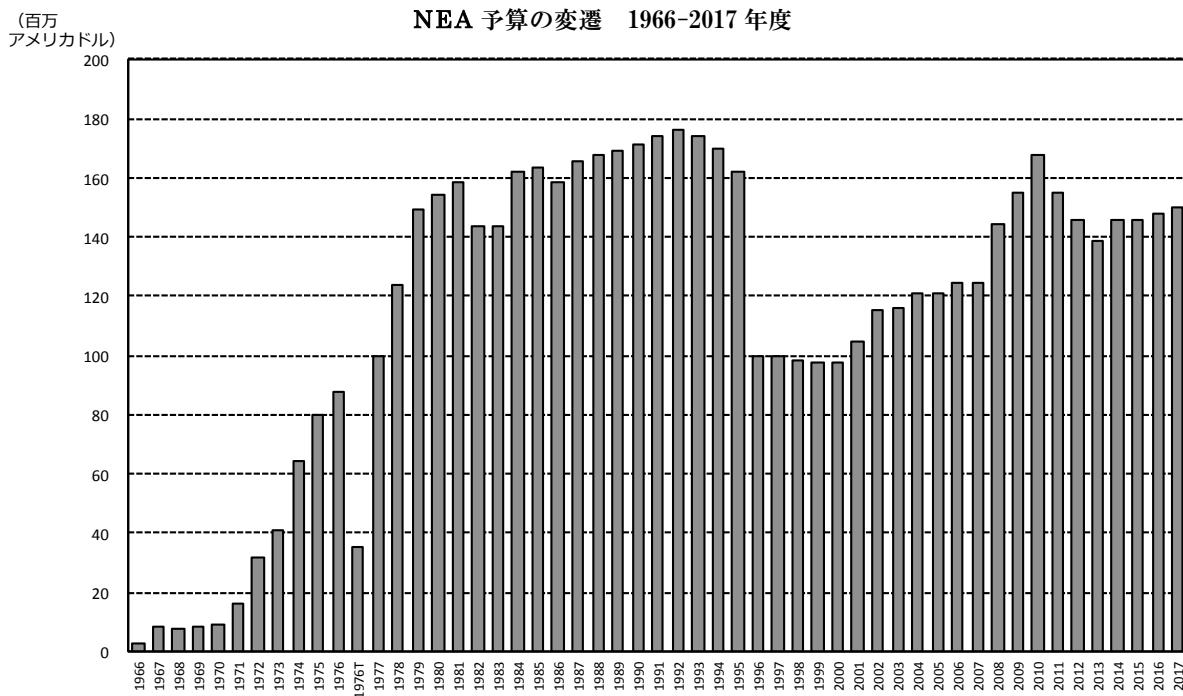
オバマ政権下では文化政策重視の期待が高まったが、11年度は景気低迷の影響を受けて再び予算減（1億5,469万ドル）となった。

また、2017年1月に就任したトランプ現大統領は、大統領予算案において、NEAをはじめとした連邦政府主導の文化機関の解体方針を打ち出した。2018年度予算での解体は議会により阻止された形となつたが、2019年度以降のNEAの存続は不透明である。

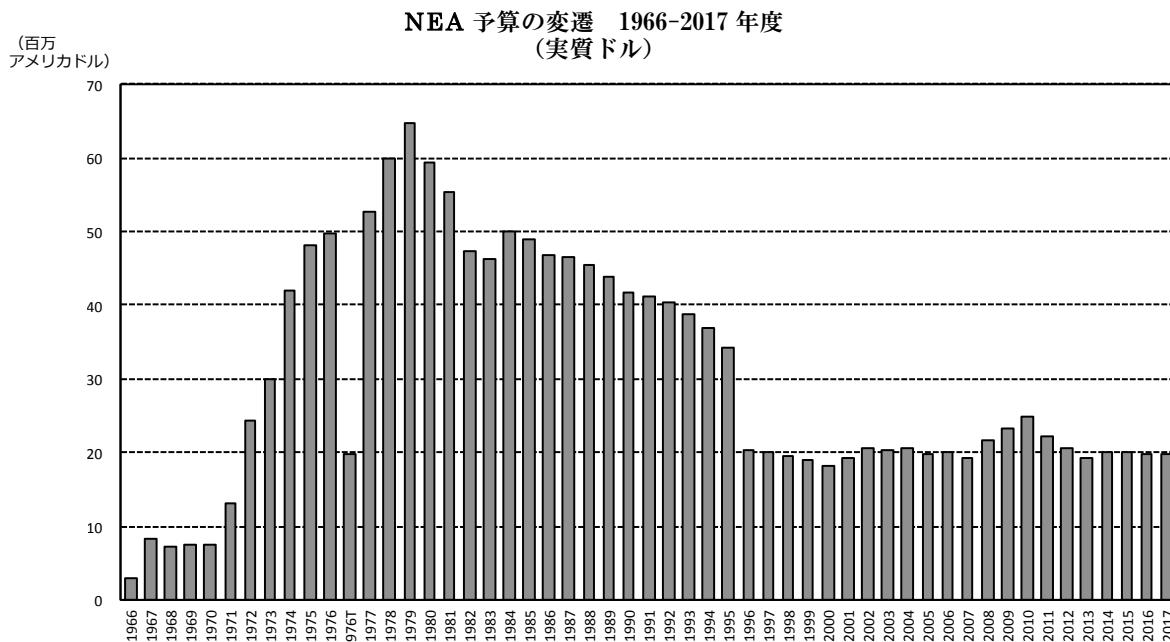
限定的な予算と役割にとどまっていたNEAが廃止されても大きな影響はないという見解もあるが、NEAが担っている地域格差を是正する役割や、あらゆる国民が芸術に触れることを支援する取組を考えれば、マイナスの影響がでることは必至である。多くの芸術文化団体・機関が反対の声明を発表するなど、議論が続いている。

NEAでは芸術の効果や価値を示す調査研究と成果の公開は大事な柱として位置付けられてきたが、このような動向を受け、芸術がどのような社会的役割を果たしているか、また公的に芸術を支える必要性がどこにあるかを客観的に示し得る調査研究の

重要性がさらに高まっている。



NEA ウェブサイト (<https://www.arts.gov/open-government/national-endowment-arts-appropriations-history>) より作成。1976 年度以前の会計年度は、前年の 7 月 1 日からその年の 6 月末までであったが、1977 年度以降は、前年の 10 月 1 日よりその年の 9 月末までとなっている。「1976T」とは、移行期の 1976 年 7 月 1 日から 9 月末までの値を示している。



NEA ウェブサイト (<https://www.arts.gov/open-government/national-endowment-arts-appropriations-history>) より CPI 値を使用した。(1966=1)

3 現在の文化政策 理念・目標・評価

(1) 現在のNEAの理念と目標

NEAの現在のミッションおよびビジョンは次のとおりである。

○ミッション（理念）

すべてのアメリカ国民に対し、芸術参加への様々な機会を提供することにより、地域の創造力の強化を図る。

○ビジョン

アメリカ国民ひとりひとりが芸術に触れるによる恩恵を受け、各地域が芸術を通じた目標や実績を認識してたたえる国家を目指す。

このミッション・ビジョンに基づき、次の戦略目標を掲げている。

戦略目標と横断的目標

目標1 優れた芸術を支援する	目標 1.1 国内の芸術活動および伝統芸術を顕彰し支援する 目標 1.2 アメリカの芸術のポートフォリオの拡充 目標 1.3 国内の文化の基盤強化
目標2 国内の様々な優れた芸術に触れる場、芸術との出会いの場を創る	目標 2.1 アメリカ国民が芸術にふれる機会を提供する 目標 2.2 アメリカ国民が人生のあらゆるステージにおいて、芸術に関する知識と技能を得る機会を提供する 目標 2.3 芸術が地域生活に溶け込む機会を提供する 目標 2.4 創造的な芸術療法ならびに根拠に基づいた芸術と健康のプログラムへの参加を支援する
目標3 芸術の貢献について公衆の知識と理解を促進する	目標 3.1 全米各地の芸術活動に参加し芸術家たちと触れ合うことが国の活力にとって重要であることを国民に伝える 目標 3.2 アメリカ国民のために、芸術の価値と効果を広く明示するように努める 目標 3.3 芸術家、芸術作品、ならびに芸術活動による国際交流の機会を提供する
目標4 優れた組織として、NEAの使命を果たす	目標 4.1 公的資金を効果的かつ厳密に管理する 目標 4.2 国民に対し、透明性と説明責任をもつ 目標 4.3 多様性、創造性、見識があり、生産的でモチベーションの高い労働力を維持する 目標 4.4 優れた芸術を対象とするNEAの助成金交付を推薦する審査員を市民から募集し、参加してもらう
横断的目標	戦略的パートナーシップと、表彰制度を通じて、NEAの助成活動が国内の幅広い地域および恵まれない（十分なサービスが受けられない）人々にも確実に行き渡るようにする

「目標1」は、芸術活動および伝統芸術を育成、維持継承、発展させることを目指しており、助成事業、戦略的共同事業、先導的事業がその具体的施策となる。また、新しい作品の委嘱や助成も行う。さらに、基盤強化のために、芸術家や文化関係者を対象とした専門家育成の機会、アーティスト・イン・レジデンスなどを通じ、文化活動に携わる人々と、他の分野や文化資源をつなぐ機会を提供している。

「目標2」は、地理的条件などにかかわらず国民が芸術に触れ、人生のあらゆるステージにおいて芸術に関する知識と技能を得る機会を提供しようとするものである。

また、芸術や文化遺産が、地域コミュニティの発展に寄与することに着目し、芸術と地域経済発展を調和させるようなプロジェクトを推進するパートナーシップに資金提供している。さらに、芸術の健康に対する効果に着目し、医療や健康に関する芸術プログラムを支援している。

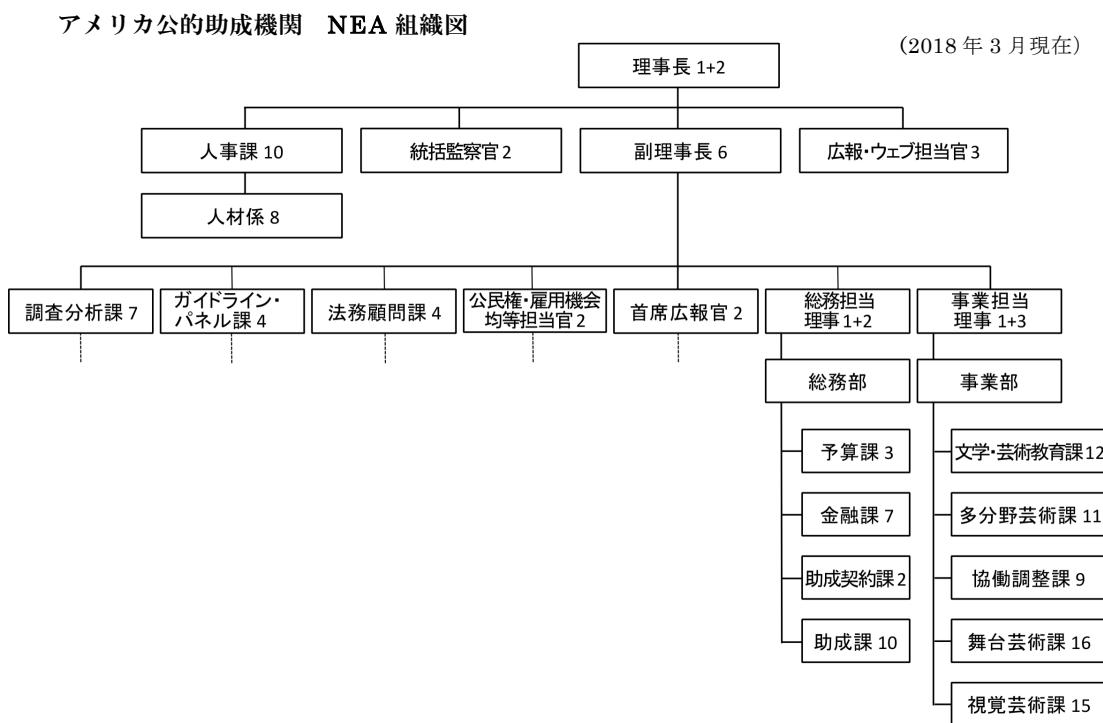
「目標3」は、芸術家、芸術活動、芸術団体の存在価値について、NEAがこれまで以上に情報を管理し提供していき国民の理解を得る姿勢を打ち出している。また、厳密な研究分析によって、研究者、実演家、政策担当者、そして一般市民に対し、正確かつ適切で、適時な芸術に関する情報を提供することを宣言している。

「目標4」は、NEAの組織としての透明性を高めようとするものである。

特に目標3、目標4に掲げられていることは、芸術への公的支援の根拠やNEAの存在意義を示すうえで重要な点である。

(2) 組織

NEAの現在の組織は下図のとおりである。



NEAは大統領直轄の独立行政機関であり、全米芸術評議会(NCA)の議長がNEAの理事長を兼ね、評議会が基本方針など重要事項を決定する。

数字はそのセクションの人数。+はアシスタントの数。

(3) 評価

(1)で掲げた目標が達成されているかどうかを検証するため、NEAでは助成対象団体の報告書や、芸術の参加に関する調査を通じ、評価を行っている。例えば助成を通じ達成された成果として以下のような事実が報告されている。

- ・2016年度の助成のうちの40%は、貧困地域に対して行われた。2017年度も同様の結果を予測している。

- ・毎年、平均4280万人の大人と830万人の子供が、NEAの助成による芸術イベントを通して芸術に触れている。それ以外にも、他のNEAの助成金によって何百万ものアメリカ人が、芸術に触れている。
- ・NEAの助成金は、1：9の割合で非政府資金を引き出している。つまり非営利文化団体がNEAから受けた1ドル分に対し、他の非政府資金を9ドル分得ていると見積もられる。

このような評価を行うためには、アメリカ国民の芸術参加状況や、広範にわたるデータの収集に加え、芸術が社会や国民生活にどのような貢献をするのかということについての調査研究が必要である。そのためにNEAは、調査分析局（Office of Research & Analysis : ORA）を設置し、芸術がアメリカ国民の生活にどのようなインパクトを与えていているかを明らかにすることを目的に調査研究を行っている。

先述したNEAの戦略目標3にも掲げられているように、芸術がアメリカの国や国民、地域社会にとってどのような貢献をなし得るのかということについて、正確で時宜にかなった分析を行い、積極的に提示することは、NEAの戦略目標の柱のひとつともなっている。

4 具体的な施策・事業

(1) NEAの助成事業

2017年度は2,494件の助成、19の協力協定、4の機関協定を含めた2,517の事業に対し助成した。下図は2017年度の助成事業の詳細である。

NEAの助成事業（2017年度）

	項目	金額	件数
予算： 1億5000万ドル 総額： 1億2720万ドル (2,517件)	芸術作品（活動）	5,370万ドル	2041件
	チャレンジ・アメリカ	130万ドル	133件
	Our Town	690万ドル	89件
	州・地域とのパートナーシップ	5,080万ドル	64件
	地域の芸術振興 (Arts Engagement in American Communities)	84万ドル	84件
	文学奨学金 (Literature Fellowships)	130万ドル	60件
	功労者の表彰 (Lifetime Achievement Awards)	35万ドル	14件
	先導的事業 (Leadership Initiatives)	1200万ドル	32件

NEA, *Appropriations Request For Fiscal Year 2019, 2018.*

“FY 2017 and FY2018 Accomplishments”

(2) 具体的な助成事業の内容

NEA の助成はプロジェクトに対し行なわれている。また、NEA は他の連邦政府機関、州および地方政府、州および地域の芸術機関、そして民間の非営利組織とのプロジェクトにおけるパートナーシップを継続的に拡大している。そのことで、アメリカ国民が地理的条件にかかわらず平等に芸術プログラムを経験できる機会を提供するとともに、様々な社会的課題に対応する芸術プログラムを実施してきている。

先の表に見るように、芸術活動への助成が件数、金額ともに多いが、以下では他機関とのパートナーシップによる、芸術の社会的な価値に着目した特徴的な取り組みを紹介する。

①芸術教育

すべての年齢のアメリカ国民が学び、創造し、成長する機会を持つことを目的に、NEA は未就園児から高校生までの生徒と、教育者ならびに彼らを支援する市民リーダー、学校と地域に焦点をあてた芸術教育の助成プログラムを行っている。豊かな芸術教育を受けた子どもは成績の平均点や全国共通テストの点数が高く、退学率が低いという調査結果があり、この芸術と学習の肯定的な関連に着目し推進しているプログラムである。

学校や地域で行われる、子どもたちの芸術の知識やスキル向上を目的としたプロジェクトを支援するほか、芸術教育にたずさわる教師や教育者の能力向上のためのプログラムもある。「プロフェッショナル・ディベロップメント助成」は、実践の場となるコミュニティを作り、教育者へ実践の機会を提供することに対する支援である。

②地域開発と芸術、デザイン

ア) Our Town：創造の場づくり

地域が持つ様々な課題を芸術や創造的活動によって解決しようとするプロジェクトへ助成するもので、住民が地域の創造的資源を見つけることにより創造的な場を作ることを促すプログラムである。少なくとも 1 つの非営利組織（芸術家や芸術組織）と地方自治体で構成されるパートナーシップに対して助成されるところが特徴的で、それにより地域の将来への投資を定着させるねらいがある。

2017 年度は、芸術参加、デザイン、文化計画のための 75 件の助成金、創造の場づくりについての知識を構築するプロジェクトへの 14 件の助成金を通じて、総額約 690 万ドルが支給された。一例として、全米郡研究財団へ助成された創造の場づくりについての知識構築のためのプログラムでは、農村地区において芸術を核とした経済発展を目指す方法について、郡職員や経営者たちの養成が行われた。

イ) 都市デザイン市長協会 (MICD)

都市デザイン市長協会は、NEA の先導的事業で、アメリカの建築物と自然環境を保護ならびに豊かにし、地域を強化することを目指す事業である。米国市長会との連携により実施している。市長とデザイン・開発の専門家を結び付け、それぞれの都市が持つ都市デザイン上の課題に対し、ケース・スタディの手法で市長、建築家、

プランナー、景観設計家、開発専門家などが参加して討論する。討論を通じて、優れたデザインが都市に対して持つ価値への理解が深まり、創造的な解決策が導き出されることが多いという。多くの市長が、この研究会に参加することはリーダーとして都市をより良いものにする方法を変えていく重要な機会であると述べている。

ウ) 農村地域におけるデザインと地域開発

農村デザイン市民研究所 (Citizens' Institute on Rural Design : 以下 CIRD) は、NEA と農務省、オートン・ファミリー財団、Project for Public Spaces, Inc. (地域計画やデザインに携わる非営利団体) との連携による先導的事業を実施している。CIRD は人口 5 万人以下の農村地域を対象に、デザインの専門家、地元のリーダー、地域団体、住民たちを交えた 2 日間のワークショップを開催し、デザインによって経済的・文化的な向上に取り組む機会を提供している。

1991 年に設立された CIRD は、これまで全国で 80 回以上のワークショップを開催しており、地域経済の強化、農村の特色の強化、文化資産の活用、レクリエーショントレインの設計など、幅広い結果をもたらした。

③災害復興

ハリケーンなどの自然災害で大規模な被害を受けた地域の芸術文化活動の復興を支援している。連携している州の芸術機関を通じて、芸術家や非営利芸術団体に資金が提供され、以下のような費用に対し使用される。

- ・既存の空間が被害を受けた場合、新しい空間において優れた芸術が創出できると判断されたプロジェクトや活動
- ・施設や設備のレンタル
- ・運営や芸術活動のために使う備品
- ・ビジネスが中断した場合の、組織のスタッフの給料、賃金
- ・衣装、舞台セット、楽器などの芸術文化に必要な素材の修理や保存
- ・スペース（施設）の建設または改築のための設計費
- ・マーケティング/宣伝費、出版、流通

建設工事自体には使用を認めていないが、建築物や建設工事の備品の購入に対して助成金を使用することができる。また、燃料、博物館のカビを防ぐための空調コントロール、照明やコンピューターなどの電力機能復旧のためにも使用することができる。

④軍人を対象とした事業

ア) Creative Forces: NEA Military Healing Arts Network

「Creative Forces: NEA Military Healing Arts Network」は、NEA と国防総省と退役軍人省とのパートナーシップ事業で、外傷性脳損傷と精神疾患の診断を受けた軍人患者や退役軍人ならびにその家族や介護者に対し、芸術活動の機会を提供するプログラムに対し支援している。現在 11 の臨床現場があり、治療方法の効果の研究や、芸術療法士の能力開発に対しても投資を行っている。

イ) Blue Star Museums

NEA、国防総省、非営利団体「Blue Star Families」、およびアメリカ国内の2000館以上の博物館が連携したプログラムで、軍人およびその家族を入場無料としている。平均で856,000人の軍人と家族が利用している。

以上見てきたように、NEAが行う支援は芸術団体への助成にとどまらず、芸術が持つ社会や個人に対する効果を促進するようなプログラムへの支援が行われている。また、人材育成やパートナーシップに対し支援を拡大していることも近年の特徴である。

5 文化に関する統計調査の状況

NEAは全国規模での体系的な芸術参加状況の調査を1982年から開始している。また、州政府の政策の動向については、NASAA(National Assembly of State Arts Agencies)が定期的に調査を行いデータを公表してきた。このようにアメリカでは、文化の定量的な統計データが歴史的にも蓄積している。

現在、NEAは調査分析局(Office of Research & Analysis: ORA)を設置し、芸術の参加に関する統計データの収集分析や、芸術の多面的な価値や効果に関する体系的な研究を推進している。以下にその状況を概観する。

(1) ORAのミッションと目標

ORAは、「アメリカ国民の生活において芸術が持つ価値や影響について、国民の認識と理解を深めること」をミッションに、次の3つの目標を掲げている。

- 1) 芸術の価値と影響について、質の高い政策志向の調査を実施する。
- 2) NEAの助成を受けている事業に関し、その効果を報告する方法および指標を開発し、非営利の芸術団体がそれぞれの実績を説明することに役立つ資料を提供する。
- 3) NEAの外部の研究者が正確で影響力の高い研究を行う能力を向上させる。

ORAの研究体制は、ディレクター1名のもと、7名の研究スタッフで構成されており、基礎的データの構築、分析、アーカイブを進めるとともに、調査研究の範囲を拡大するために、連邦政府機関や他分野とのパートナーシップを構築している。

(2) 調査研究計画(リサーチ・アジェンダ)

ORAでは、5か年にわたる調査研究計画(リサーチ・アジェンダ)を策定している。芸術についての調査研究がどのような影響をもたらすかについて、芸術分野全体の傾向を把握し、中期的な見通しをもって調査を行うためのもので、このリサーチ・アジェンダをもとに定期的な進捗点検や達成状況の確認を行っている。

リサーチ・アジェンダには次の3つの目的がある。

- 1) 芸術についての社会科学および行動学的調査を行う。
- 2) 調査を進める中で、他の研究者、資金提供者、実演家たちと対話を深めること。
- 3) 調査研究の進捗を定期的に点検し、達成状況の確認や方向転換の必要性を判断すること。

(3) 2012-2016 年度のリサーチ・アジェンダとその成果

2012-2016 年のリサーチ・アジェンダに基づく研究プロジェクトでは、データ整備において以下に挙げるいくつかの重要な成果があった。

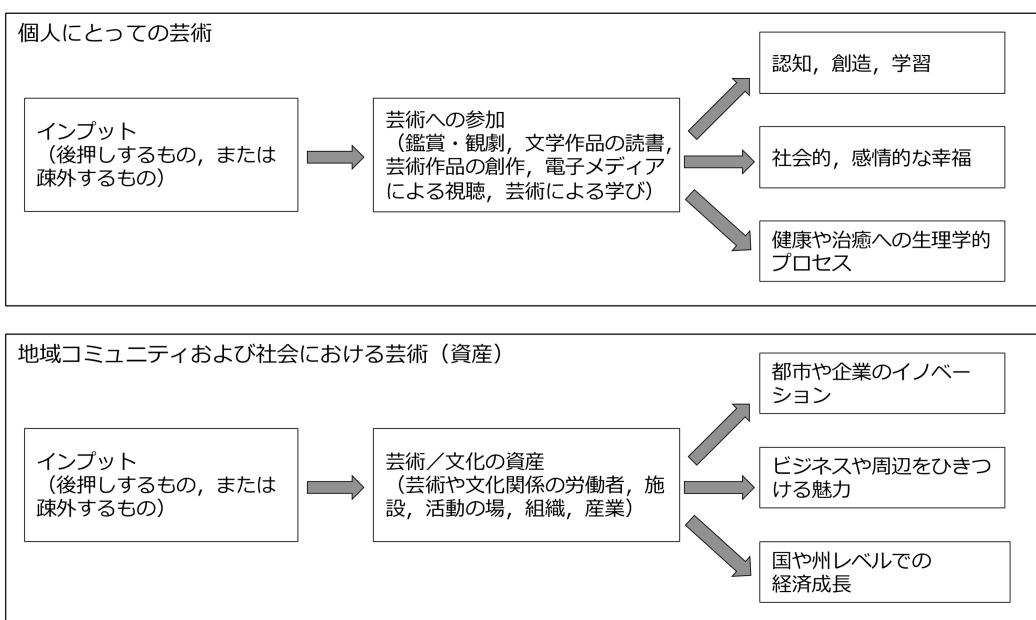
- 1) アメリカ国民の芸術への参加の傾向について、より根拠のあるデータ収集の実現
「国民の芸術参加に関する調査 (Survey of Public Participation in the Arts : SPPA)」は、35,000 人を超える大人を対象にした全国規模の包括的な調査であり、SPPA により芸術参加に及ぼす社会的、経済的な要因について分析が可能になった。
- 2) 文化サテライト勘定の導入
2013 年、NEA と経済分析局は GDP に対する芸術文化の貢献を測定するため、芸術文化産業のサテライト勘定 (Arts and Cultural Production Satellite Account : ACPSA) を作成し、1998 年から 2012 年の期間の文化 GDP を推計した。
- 3) 芸術の価値と効果を研究する研究者への支援を拡大
研究者が主導する調査研究プロジェクトへの助成プログラムを開始した。
- 4) 芸術に関するデータや分析手段の市民への公開
国立芸術文化アーカイブ (National Archive of Data on Arts & Culture : NADAC) を創設し、芸術に関するデータセットや調査研究結果をウェブ上で整備した。
- 5) 芸術と人間開発の調査研究に関し連邦政府とのパートナーシップ構築
人間開発における芸術の役割について情報共有し、新しい調査研究を進めていくことを目的に、芸術と人間開発に関する省庁間の特別委員会を開催し、19 の連邦機関の代表者が参加した。

(4) 2017-2021 年度のリサーチ・アジェンダ

2017 年から 2021 年の 5 か年にわたるリサーチ・アジェンダでは次図に示すように「個人レベル」、「地域コミュニティおよび社会レベル」の 2 つのレベルで芸術がもたらし得る成果を明示している。この成果を把握することが、ORA が関心を持つ研究領域ということになり、そこには教育や経済や健康等の幅広い分野がかかわる。

- 研究テーマには以下のような項目が含まれる（括弧内は利用するデータ）。
- ・芸術活動への参加動機と阻害要因（社会生活基本調査）
 - ・芸術参加による高齢者の健康と幸福（Health and Retirement Study）
 - ・学力と芸術教育の関係（National Assessment for Educational Progress）
 - ・芸術文化産業による経済成長と雇用への貢献（芸術文化の生産のサテライト勘定）

ORA リサーチ・アジェンダ（2017–2021年）の調査図式



NEA[2018], *A New Research Agenda for the National Endowment for the Arts: FY 2017-2021*.より作成

(5) 学際的研究の支援——NEA Research Labs

NEA Research Labs は大学などの研究機関が芸術文化団体やその他必要な機関と提携して行う分野横断的な研究プログラムに対する研究助成である。2017年度は「芸術と認知、創造および学び」，「芸術と社会および情緒的な健康」，「芸術と起業家精神と革新」のカテゴリーの研究に対し助成が行われている。

(6) 研究成果の公開と活用

ORA のすべての調査報告は Web 上に公開され、キーワード検索が可能になっている。これらは、ビジュアル化され、一般国民の関心を引く形で情報提供されている。また、ORA の研究成果のみならず芸術文化に関するあらゆる統計データは、NEA から資金提供を受ける「国立芸術文化アーカイブ」に一元的に収集され、オンラインで公開されている。政策立案者や実践家、研究者など、様々な立場の人々が活用可能となっており、この分野の研究と実践の両面における発展向上に寄与し得るものであろう。

アメリカの文化政策から参考になること

(1) 政府資金に頼らない、民間主導の多元的な芸術文化支援システム

仮に NEA 予算を 1 とした時、地方政府は 8、民間寄付は 120 という比率になっており、NEA からの助成は金額的な規模では小さい。ただし、NEA は芸術セクターそのものの基盤強化の機会を提供しており、プレゼンスは決して小さくない。

(2) 芸術文化の幅広い価値を示すための科学的な調査研究の充実

NEA はミッションに基づき、NEA は国民への透明性と説明責任を果たすというところから一歩進んで、調査分析局を置き、正確かつ適切な情報を幅広く文化芸術に関する市民や研究者に提供するため、様々なテーマ調査を、外部科学者とも協力しながら行なっている。

(3) 調査研究成果や統計データの整備と積極的な公開

NEA 調査分析局では、統計データの収集分析のみならず、芸術の多面的な価値や効果に対する体系的な研究を戦略的に推進し、また国立芸術文化アーカイブを通じて芸術に関するデータセットなどにアクセスできるようにしている。また NASAA も、州政府の政策の動向について定期的な調査を行い、統計データを公表している。

(朝倉 由希・作田 知樹)

第4章 ドイツ

特徴

- ・地方ごとに密度の濃い文化の多様性
- ・文化分権主義から協調的文化分権主義への移行期

1 文化政策の特徴

ドイツ連邦共和国の芸術文化支援の特徴は、地方割拠型であり、連邦政府の関与は限定的である。

(1) 背景

1871年のビスマルクによるドイツ帝国創設によってドイツは近代国民国家としてスタートした。それ以前は、共通の文化を持ち共通語としてドイツ語を話す人々は、多くの領邦国家に分散していた。中世以来の自由都市や封建領主の小国が19世紀初頭まで存続し、この間に君主や市民の手で各地に文化機関が創設され、それらが今日ドイツ全土で目にする劇場やミュージアムの基礎となっている。

統一を成し遂げたドイツ帝国では、連邦国家体制が採られた。各邦国は、対外的主権を帝国に委ねたが、それぞれに立法権と行政権と財源を持ち、高い自立性を保持した。ところが、ヴァイマル憲法で国による芸術の奨励を明文化し、第一次大戦後の荒廃の中で規模の大きな文化機関の復興に國家が手を差し伸べたことが、ナチ時代の中央集権的芸術統制政策への土壌を用意してしまう。

戦後、ドイツは東西の分断を経験する。西ドイツでは、ナチ時代の反省にたって再び分権体制が敷かれた。連邦政府は、芸術文化振興には関与せず、地方政府である州及び自治体が文化政策の主な担い手となった。西ドイツの文化政策は、地方割拠的な「文化分権（連邦）主義」を定着させた。これは、ナチ時代に中央集権国家が見せた国家による芸術文化への侵害を将来にわたって構造的に予防しようとしたものである。他方、東ドイツでは社会主義統一党が、文化政策を中央集権的に統制していくこととなり、この体制は1990年のドイツ再統一まで続く。

ナチ時代と旧東独時代を除けば、ドイツには現在の連邦共和国を支える長い分権の伝統がある。各地で展開されてきた文化活動は、ドイツ全土に網の目状に広がる多彩で充実した文化環境を育み、その密度の濃い多様性は、現代ドイツの文化政策の顕著な特色を成している。

(2) 特徴

文化分権主義において重要な原則は「補完性の原則」と「州の文化高権」である。

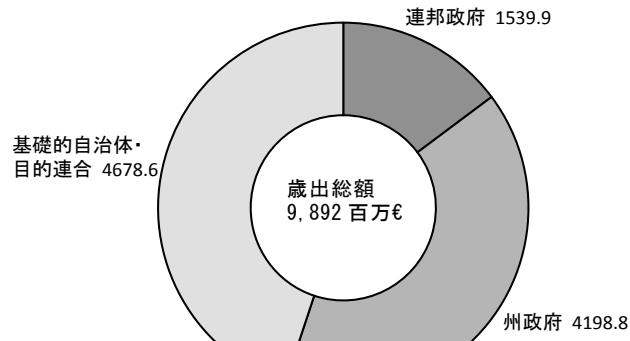
文化活動の実施主体は基本的に住民であり、彼らは不可侵の人間の尊厳と芸術の自由をドイツ連邦共和国基本法（ボン基本法）で保障されている。しかし住民の自助努力では自由な活動の環境が十分に整わない場合には、住民の生活レベルに最も近い基礎的自治体がこれを補完する。それでも不十分な場合は州がこれを補完する（「補完性の

原則」)。

またドイツでは芸術文化振興に関する立法権は、州の専管事項とみなされている(「州の文化高権」)。

このような地方割拠型の文化政策が文化分権主義と呼ばれ、公的文化歳出予算においても、連邦政府に対して州と自治体及び目的連合の合計額がはるかに上回っている。

ドイツの公的文化歳出額とその割合(2015年) (単位:百万ユーロ)

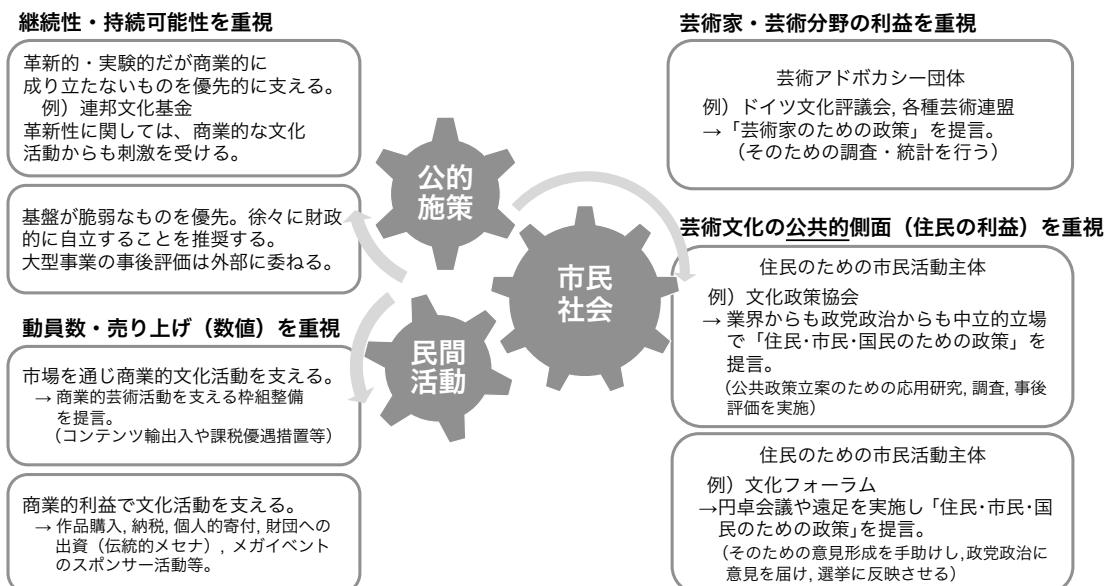


出典: Statistische Ämter des Bundes und der Länder(Hrsg.), *Kulturfazierbericht 2018*, Wiesbaden, 2018, S.82.

(3) 政策形成の仕組み

ドイツの芸術文化活動は、公的施策と民間活動と市民社会の3つの次元が歯車のようにかみ合って、相互に支え合うガバナンス構造が特徴的である。

芸術文化を支える3次元構造



中央政府と地方政府(州・基礎的自治体及び目的広域連合)は、公的政策の次元にあたる。この次元は、法的・行政的な側面に対する高い専門性を持つ人員に支えられ、政策評価・目標設定で最も重視するのは、「継続性」である。商業的に営まれる民間活動が2つの次元で、連邦議会は商業的な領域に支えられる芸術文化をも、ドイツの芸術文化シーンの多様性を支える重要な一要素と見なしている。革新的な芸術文化を生み出

すインスピレーションが生まれることも少なくないためである。この次元では、動員数や売り上げ、ランキングといった「数量的計測可能性」を信頼し、重視する傾向が強い。

第3の次元は市民社会である。この次元は、芸術文化に公益的・公共的な意義を積極的に見出し、芸術文化領域及びコミュニティ全体に対する「公益性・公共性」を重視する。第2の次元が営利追求の活動の中で芸術文化を扱うのに対し、市民社会の領域は利益の追求を主たる目的とはしない。国民国家成立前後の伝統を持つ文化協会・美術協会・音楽協会や芸術財団が典型例である。

ドイツの場合、この第3の次元が芸術文化活動を支える理論形成と政策提言をけん引する強力な基盤を成す。公的政策においても様々に施策の目標や公共性が理念的に掲げられてはいるものの、芸術文化領域を扱うという性質上、公的次元が芸術の公共性を自らの発案として積極的に定義することは避けられており、実質的には社会の現状を最も間近で観察している市民社会が理論上のプレインとなっている。そしてそこで問題提起されたことがらに対し、具体的な施策立案や財政支援がなされていく。

2 文化政策の変遷

ドイツで国（連邦政府）の文化政策が公式に開始されるのは、1998年である。背景には、欧洲統合及びグローバル化の深化に伴う国の窓口の必要性と並んで、ドイツ再統一という特殊事情があった。州や自治体による文化自治の伝統が中断されていた旧東ドイツ地域を、統一ドイツの文化政策構造の中にいかにソフトランディングさせるかに重点が置かれたのである。そのため以下では文化政策の歴史の浅い連邦政府のみに限定せず（詳細は本編『平成29年度諸外国における文化政策等の比較調査研究事業 報告書』p.88の年表図4-4を参照されたい）、主体を広く捉え、戦後ドイツの公共文化政策の「文化」の範囲の変遷を記述する。

(1) 公権力への懐疑と構造再構築（終戦直後）

連邦国家を構成する16の州は、実質的には「国家」機能を有している。住民の生活に一番近い基礎的自治体も、古くは教区や住民同士の相互扶助的な性格を出発点としたものの、産業社会と官僚国家へ向かう過程で、19世紀以降官僚機構化した側面があることは否めない。終戦後のボン基本法第5条第3項は、ヴァイマル憲法の国による芸術の奨励を削除し、「芸術と学問、研究、教授は、自由である」のみとした。芸術文化への公権力の介入を可能な限り抑制しようとした終戦直後の姿勢をうかがうことができる。

(2) 高級文化施設の復興（終戦後～1960年代後半）

それでも戦後、自治体が消極的ながらも文化行政を開始する。内容は文化施設の修復・復興が主であった。戦時に荒廃し自力再建の困難な文化施設は自治体が管理することとなり、それらの修繕と復興に役割が見出された。連合国による非ナチ化も冷戦を背景に実際には不十分なものに留まり、戦前の権威主義的傾向が社会に温存され

た。芸術文化も、高級芸術施設で展開される高級文化を中心的な内容とし、富裕層に占有される状況が続いた。

(3) 文化の概念の民主化（1960年代後半～80年代前半）

東西冷戦の中で、緊急事態法の成立を急ぐ大連立政権の権威主義的な姿勢が、第三次世界大戦勃発の危機感を抱いていた学生たちを一気に反体制運動へと向かわせていく（68年学生運動）。この運動は極左テロなどの副産物を生み出すと同時に、環境運動や社会文化運動など、その後のドイツの信頼性を象徴するリベラルな政策の土壌ともなった。

これ以降、文化領域を個人の趣味嗜好の問題と見なし、美学的価値秩序が支配的であった〈芸術振興政策〉は、広くとらえられた文化概念を基調とし、芸術文化を民主社会の基盤かつ触媒と位置づけ、その個人的意義も社会的意義も等しく尊重しようとする多様性志向の〈文化政策〉へと転換する。

(4) 立地条件としての文化（1980年代～）

こうした方向転換は、文化領域にナチ時代を克服する民主政への触媒機能を理念的に見出したことが決定的であったが、好景気という時代にも支えられ、1980年代半ばまでには西ドイツ全域に広がっていった。ここに公的文化政策に対する戦後の否定的な認識はおおよそ克服され、公共的な意義が徐々に認められていく。社会が豊かになるとともに80年代にはさらに国際的な潮流として、企業誘致や観光の立地条件として芸術文化を捉える視点が入ってくる。そのためドイツの自治体も、ミュージアムなどの改修、新設ブームを迎える。観光への関心も高まった。社会的格差解消という70年代的要請が薄らぎ、代わりに都市のプレゼンスや国際競争力が新たな目標となった。こうした中で理念的には「文化は立地条件」という呼びかけが80年代半ばには生まれたものの、70年代ほどの抜本的な政策理念の転換がなされたわけではない。

(5) 統一不況とグローバル化

1990年には悲願の再統一を果し遂げたが、ほぼ時を同じくして西側欧州諸国は福祉国家の終えんを迎える。旧東ドイツの疲弊した経済に引っ張られたドイツは、統一不況へと突入していく。そのような経済状態にありながら、旧東ドイツ地域に存在していた膨大な数の歴史的文化遺産の維持・復興、グローバル化や欧州統合の深化に伴う新しい文化政策的課題が複合的に急浮上する。さらに不況の苛立ちがついに、文化政策にも数値化された政策評価と効率性を求める風潮を生み出す。

また移民の背景を持つ住民との共生（多文化共生）は、1960年代以降は一時的外国人労働者の問題と見なされ、自治体がノウハウを培ってきたが、2000年の国籍法改正などを経る中で、連邦政府もようやく「移民受け入れ国」としてのドイツの現状を追認した。これにより、多文化主義や主導文化の議論が活発化した。

2015年にはシリア内戦に伴う欧洲難民危機が起こる。異文化との対話はそれまで、国内案件は、内務省が所掌し、首相府にも専門の委任官が置かれ、国際案件は、外務省所管の対外文化政策であった。しかし国内で多文化を巡る課題が顕在化した結果、

国内の文化政策と国外での文化政策（外務省）との共同歩調が2018年以降の政権運営方針を決定する連立交渉で大きく取りあげられ、外務省には間国家的文化政策の国務大臣級ポストが創設された。広い文化概念と多様性を志向する文化政策は、今日のドイツ社会でますます存在感を増している。

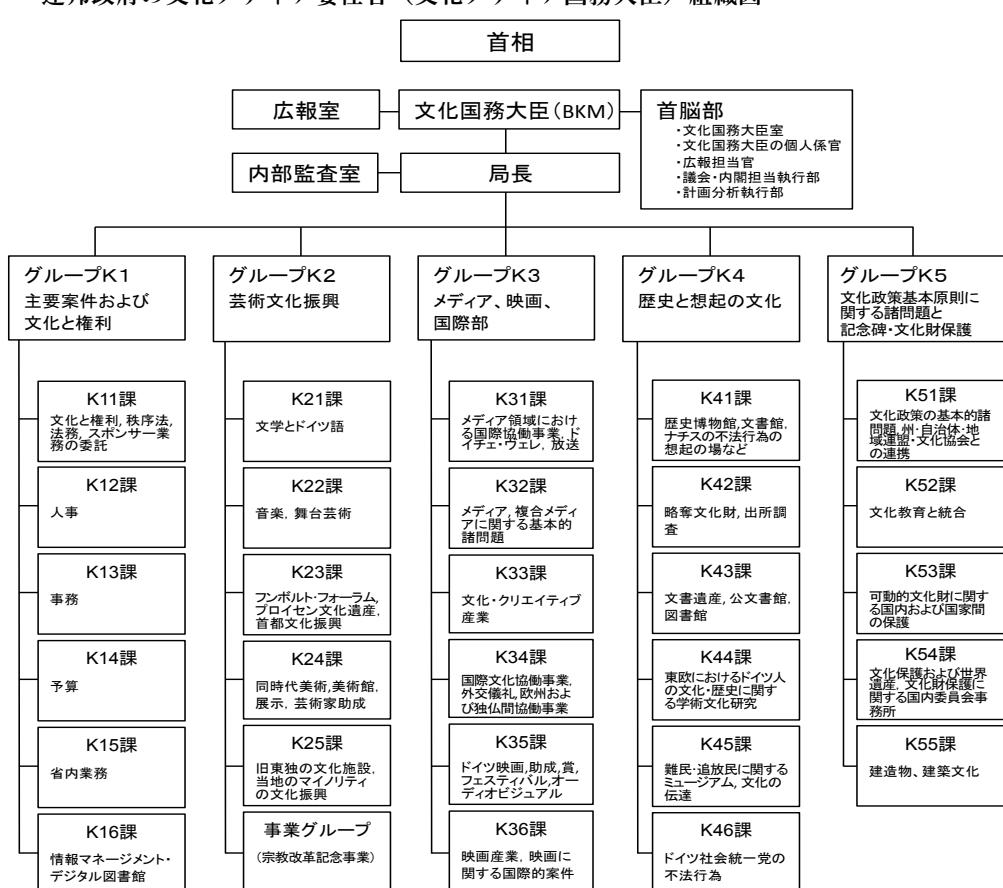
3 現在の文化政策 理念・目標・評価

(1) 理念

連邦レベルでの国内文化政策が公式に開始されるのは再統一後のベルリンへの行政首都移転が目前となった1998年である。この時以来、文化とメディア（映画・国際公共放送等）を所掌する国政レベルのポストは一貫して連邦首相府に置かれている。このポストはドイツ語では *Beauftragte/r der Bundesregierung für Kultur und Medien*（連邦政府の文化メディア委任官。以下BKM）と言う。日本では慣例として「連邦文化メディア庁」と訳されてきたが、この名称は組織ではなく業務を所掌する委任官を指す。今日では国務大臣級の職位であることを示すために「文化国務大臣」が積極的に用いられている。BKMは、連邦政府によって選任され、内閣での議決権は持たない。ドイツ連邦文化メディア省のような自身の省は持たず、連邦議会文化メディア委員会の監督の下、首相府に割り当てられた文化メディア政策の予算を議会が決めた配分に則って執行する。このBKMが実施する一連の施策が、連邦文化政策と呼ばれる。

連邦政府の文化メディア委任官（文化メディア国務大臣）組織図

2017年11月現在



1982 年のユネスコの文化政策に関する世界大会（メキシコシティ）において国際的に文化が定義され、現在のドイツもこの定義を踏襲している。文化とは社会あるいは社会集団の精神的・物質的・知的・感情的特性の組み合わせであり、芸術・文学に加えて生活様式・共生の仕方・価値体系・伝統・信念を含むという広い理解である。この抽象的文化概念を基調としつつ、2018 年 1 月現在の連邦文化政策の主要所管業務は、以下のように方向付けられている。

- ・連邦立法を通じて、文化メディア領域の法的枠組みを発展させ、改善していくこと
- ・国家的意義を持つ文化施設及び文化事業を振興すること
- ・ドイツ全体を文化的に代表するために首都ベルリンを支援すること
- ・様々な国際委員会でドイツの文化メディア政策の利益・関心を表明すること
- ・ナチズムの恐怖支配による犠牲者に対する国家的意義を有する場所を支援すること
- ・旧東独ドイツ社会主義統一党の不法行為に関する場所・施設と協働し、記憶を受け継いでいくこと（想起の文化）

国際会議での折衝、国レベルで必要な枠組み的立法、文化振興は、ある程度標準的な内容である。再統一後のベルリンの支援、ナチ時代並びに旧東ドイツ時代の不法行為の記憶を風化させないための支援には、ドイツの歴史が色濃く反映されている。

こうしてメディア（国際公共放送）の自由の保障と、過去への取り組みをも含む広い意味での連邦文化政策も、地方政府の文化政策同様に、現代ドイツの民主政の基盤であると位置づけられている。

BKM は設置以来ほぼ一貫して予算規模を増大させていている。2018 年度以降の連立政権も、芸術文化振興のみならず、歴史や多文化（移民・難民支援）などの社会的関心が高い課題に向き合うことで合意しており、連邦文化政策の存在意義は薄らぐことはないと考えられている（市民活動によるドイツ文化省創設の運動も近年再び活発化している）。

（2）継続性を主眼とする目標と評価

目標と評価について、連邦レベルは「継続性」を重視する。それは一方で、立法によって文化メディアに対する環境を整え、国際的で革新的で実験的ではあるが商業的に成り立たない芸術文化活動や、財政基盤がぜい弱なへき地の事業の振興、中小都市の事業のみを対象とした顕彰活動を行うことで、現代の活動が長期的視野に立ち持続的に行われていくための背面支援をするという意味である。他方で、歴史的に形成されてきた文化的な遺産を現代社会にあっても意味のあるものとして活用しつつ後世に受け継いでいくことや、過去の歴史に向き合い、現代との接点を見出し、「想起の文化」を醸成することで記憶の継承をはかり、不斷の努力で民主社会を維持していくという意味もある。そのため事業評価も、催しの数や動員数等の数量的基準のみならず、継続性を主軸にした判断となり、いかに新たな層に届けることができたかといった質の面も含めて、総合的に検証される。

4 具体的な施策・事業

(1) ドイツ全土の文化施設、機関

ドイツ全土に広がる芸術文化環境と政策の規模を概観すると以下のようになる。これらの中でも特にドイツ全土に網の目状に広がる劇場の環境整備が手厚い点に、創造性支援への姿勢が表れる（欧州連合 28か国中、芸術家雇用数は第一位）。

文化施設数の日独比較（2017年現在）

ドイツ	日本
公立・私立劇場、オーケストラ	約 490
劇場施設	150
祝祭劇場	約 70
博物館・美術館	6,771
公共図書館	7,414
劇場・音楽堂	1,851
博物館（登録・相当）	1,256
博物館類似施設	4,434
図書館（同種施設含む）	3,331

注：ドイツの分類における「公立・私立劇場」は劇団・楽団・舞踏団付きの劇場企業体を意味し、作品の創造・上演活動を行う。うち、公立劇場は 2015/2016 年シーズンで 143 館である。「劇場施設」は劇団・楽団・舞踏団付きではない。

出典：ドイツの数値はドイツ統計局とドイツ舞台協会、プロイセン文化財財團ミュージアム研究所 2017 年調査、DBS-Gesamtauswertungen(2018)

日本の数値は文部科学省『社会教育調査 平成 27 年度結果の概要』による。

(2) 連邦文化政策（国レベル）

現在の連邦文化政策の主要な事業は、以下のとおりである。

①想起の文化

近年ドイツは、ナチ時代や旧東ドイツ時代の人権侵害を反省するにあたって、記憶し反省することで風化を防ぐのみならず、現代及び未来に向かって過去をどのように想い起こしていくかという問題意識のもとでこのテーマを捉え直している。そして「想起の文化（Erinnerungskultur）」という理念的文化概念に再構成しつつある。想起の文化は、現在の BKM の最重要の任務で、連邦による文化政策の正当性を根拠づける際にしばしば言及される。

②メディア

ラジオ、TV、インターネットを通じて対外的にドイツの情報を伝える国際公共放送ドイチュエーレが、この予算の大半を占める。BKM では現在、2020 年のベートーベン生誕 250 周年に向けた世界的関心の高まりを見込み、強化している。

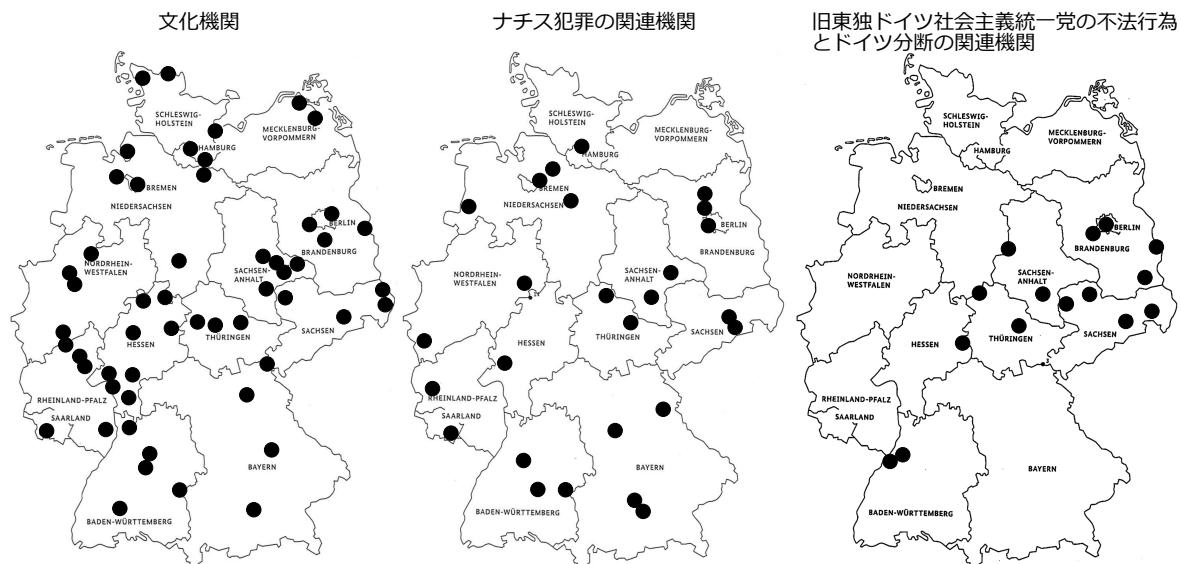
③旧東ドイツの文化遺産及び首都ベルリンの文化支援

基幹産業がなく失業率の高い首都ベルリンの経済力は極めて弱い。旧東ドイツ地域において連邦政府が支援すべき事案については、再統一後の 2002 年に『青書』が出され、23 の文化遺産（文化の灯台）が選出された。首都ベルリンの支援と旧東ドイツの文化遺産は、今日でも BKM の主要な芸術文化支援の内容である。

④文化財団（外郭団体）

プロイセン文化財団（ベルリン）、プロイセン時代の居城と庭園基金（ベルリン=ブランデンブルク、ポツダム）、連邦文化基金（ハレ）、ヴァイマル古典財団（ヴァイマル）、ドイツ全土に意義を持つ芸術と文化の振興などがある。

BKM が支援している文化機関の例



出典: Presse- und Informationsamt der Bundesregierung, *Im Bund mit der Kultur*, 2016, pp.22, 71, 83.

(2)-1 芸術文化支援

連邦文化基金（Kulturstiftung des Bundes）は、旧東ドイツ地域ザクセン=アンハルト州の都市ハレ・アン・デア・ザーレ（人口約 24 万人）に所在する。最初に設置の提案がなされたのは 1973 年であるが、西ベルリンでの設置に英米仏が反対したほか、州の文化高権の壁もあり、その後 30 年余り進展はなかった。2 代目 BKM のユリアン・ニダ＝リューメリンがこの基金を、ドイツ全土に意義を持つ文化施設や事業を支援するものと位置付けた上で、ドイツにおける文化のあり方を連邦政府が単独で決めるることはせず、常に州と共に決定する「共同決定」を提案したことで、2002 年 3 月にようやく設立にこぎつけた。

(2)-1-1 連邦文化基金の組織構成

連邦文化基金は、100%が BKM の支援に拠るもの、自立し、自治権を持つ民法上の財団である。各政治レベルの代表からなる「理事会」と各分野レベルの組織の代表からなる「評議会」がある。

「理事会」は振興の重点など、財団活動の内容的指針のみを確定する。実質的にはいわば監督機関であり、支援の内容に影響を及ぼすことはできない。「共同決定」の原則があるために、理事会は、連邦の代表と州及び自治体の代表者との人数均衡が原則とされる。一つの政治主体が基金の運営方針に強い影響力を及ぼすことを防ぐ意図があり、年次予算を執行する主体であるとはいえ、BKM が単独で財団に影響力を及ぼ

すことはできない。

芸術・学術・政治・経済各界の代表（芸術と文化的生活領域）からなる「評議会」は理事会によって任命され、理事会と財団との双方に財団活動の内容の重点についての助言、勧告を行う。

「財団」は具体的な事業内容の提案を行い、BKM がそれに対して予算配分を決める。財団の代表は、芸術分野と管理運営分野からそれぞれ 1 名の 2 名ディレクタ一体制をとる。著しく芸術分野のみの意向に偏ることも運営の合理性のみに偏ることもないよう、バランスを調整する原理がここにも埋め込まれている。

(2) -1-2 連邦文化基金の事業内容

原則的に、機関支援や作品購入、建築修繕補助、海外公演派遣は極力行わず、事業支援を主とする。事業支援は大きく分けて、①「一般的なプロジェクト支援」、②「プログラム支援」、③「各種文化基金を通して行う支援」の 3 種である。

「一般的なプロジェクト支援」は非商業的な文化創造活動全てが対象であるが、国際的なレベルで見た革新性と同時代性が求められ、領域横断的なものが好まれる。そのため、申請領域の名称も従来型の領域区分に沿った「演劇とダンス」ではなく「舞台と動き」、「絵画と建築」ではなく「イメージと空間」などと特徴的で、芸術家が領域横断的な申請をしやすい工夫がなされている。

「プログラム支援」は、財団独自のイニシアティヴで時限付き事業を行うための枠組で、現在は事業ごとに 4 種に基金化されている。このプログラム支援は、「一般的なプロジェクト支援」と比べて目的志向型であり、文化政策上重要な事業に配分される。例えばインディペンデントの劇団員が二都市の市立劇場と共同制作をする DoppelpassPlus という事業は、公立劇場とインディペンデントの劇団の格差を埋める試みであるとともに、インディペンデントの劇団に対しては、ツアーにまわり、公立劇場の制作の手法を学ばせる意図がある。巨大な予算を持つ「州立劇場」ではなく、パートナーの公立劇場を「市立」に限定することで、小都市の劇場を連邦文化基金が間接的に支援することにもつながっている。

BKM と連邦文化基金は、2007 年の連邦議会文化諮問委員会『最終報告書』の勧告を真摯に受け止め、中小都市の文化活動を振興・顕彰する施策を生み出したと高く評価されている。

(2) -1-3 連邦文化基金の事業評価

「一般的なプロジェクト支援」の場合は、申請時に芸術家自身が、事業の目的と成果を測るために指標とを定義しなければならない。指標は感覚的なものであってはならず、計測可能で検証の再現可能性がある方法が求められる。事業実施後の報告書で芸術家は成果を報告する。例えば、予め提示していた動員数には及ばずとも、新しい関心層にアクセスできたり、それらを発見できたという点は肯定的に評価される。自己定義的な目的に到達することが重要で、基金内の評価課が表現の質そのものを評価の対象にすることはない。

これに対して「プログラム支援」の中で基金化されている大きな額の事業の評価は、

必ず外部評価が行われ、透明性が確保される。インディペンデントの劇団員が二都市の市立劇場と共同制作をする *Doppelpass* のようなプログラム助成は、構造そのものが妥当であったかも評価になる。つまり目的を達するための期間は十分だったか、申請者の期待に助成事業自体の構造が適っていたかという点である。これも計測可能、検証可能な点での評価であり、美的な次元の評価ではない。

5 文化に関する統計調査の状況

欧州の文化統計は現在、EUROSTAT（欧州委員会統計部局）が扱っている事項に関しては、共通の基準と手法で統計が実施され、公的次元の予算や芸術家の雇用数、住民の文化消費傾向や文化施設利用頻度などについて統一された尺度での比較が可能になりつつある。

それ以外のより詳しい統計については、ドイツ国内で文化統計調査を実施している主体が複数ある。大まかに分けると、以下の3種である。

(1) 公的統計

連邦内務省には1948年に設置された連邦統計局があり、主に財政の観点からドイツ全土の芸術文化の現状把握を行っている。ここでも地方割拠的な分業手法が採られ、ドイツ16州すべての統計局と緊密な連携にある。文化統計であれば州の文化省、自治体の文化局、統計局及び連邦管轄の芸術家社会保険の加入者情報などから統計が提供され、それを元に、ドイツ全土の文化現状が描き出される。

連邦統計局員は、客観的で質が高く、中立的な情報を政治、政府、行政、経済界及び市民に提供することを使命としており、客観性、中立性、学術的な独立性とプライバシーの保護（秘密保持）が義務として課せられる。連邦統計局は二年毎におよそ120ページに上る『文化財政報告書』を刊行している。この種の公的統計はサンプル数を多くとる必要があるために数量的調査と財務把握が主で、質的調査は手薄になる傾向はある。

(2) 統括機関による統計

2種類目は、芸術分野ごとに統括機関がとっている統計である。独立して活動をしているインディペンデントの芸術家たちは、国の芸術家社会保険に加入すると同時に、自身が活動する芸術文化領域の統括機関・連盟（音楽・舞台芸術・ダンス、文学、美術、建築、デザイン、メディア、社会文化、文化教育の8分野。これら8つを統括する上位団体がドイツ文化評議会）に所属している。これらの統括機関は、ドイツの全ての公的文化政策次元に対して、芸術家の利益と要望を代弁するアドヴォカシー団体としての活動を行っており（p.37、図「芸術文化を支える3次元構造」），自分たちの求める施策を客観的に根拠づけるために、会員活動及び経済状況を毎年細かく調査している。伝統的に各種業界団体で蓄積してきた統計は経年的な情報も豊富で、項目も多岐にわたる。

(3) 専門機関による統計

3種類目は、研究機関による統計調査である。大学を中心とした研究機関による学術的な調査研究（ヒルデスハイム大学文化政策研究所等）と、政策提言と分析を主眼とする研究機関による政策応用的な調査研究とがある。後者の代表例は、非営利の「社団法人文化政策協会（Kulturpolitische Gesellschaft e.V.略称は KupoGe）及び研究所」である。

3種類目の統計調査の主体は、芸術分野のためのアドヴォカシー団体ではなく、政党政治のためのプレインとして設置されているシンクタンクとも距離をとっており、社会や市民の視点に立ち、中立的で政策応用的な研究調査を実施する。例えば一つの州の文化調査報告書（文化発展計画の事後評価等）は、300ページ弱になるが、報告書は緻密に現状分析を可視化した後で、必ず最後に（学術論文とは異なり）勧告が付けられる様式になっている。BKM や連邦文化基金は、透明性と客観性を保障するため、政策評価や政策立案のための主要な調査は、専門的ノウハウを蓄積してきたこうした研究機関に外部委託を行う。

研究機関での調査は、対面調査や参与観察を通じた質的調査が多く、統計局の数量的統計とこうした質的調査の双方が相互補完的に、政策立案および評価に使われる。

(4) 民間シンクタンクによる先進的手法

以上の統計調査は、大半が「結果」しか明らかにしないため、現状把握に留まる。しかしドイツでは公的機関ではなく民間機関が、「原因」を探るための統計手法を1970年代末に開発している。SINUS 社会ヴィジョン研究所のミリュー分析である。通常の数量的統計が現状の把握、つまり「結果」しか可視化しないのに対し、SINUS のミリュー分析は、どのような考え方の人がなぜその行動をとるのかという「要因」を読み取ることに強みを發揮する。（図は本編『平成29年度諸外国における文化政策等の比較調査研究事業 報告書』p.102の図表4-15を参照されたい。）

公的政策次元としては主に選挙戦や環境政策、教育政策、青少年の嗜好・行動調査に用いられており、民間企業では、観光やラグジュアリーブランド（ホテル、時計、自動車）の広告戦略に用いられている。

文化施設の事業や来館者傾向などの現状把握のみならず、そもそもの国民や市民全体の文化に対する嗜好や潜在的要望を捉え、施策をデザインすることは公共政策である以上、必ず必要となる（特に文化政策には個人の趣味嗜好、富裕層支援という批判が常に付きまとふため）。そのため現在のドイツの文化政策はこうした各種統計を適宜複合的に援用し、施策の事前インパクト調査と事後評価に客観性を持たせ、施策をなるべく効果的なものにするよう努めている。

6 その他、特筆すべき点

シュレーダー首相は 1998 年に首相府に BKM を設置したのみならず、2003 年に連邦議会内に政党组立的な立場でドイツ国内の文化環境整備の現状と課題を調査し、芸術創造活動に携わる人びとが置かれている環境の改善を連邦議会に勧告する「文化諮問委員会ドイツにおける文化」を設置した。

諮問委員会は 2005 年 6 月に中間報告書『国家目標としての文化』の中で、ボン基本法に第 20b 条を新設し、「国は文化を保護し、振興する。(Der Staat schützt und fördert die Kultur.)」という条文を追加することを勧告し、2007 年に提出される『最終報告書』にも引き継がれた。政府の管轄を定める個別条文の一つに芸術文化振興を新設するのではなく、国家のあり方を定め、国家行為全てに指針を示す第 20 条が選ばれたことは特筆に値する。この改正は未だ実現していないが、同時に検討されてきた自然的生活基盤についての国家目標の新設は文化に先立って実現し、ドイツが現在、環境大国として知られる背景の一つとなっている。

また、2019 年 1 月に各州の文化政策連絡会議である Kultur-MK が創設され従来の常設州文部大臣会議傘下からの独立性を高め、超地域的な案件での州間連携を強めつつ、BKM との意見交換も密に行うこととなった。

ドイツの文化政策から参考になること

(1) 市民社会のパワーの活用 — 重複事業の回避

調査研究において主要な役目を担う文化政策協会 (KupoGe) や対外文化政策の仲介機関ゲーテ・インスティトゥート (GI) は、市民社会型協会組織に出発点がある。既に市民社会の発案で存在している事業領域に関しては、補助金行政を通じて国の施策の一環に採り入れ、国が組織を新たに設置し、維持することで生じがちな運営硬直化と財政肥大化を防いでいる。国政全体の財政健全化意識が強いため、時宜を捉えた官民共同が行われる。

(2) 透明性の確保 — 外部評価の採用

連邦文化基金の助成事業評価において、助成金額の大きな事業の事後評価は必ず、外部の第三者機関に委ねられる。それにより、透明性と信頼性を確保するよう努めている。

(3) 現状把握調査 — 政策立案への基礎

芸術文化環境の構造を長期的視野でデザインするために、現状把握調査を極めて重視する。事実ベースで抽出された課題に対して具体的な施策立案がなされ、評価基準も個別具体的に導き出される。2003年にシュレーダー政権が設置し、5年間活動したドイツ連邦議会文化諮問委員会による芸術文化環境の包括的棚卸し的調査が好例。500頁に上る現状報告書を提出し、中長期的に国政が対応すべき点の勧告を行うとともに課題の可視化を行なった。

(4) 内部均衡の原則 — 意思決定の主体

各機関において、意思決定に関与する主体は、関連する各集団の関心・利益を代弁するような人員構成となっている。文化諮問委員会や連邦文化基金の委員や理事や評議員の構成は、各政党の推举する委員の場合は連邦政府での議席数に比例し、地方政府と連邦政府、それぞれの業界団体の代表者等の人数も、均衡をとることが基本とされる。

(5) ネットワーク形成 — 意見交換・情報共有

芸術家の次元においても、政策立案の次元においても、情報交換・共有のプラットフォーム化・ネットワーク化が進んでいる。組織に所属しないインディペンデントな芸術家は、各専門領域の連盟に所属することで、権利・助成・事業等の情報を受けるとともに、定期会合を通じて政治へのパブリックコメントを提出する。政策立案のための円卓会議では連邦議会の議員や市民・芸術家が数日に亘り議論し、現状見学（遠足）も共に行う。

(6) 国による芸術家社会保険制度

これは文化メディア国務大臣ではなく、ドイツ連邦労働社会省が所掌する事業であるが、1980年代初頭より存在する。公立劇場やミュージアムと雇用関係のないインディペンデント（フリーランス）のアーティストとジャーナリストが加入する連邦レベルの社会保険制度である。

(7) 国の役割 — 卓越性と脆弱性への支援

地方政府や市民社会の文化振興が先だって存在したドイツでは、連邦政府は既存の事業と競合しないように振興を行う。州の境界を超える「ドイツ全土に意義のある文化」「国際的に見て卓越した同時代の文化」、州の支援が不十分な「中小都市や僻地の文化」等が代表例である。地域ごとの課題を把握している州・自治体が最低限の標準的な振興・環境整備の水準を保証し、国は卓越したものと脆弱なものこそを積極的に支援する。

(秋野 有紀)

第5章 フランス

特徴

- ・文化についての機会均等の保障
- ・個人の市民的能動性の実現を目指す
- ・自治体の文化支出が文化省予算を上回る

1 文化政策の特徴

第二次世界大戦終結以後のフランスの文化政策は、「共和国の価値」と「市民性」を問いつながら行われてきた。

大戦後に確認された共和国の基本原理とは、「フランスは、不可分の、非宗教的、民主的かつ社会的な共和国である」(第4共和国憲法第1条)というものである。また同憲法前文には、「文化 (culture) についての機会均等」の保障が明記された。「共和国の不可分性」と「政教分離」の原理のもとに置かれるフランスの共和主義は、あらゆる個人が、出自、人種、宗教などの属性に拘らず、ともに等しく市民として公共的事項の決定に参加することを求めている。この基本枠組みのなかで、同国の文化政策は、多様な社会的文化的背景をもつ個人に共有される公共空間を、芸術や文化によっていかに構築するかを主要な課題としてきた。時代の社会的背景や政権により優先課題は異なるものの、フランスの文化政策の深層には、個人の市民的能動性をいかに実現し、不可分かつ非宗教的で民主的な公共空間をいかに築くかという、共和国の基本原理に由来する問題意識が通底している。

強力な中央集権型の国として知られたフランスは、1982年に地方分権化した。その際の原則は、各レベルの自治体（地域圏、県、コミューン）に権限を重複なく割り当てて、一定レベルの自治体に国から必要な予算と権限を移譲することだったが、文化の領域では自治体権限の限定的な分配はほとんど行われなかった。どのレベルの自治体も、各自の自由裁量でほとんどの分野の文化的施策を行うことができ、また行わなくてよいという枠組みがここでつくられている。そのため、地方分権化以後の自治体文化政策では、国や複数の自治体の財源を組み合わせる資金調達方式が一般化し、自治体の文化支出も拡大した。

次図に示したように、3つのレベルの地方自治体と、基礎自治体の協力機関で広域行政サービスを担うEPCIが2014年に文化に支出した総額は93億3060万ユーロであり、文化省（約36億ユーロ）と他省（約40億ユーロ）をあわせた中央政府の文化支出を上回った。

2014年の地方公共団体による文化支出（海外県を含む）

	支出額 ⁽¹⁾ (百万ユーロ)	地方公共団体による支出総額 に占める割合 (%)
地域圏	773.0	8.3
県	1,354.6	14.5
コミューン（基礎自治体） ⁽²⁾	5,594.3	60.0
コミューン間協力公設法人 EPCI ⁽³⁾	1,608.7	17.2
合計	9,330.6	100.0

注：(1) 自治体間の重複を含まず。

(2) 人口3,500人未満の自治体を含ます。

(3) 人口3,500人未満の自治体のみが構成するEPCIを含ます。

出典：*Chiffres clés, statistiques de la culture et de la communication 2017*, p.85

2 文化政策の変遷

本報告では、文化省を中心に置いてフランスの国の文化政策を概観する。

文化省の責務は、1959年の創設時に省の組織に関する政令で定められた。その後の政権交代にともない、この政令が改められたり、文化担当大臣の責務に関する記述が更新されたりしたことはあるが、〈文化遺産〉〈芸術支援〉〈文化の民主化〉という3つの柱は、つねに変わらず文化省の政策の基幹部分を構成している。

歴代文化担当大臣のバックグラウンドは、大統領の側近、政権担当党の有力政治家、あるいは芸術分野からの任命などさまざまであり、任期もかなり異なっている。

以下では、文化政策の理念や目標がとくに明らかに示された時期を取り上げる。

アンドレ・マルロー文化大臣時代（1959-1969）

文化省は、1959年に国民教育省から独立する形で創設された。マルローが起草しド・ゴール大統領が署名した政令は、文化省の責務を以下のように規定した。

文化問題担当省は、人類の、そしてまずフランスのもっとも重要な作品を可能な限り多くのフランス人が接することができるものとし、われわれの文化遺産への広範な支持を確固たるものとし、これを豊かにする芸術作品と精神の創造を奨励することを、その責務とする。（1959年7月24日付、文化問題担当省の組織に関する政令 no.59-889）

文化省創設以前の国の文化政策は、主に国民教育省による、美術、文芸の振興と文化遺産保護だった。これに対して文化省は、「文化の民主化」を責務として掲げている。その中核的事業となったのが、地方都市や都市周辺部の住民が多様な分野の質の高い芸術に親しめるようにする「文化の家」であった。

文化省は、芸術創造への支援開始に際して、国立現代美術センター（Centre national d'art contemporain : CNAC）や建築創造課など、それまで他省が手がけたことのない分野に関与するための組織を設けた。また、文化遺産の保護と活用に関する法整備も行われており、現在にいたる文化遺産政策の基礎となる組織がつくられた。さらに文化省の地方分散化組織である地域圏文化問題局（Direction régionale des affaires culturelles、以下DRAC）は、マルロー時代末期の1969年に3地域圏に設けられ、全地域圏への配備は、その10年後に完成している。この時代の文化省は、現代的な文化の公共政策の基礎を築いた。

ジャック・デュアメル文化大臣時代（1971-1973）とその後

1968年「五月革命」を経て1969年に成立したシャバン=デルマス政府のスローガンは「新しい社会」だったが、1970年代初頭に発表された国の文化政策の方針は大きく変化した。

第6次国家計画（1971-1975）では、「文化的発展」が国の文化政策の基本方針とされ、多様な人々によって構成される社会の中心に文化を位置づける施策の実施が求められた。このとき政策対象となる文化概念は、マルロー時代の「文化の民主化」が対象とした芸術文化よりも幅広く多元的に定義された。この立場は「文化的民主主義」と呼

ばれる。また政策実施においては、複数省の協力による分野横断的なとりくみや、国と自治体の協力が奨励された。その方法論として、異なる主体間の連携を支える契約政策が拡大し、制度づくりにも着手された。

しかしデュアメル文化大臣の辞任後、文化省におけるとりくみは縮小した。続くジスカール・デスタン大統領政権時代には、文化担当大臣が任命されなかった時期もあり、国の文化予算規模は全体的に低迷した。

ジャック・ラング文化大臣時代（1981-1986 および 1988-1993）

ミッテラン政権の成立とともに、文化省の予算は大幅に増加し、ジャック・ラング文化大臣の在任期間中に、対国家予算比 1% が達成されている。

同政権による政令は、文化省の責務を以下のように定義した。

文化担当省は：全てのフランス人が考案、創造し、自由に才能を表現し、自らが選択する芸術教育を受けられること、国、地方およびさまざまな社会集団の文化遺産を共同体全体の共通利益のために保全すること、芸術と精神の作品の創造を奨励してできるかぎり広く支持されること、世界の文化 [cultures=複数形] との自由な対話のなかでフランスの文化と芸術の威光に貢献することをその責務とする。

（1982年5月10日付、文化省の組織に関する政令 no.82-394）

国の文化政策の対象領域は拡大し、民衆文化や生活文化、写真、ファッション、ロック音楽、サーカスや大道芸、漫画などを含む幅広いものになった。また、学校教育における芸術文化教育と文化のプロフェッショナルを育成する高等専門教育がともに強化された。さらに、アーティストに近い立場をとる文化大臣のもとで、芸術創造支援が拡充されている。そして、知識経済に移行する時代の新しい経済発展をけん引する芸術文化の役割がさかんに強調されるようになったのもこの時期である。

ミッテラン政権下で行われた1982年以後の地方分権化では、第1節でみたような分権化後の自治体文化政策の基本枠組みがつくられた。

ラング文化大臣時代の文化省は、基本的には、マルロー時代に基礎が築かれた「文化の民主化」「芸術創造支援」「文化遺産保護」政策をいずれも受け継いで拡充している。加えて、70年代初頭のデュアメル時代に打ち出された「文化的発展」の方針も引き継ぎ、両者をともに完成させた。

ジャック・トゥーボン文化大臣時代（1993-1995）

1993年に成立した第3次コアビタシオン（保革共存）政府は、文化省の責務を定める政令を、マルロー文化大臣が起草した1959年時点のテキストに戻した。文化大臣ジャック・トゥーボンのもとで、文化省は、以下の3軸の強化を図っている。

- ・国土整備政策に関わる文化政策
- ・文化に関する教育と関心の向上
- ・国による対外的事業の増加

「国土の均衡ある発展」は、バラデュール政府全体の優先課題だったが、そこで文

化が果たすべき役割が論じられ、文化への投資を地域開発と国土整備に結びつける方針が示された。

1993年秋には、国際交渉の場でフランスが主張した「文化的例外」をめぐる議論が始まった。これは、映画をはじめとする文化的コンテンツを自由貿易原則の対象外とする求めであり、その是非をめぐる議論には、広範な世論と政治階級が参加した。また、「トゥーボン法」の名称で知られる「フランス語の使用に関する法律」は、同文化大臣のもとで1994年に成立している。

フィリップ・ドウスト＝ブラズィ文化大臣時代（1995-1997）

1995年の大統領選挙では、シラク大統領が「社会的断絶との戦い」を掲げて当選した。文化大臣ドウスト＝ブラズィは、デュアメル文化大臣の官房長を務めたジャック・リゴーに、文化省再建に向けた調査を依頼している。翌年の報告書は、文化によって人々に働きかける公共サービスは「文化政策のフランスモデル」であるとして、その正当性を再確認している。また、国家は自治体との協議に基づいて文化政策を担う役割を果たし続けるべきであることを論証した。

この報告書において、芸術文化教育は〈国が担うべき事項〉とされた。また文化産業政策に一貫性をもたせることが優先課題とされた。

カトリーヌ・トロートマン文化大臣時代（1997-2000）

リオネル・ジョスパン政府(第3次コアビタシオン)のトロートマン文化大臣が示した「舞台芸術の公共サービスの使命に関する憲章」は、文化機関が真に公共サービスに資することを公的支援の条件とし、助成文化機関の活動を契約化する必要性を強調した。

同憲章は「芸術と文化のために国が果たすべき責任は、まず民主主義の概念と要求から生じるものである」と述べている。この基本理念とともに、芸術作品と文化的実践への全ての人のアクセスを実現する公共政策の重要性と、人々の集団的な議論と社会的生活を豊かにする芸術創造の存在意義が再確認された。

文化省はまた、1999年に主要な民衆教育連盟と憲章を交わし、マルロー時代に遡る文化政策と民衆教育とのかい離に終止符を打つ意志を明らかにした。これは、当時の文化省が芸術文化教育の強化と、アマチュアの芸術的実践の拡充を優先課題としたことに対応していた。

また、極右政党の台頭をはじめ、ポピュリズムが再出現した政治的背景のなかで、国家は文化的多元主義を維持する役割を果たすべきであることが確認された。

カトリーヌ・タスカ文化大臣時代（2000-2002）

同じくジョスパン政府のタスカ文化大臣が打ち出した方向性は

- ・文化的多様性の振興
- ・文化へのアクセスの拡大
- ・文化的な分権の深化

の3軸であった。

政府が芸術教育を支援する意向は、2000 年代前半の政治的言説のなかでつねに表明されており、文化省は、国民教育省との協力関係強化を通してその実現を図っている。

文化省が発表した「文化の地方分権に関する議定書」は、当時の政府が推進した地方分権化の深化において、文化の領域でも国家と自治体間に明確な役割分担を築く方針を示したものだった。

フレデリック・ミッテラン文化大臣時代（2009-2012）

サルコジ政権下で推進された「公共政策の包括的見直し」の一環として、文化省の中央行政組織は 2010 年 1 月付けで改編され現行の体制に変わった。美術、演劇、音楽など芸術分野別の編成を基本とした旧組織からの大改革は、中央行政組織を相対的に文化政策から後退させる姿勢を示していた当時の政府方針を反映している。芸術創造評議会が新設されて政策方針を提言するようになったほか、国の公設法人である各文化機関については、それぞれの自立性が重視された。

また、インターネット時代への対応を文化政策の優先課題とした政府は、「芸術創造のインターネット上での流通と保護に関する法律」（2009 年）と「電子書籍の価格に関する法律」（2011 年）を成立させている。

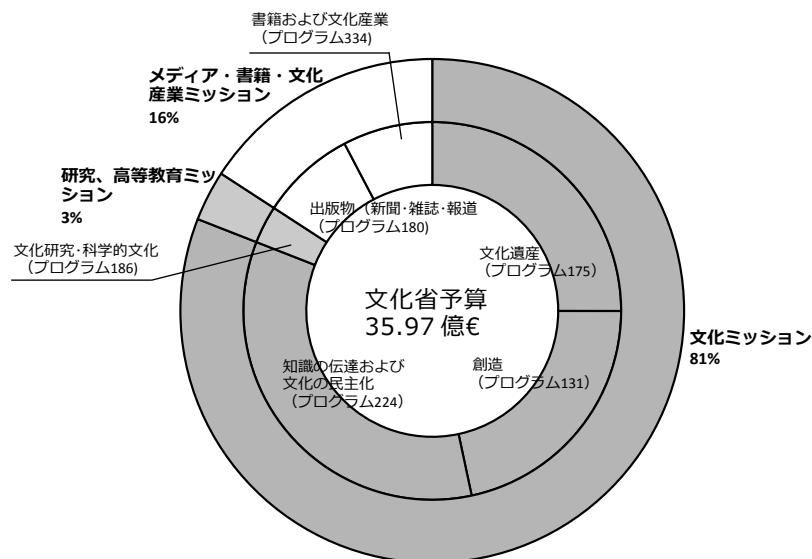
3 現在の文化政策 理念・目標・評価

(1) 文化ミッション〈文化遺産〉〈創造〉〈文化の民主化〉

フランス予算法では、「ミッション」（mission）、「プログラム」（programme）、「アクション」（action）の 3 段階で予算額が示される。この方式は、政府が達成すべき目的を明らかにしたうえで、実施手段との関連性を全体的かつ統一的にわかりやすく示し、目的達成に必要な公的支出を示すことで、予算の透明化をはかっている。

文化省が担当するミッションは、「文化」と「研究と高等教育」そして「メディア、書籍、文化産業」である。このうち「文化」ミッションは、〈文化遺産〉〈（芸術）創造〉〈知識の伝達と文化の民主化〉の 3 つのプログラムから構成され、2017 年文化省予算では 8 割強を占めた。文化遺産の保護、芸術創造への支援、そして文化の民主化は、国の文化政策の基幹部分として文化省創設以来一貫している。

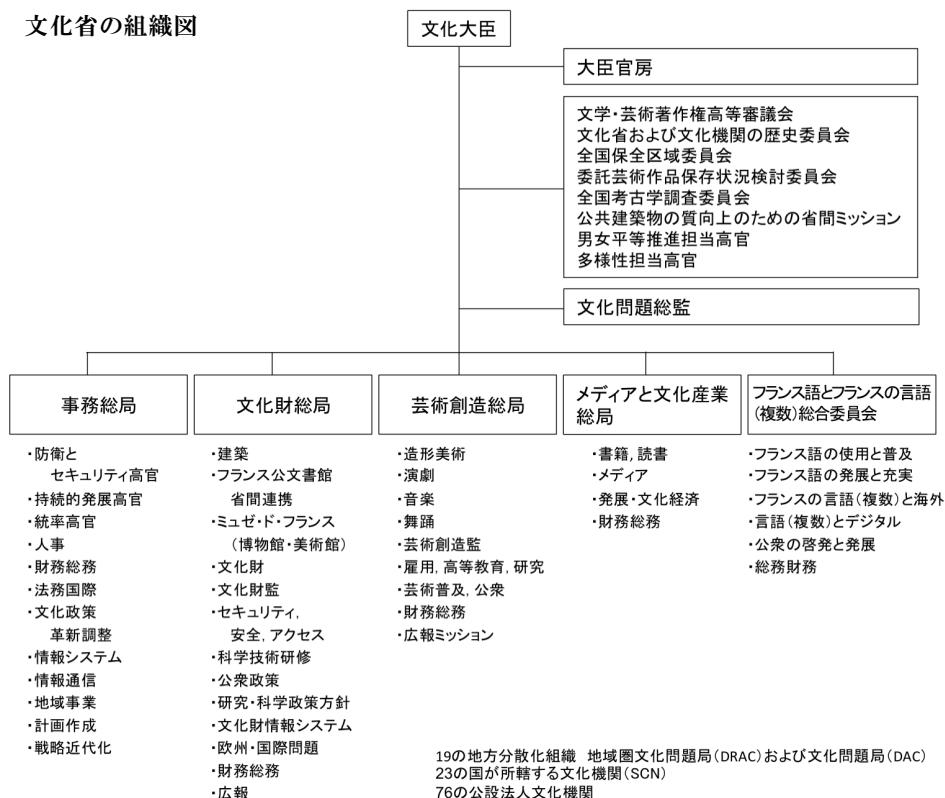
文化省 2017年予算の構成（当初予算法 LFI）



出典：Chiffres clés, statistiques de la culture et de la communication 2017, p.83 より作成

(2) 省の名称変更と組織図

2017年5月に発足したエマニュエル・マクロン政権は、文化担当省の名称を約20年ぶりに「文化通信省」から「文化省」に改めた。だが組織図上では大きな変更はなく、省の担当領域は以前と同様に、放送などの「通信」に関する施策を含んでいる。



出典：フランス文化省ウェブサイト（2018年1月参照）より作成

(3) 現在の文化省の優先課題

2017年春の大統領選決選投票（第2回投票）に際してマクロン候補が掲げた重点政策分野は、提示順に ①安全強化（平和維持、テロとの闘いなど） ②教育と文化 ③労働・雇用 ④経済の近代化 ⑤民主主義の再生 ⑥欧州・国際問題 の6項目だった。このうち教育と文化については、「社会の一体性の条件である」と説明された。

文化政策に関して、選挙公約は「文化はわれわれのあり方を決める」という所見を冒頭で示し、続いてこの文化観に基づく政策方針を説明している。すなわち「文化は共通言語をつくり、社会的出自によって各自に割り当てられている居場所から人を脱出させてくれる」。だからこそ、社会的につくられる「見えない障壁」への対応策として、文化によって人を自由にすることは、政権全体の方向性にとって重要であるという考え方が示された。

公約における文化政策の目標は、以下の通りである。

- ①文化への関心喚起 ②文化政策の再構築 ③アーティストと芸術創造への支援 ④欧州の理想にふたたび意味を与える ⑤クリエーターの利益の保護 ⑥文化遺産の活用
⑦情報メディアの独立性を守り、公共メディアを強化する

具体的な政策提案では、「目標①文化への関心喚起」に対応する下記の3つの施策がとくに注目された。

- ・学校教育におけるすべての子どもへの芸術文化教育拡充
- ・500ユーロ相当の「文化パス」（すべての18歳の若者に、ミュージアム、演劇、映画、コンサート、書籍、音楽などに支出できるデジタル・アプリケーションを支給）
- ・図書館開館時間の延長（夜間、週末）

2017年9月に新政府が2018年予算案とともに発表した、2022年までのマクロン政権文化省の優先課題は、以下の6項目である。

①万人の文化へのアクセスの実現

- ・人々の文化へのアクセスを拡大する施策の強化
- ・芸術文化教育の拡充

○一般の人々の芸術的実践を充実させることが、第一の優先課題である。「文化パス」の開始予算として、2018年に500万ユーロが計上された。また、文化省が今後他省や諸機関と締結するすべての協定に芸術文化教育に関する項目を設けるなど、芸術文化教育強化の方針も示された。

②文化的な生活を通して社会の一体性を高め、地域の経済的ダイナミズムを高める

- ・地方分散化組織の予算増額
 - ・大規模プロジェクト以外の歴史的建造物予算増額
 - ・税収の少ない地方自治体による歴史的建造物修復のための新基金
- 地方自治体との協議を通して国の文化政策を推進する文化省地方分散化組織の予算は、増額される方向。また、歴史的建造物の修復保全などの文化遺産関係の施策を中心として、地方自治体への文化省の支援が拡充される。

③ヨーロッパ再建、フランス語世界の再建、国際的な文化行動再建への貢献

- ・国際的事業の予算増額
- ・外国人アーティストの受入れ予算を増額

○「文化のエラスムス」(エラスムスは高等教育や科学・技術分野などにおける学生流動や人的交流を高める欧州計画)と銘打って、アーティストの国際的流動性を高める方針が示された。また2018年文化遺産欧州年も重視されている。

④芸術創造とアーティストを支援し、文化多様性のフランスモデルを支える

- ・芸術創造支援予算の拡充

○「文化多様性のフランスモデル」として、市場に流通する文化的コンテンツの多様性を支える目的で、視聴覚メディアへの支援も行われる。

⑤メディアと公共放送の独立、多元主義、ダイナミズムに基づく民主的モデルの強化

- ・公共放送改革
- ・プレス（報道）への支援拡充
- ・ローカルラジオに対する安定的支援

○世界を読み解き、独自の視点を獲得することによって個人は解放される、という見解に立つ現政府は、メディア支援は本質的にはデモクラシーに関わる問題であると説明している。

⑥グローバルかつ革新的な文化政策の実行

- ・「2022年公共政策改革」のなかで2018年より構造改革を実施
- ・地方自治体との契約化政策の新段階
- ・文化的起業の奨励

○2022年公共政策改革は、2018年予算案発表時に現政府が示した行政改革プログラムである。公共政策改革委員会(CAP22)が、予算法の全ミッションとそれに対応する施策と公的支出を見直す。

4 具体的な施策・事業

2018年3月現在、文化省ウェブサイトは省の施策を、文化遺産、芸術創造、メディアと文化産業、文化へのアクセス、分野横断的政策、言語の6領域で整理している。その内容は、下表のように設定されたテーマ別に説明される。

文化省による施策のテーマ別整理

領域	施策のテーマ	主な事業内容
文化遺産	考古学	考古学的資源保護のために文化遺産法で規定されている国の業務（目録作成、保護地域指定、予防的考古学の勧告、研究計画の認可と監督、発掘成果物の取り扱い、緊急発掘、考古学的遺跡および資料の保全など）
	建築と生活環境	建築の創造振興、自然空間と建築空間における建築および景観の質の向上と監督、建築家および国立建築高等教育機関の所管
	公文書	文化遺産法に基づく公文書業務。国立公文書館は、総合的な公文書館3館（パリ、フォンテーヌブロー、ピエールフィットシュレセーヌ）と、海外領土公文書館と労働界公文書館の計5館
	文化的財の流通	文化的財の盗難および不正取り引きの防止
	文化遺産の理解	文化遺産研究の調整（文化遺産総局内の研究・学術政策方針部が、文化遺産に関する分野横断的な研究方針の策定と研究成果普及を担当）
	保全修復	保全修復専門家および同分野を学ぶ学生への情報提供など
	卓越した歴史的建造物と文化遺産	2016年7月7日法（「創造の自由、建築および文化遺産に関する法律」）が定めた6カ所の文化遺産区域に関する業務

領域	施策のテーマ	主な事業内容
文化的・精神的遺産	ミュージアム	ミュージアムへの支援業務（科学技術的監督など）
	無形文化遺産	無形文化遺産目録の更新など
	民族的文化遺産	Lahic (IIAC-CNRS/EHESS 国立科学研究センター現代人類学学際研究所/社会科学高等研究院の共同研究事業)との協力
芸術創造	造形美術	造形美術の振興、国立および自治体立の美術高等教育機関の教育的監督、創造支援、普及機関（FRAC 地域圏現代芸術基金、アート・センター）への支援など。CNAP（国立美術センター）はアーティスト支援と国立現代美術基金のコレクション管理を担当する事業者
	デザイン・ファッショニ	美術・デザイン高等教育機関の教育的監督、創造支援、普及機関（地域圏現代芸術基金 FRAC、アート・センターなど）への支援。当該分野の創造支援組織（APCI インダストリアル・デザイン振興会、ANDAM 賞、アゴラ賞、ポスター・フォー・トゥモロー、ソーシャル・デザイン・プラットフォームほか）への支援
	芸術の職業	芸術の職業（工芸など）のノウハウの価値付けと保全。織維（ゴブラン、ボーヴェ、サヴォンヌリー）および磁器（セーヴル）の国立工房のほか、古文書修復工房、ミュージアム、国立劇場やパリ国立オペラの舞台装置・衣装制作部門等においても技術更新が行われている
	写真	写真の振興。国立および自治体立の美術高等教育機関の教育的監督、創造支援、普及機関（FRAC 地域圏現代芸術基金、アート・センター）への支援など。著作権、デジタル技術に関する芸術文化教育、すべての人々によるアクセスなど
	舞踊	舞踊の振興。初等および高等教育に関する規定の立案、創造支援、普及機関への支援。とくに常設機関の全国的配置（国立舞踊センター、舞踊発展センター、国立舞台、協定舞台など）。職業と雇用に関する法制度の整備、芸術文化教育、アマチュアによる実践の拡充、すべての人々によるアクセスなど
	音楽	音楽の振興。初等および高等教育に関する規定の立案、創造支援、普及機関への支援。とくに常設機関の全国的配置（オペラ、オーケストラ、アンサンブル、創造センター、現代音楽センターなど）。職業と雇用に関する法制度整備、芸術文化教育、アマチュアによる実践の拡充、すべての人々によるアクセスなど。「音楽の祭典」の実施
	演劇、舞台芸術	演劇の振興。初等および高等教育に関する規定の立案、創造支援、普及機関への支援。とくに常設機関の全国的配置（国立劇場 TN、国立および地域圏演劇センター CDN/RDN/国立舞台 SN など）。職業と雇用に関する法制度整備、芸術文化教育、アマチュアによる実践の拡充、すべての人々によるアクセスなど
文化産業と	オーディオ・ヴィジュアル	公共放送政策など
	映画	CNC (Centre national du cinéma et de l'image animée 国立映画動画センター) の監督。CNC は、映画支援の固有財源をもつ公設法人
	文化産業	文化的コンテンツ制作普及産業の発展のための条件整備など
	書籍と読書	書籍に関わる経済発展のための施策。読書の振興および公共図書館に関する施策など
	出版物（プレス）	新聞・雑誌などの出版物に関する施策
文化へのアクセス	文化と障害	2001 年に設立された「文化と障害全国委員会」を通して、文化省、障害者問題担当省、障害者当事者、障害者団体、文化芸術界が協議を行い、文化施設へのアクセス、芸術の実践、教育、文化の職業などに関する施策を提言している
	文化的な発展	広範な人々の文化へのアクセスを実現する施策。とくに経済的、社会的、地理的な理由により「文化から遠い」人（障害者、入院患者、受刑者、社会的排除の状況にある人など）への対応
	芸術文化教育	国民教育省との緊密な連携による教育機関における芸術文化教育の振興、地域に根ざした文化機関による教育事業の振興など
	男女平等	文化省および省の機関における男女平等の推進
	多様性会議	文化多様性の振興。人の多様性、地域の多様性、表現の多様性を推進する
	持続的発展	社交的、社会的、環境的な責任を定める文化省の新戦略（RSO 戦略）
	高等教育と研究	文化領域（建築、文化遺産、美術デザイン、舞台芸術、映画、オーディオ・ヴィジュアル）の高等専門教育（その大部分は国公立）など
分野横断的政策	調査統計	文化に関する統計、調査研究による分析、公共政策立案のための未来予測
	欧州、国際	EU および国際社会における文化振興、文化間交流の推進、海外の文化のプロフェッショナルおよびアーティストの国内受け入れ
	デジタル革新	技術革新の担い手への支援など
	メセナ	メセナに関する文化省と文化アクターによる事業の調整と高度化、法制度の普及、欧州レベルの制度統合への法整備、文化省「メセナ・寄付者サークル」の拡充、基金創設支援等
	文学的芸術的著作権	事務総局内の著作権室（BDPI）が著作権と商標に関する問題を分野横断的に扱っており、大臣官房とともに、著作権および隣接権に関する政策立案を担う
言語	フランス語とフランスの言語（複数）	憲法が定める共和国の言語であるフランス語の振興。フランスの複数の言語（地方言語など）を保全し、価値づけるための文化政策の実施。フランスおよび世界における言語の多様性を拡充する複言語主義の推進

5 文化に関する統計調査の状況

(1) 統計調査のための体制、予算

統計調査組織の位置づけ

文化省における統計調査は、事務総局・文化政策革新調整部に属する「調査予測統計課 (Département des études, de la prospective et des statistiques)」が担当している。

調査予測統計課は、文化省の一部門であると同時に、中央政府各省に配置される公共統計機関省統計サービス (Services statistiques ministériels) の一部門でもあるという、二重のステータスで中央行政組織内に位置づけられている。

省統計サービスとは、中央政府内の統計専門部署の総体であり、経済・財務省所管の公的機関国立統計経済研究所 (Institut national de la statistique et des études économiques) とともに公共統計サービス (Service statistique public) を構成している。公共統計サービスの基本原則は、1951年6月7日法で定められ、また省統計サービス業務の基本原則を定める憲章は、質的水準の追求と、政治に従属しない独立性を課している。

省統計サービスでもある文化省調査予測統計課の活動は、公共統計の職業的独立性を監視する国の機関である公共統計局 (Autorité de la statistique publique) の監督下に置かれ、その統計データの客觀性、公正さ、妥当性は、つねにユーロスタット (Eurostat 欧州連合統計局) の統計適正基準に照らして管理されている。

このしくみにより、文化省調査予測統計課と他省の統計部門の間では、人事面でも情報共有面でも省統計サービスネットワークとしての相互交流が行われており、各省がもつデータを組み合わせた調査研究プロジェクトの実施など、分野横断型の連携協力が可能になっている。

人員と予算

文化省調査予測統計課には計20名が所属する(2018年2月現在)。このうち課長を含む5名は、国立統計経済研究所からの出向者で、統計学、社会学などの高度専門教育を受けた公務員である。他の調査予測統計課職員は、調査研究専門の文化省専任職員であり、社会学、経済学、統計学などの分野で学位を取得した者が多い。また大学などの外部研究機関出身の任期付契約研究員も3名在籍している。

調査予測統計課職員は、成果公開時に、主担当者あるいは著者として氏名や経歴を示して責任の所在を明確にしており、各分野の調査研究を継続的に担当する専門家として知られる。

職員給与を除く調査予測統計課の経常費予算は約150万ユーロで、おもに外部研究機関との協力契約や委託費に支出される。

(2) 統計調査の内容

調査予測統計課の2018年-2019年事業計画は、文化をめぐる実態の多面的な把握のために、1. 文化的供給の社会経済的变化、2. 文化的実践と参加、3. 文化と社会的関係性、の3軸をたて、計31件の調査研究統計プロジェクトの実施を示している。

これらのプロジェクトは、「省内評議会」と「学術評議会」での審議を経て選定される。前者は、年2回開催され、大臣官房、各総局および文化事業総監部(IGAC)の代表者によって構成される。省内評議会の目的は、政策立案のための調査研究・統計へのニーズの解明だが、統計部門の独立性を保持するために、省内の要望は、必ずこの公式ルートを通じて表明される。後者は、大学などに所属する外部学識者で構成される諮問組織である。同時代の社会的要請や、学術的必要性をプロジェクト選定に反映させる目的で、2回の省内評議会の中間で年1回開催される。調査予測統計課は、両評議会の議論を踏まえてプロジェクトを選定し、外部との連携協力体制の構築も含めて実施方法を決定する。このプロセスに、自治体や文化機関など、文化政策を担う多数のアクターの意見を、今後いかにより広く取り込んでいくかが現状での課題として意識されている。

(3) 統計の活用方法

文化省調査予測統計課の調査研究統計は、政策立案のための客観的な実態把握を第一の目的とする。同時に、公共統計サービスとしての調査予測統計課は、一般市民やメディアが、現状を適確に把握することによって主体的に判断するために統計を活用することを重視し、彼らもまた政府と同等に重要な利用者であるとしている。そのため調査予測統計課は、調査研究統計の成果を広く一般に公開し、文化をめぐる公共的議論の活性化を目指している。全成果が文化省のウェブサイト上で無料公開されるほか、定期刊行物とテーマ別研究書は、人文科学系研究論文のポータルサイト(cairn.info)で公開される（一部有料）。

6 その他、特筆すべき点

(1) 「創造の自由、建築および文化遺産に関する法律」(2016年7月公布)

「創造の自由、建築および文化遺産に関する法律」が上院下院での審議を経て成立し、従来は政令によって示されてきた国の文化政策の方針が、119条に及ぶ法の条文で明文化された。

同法の制定過程は、オランダ政権の3人の文化大臣によって推進された。その背景には、一部地方議員や団体による、多様な価値観を表現する芸術作品の流通を阻止しようとする動きの増加傾向が存在していた。

(2) 2016年地方行政改革（地域圏再編など）の影響

近年の地方行政改革では、各レベルの自治体に文化権限が重複していることがあらためて問題とされ、議論の焦点のひとつとなっていた。しかし、2015年に成立した「フランス共和国の新しい地方組織に関する法律」において、文化分野の自治体権限は重複するままで据え置かれた。したがって、地方分権化以後に一般化した自治体文化政策の基本枠組みは、今後も続くと考えられる。

一方、フランス本土の地域圏は、2016年1月より22から13に再編された。地方

分権化で議会をもつ自治体となって以後、文化政策の重要な担い手となってきた地域圏は、行政区画の広域化に対応する必要性に直面している。

(3) 2015年以後の「多様性」の議論

文化省は、フランス国内でテロ事件が相次いだ2015年末に「多様性会議」を立ち上げた。同会議は、その問題意識について「アイデンティティの硬直化や内向的な孤立主義が現実の脅威となるなかで、排除の感情をつくる原理とメカニズムを問い合わせることは、文化政策にとって重要かつ喫緊の課題である」と述べている。ここでは、「世界人権宣言」(1948年)、ユネスコの「文化多様性に関する世界宣言」(2001年)および「文化的表現の多様性の保護と振興に関する条約」(2005年)に示された文化観の確認に基づいて議論が進められており、文化の多元性をめぐる社会的認知を高め、社会の多様性を文化政策に反映させることが課題とされている。

マクロン政権成立後も、この「多様性」をめぐる議論は重要課題であり続いている。すなわち、文化省が長年課題としてきた万人の「文化へのアクセス」の保障がいつそう重視される一方で、各個人が生まれながらに有する人権としての文化的権利をいかにして十全に実現するかもまた、いまあらためて問われているのである。

フランスの文化政策から参考になること

(1) 「文化の民主化」が文化省の基本責務

「文化についての機会均等」の国家による保障が憲法に明記されている。出自、居住地域、経済的状況などにかかわらず、あらゆる人が等しく文化芸術に接することのできる環境づくりが政府の義務として明確化されており、「文化の民主化」は1959年の創設時から現在まで文化省の一貫した基本責務である。政策対象となる文化の概念は時代とともに変化し、1980年代以降は狭義の芸術に限定されず、幅広い文化芸術の領域が含意される。

(2) 国の文化政策の理念や優先課題が政権ごとに示される

文化政策の優先課題は政治的立場により異なり、政権とともに変化する。文化政策の理念や目標は、政権選択時に社会が向かう方向性を示す論点として主権者に示され、議論と判断の対象になる。近年は教育をはじめ他分野との連携が重視される傾向がある。現在のマクロン政権は、学校教育を通じた全生徒を対象とする芸術文化教育の拡充や、全ての18歳人口への「文化パス」配布計画など、「文化の民主化」の徹底を優先している。

(3) 統計調査研究の独立性・専門性を担保する制度設計

文化省の統計調査研究部門は、市民の文化的実践と文化セクターの実態分析から政策課題を明確化する統計を1960年代以後継続的に実施している。同部門は、文化領域の専門性を究める省専任職と、中央政府全体で統計の高度な専門性と政治に従属しない職業倫理の徹底を担う統計専門職から構成される。政策立案に資するのと同様に、一般市民の主体的判断を支えて公共的議論を活性化することも目的であるため、成果は広く公開される。

(長嶋 由紀子)

第6章 韓国

特徴

- ・政権交代ごとに文化政策は大きく変化する
- ・文化政策が国の産業のけん引役に位置づけられる

1 文化政策の特徴

韓国の統治構造は、大統領制を基本とし、行政府は大統領を頂点に一元的に構成されている。このため、大統領（5年任期、再任不可）が変わるたびに文化政策は大きく変化し、その政権ごとに特徴が表れている。

政権別の文化政策の基調、主要政策変動

政権	朴正熙（パク・チヨンヒ） 1963年12月17日～ 1979年10月26日	全斗煥（チョン・ドゥファン） 1980年9月1日～ 1988年2月24日	盧泰愚（ノ・テウ） 1988年2月25日～ 1993年2月24日	金泳三（キム・ヨンサム） 1993年2月25日～ 1998年2月24日
文化政策基調	文化統制政策 伝統文化継承 民族文化中興	文化検閲と文化統制政策 公報政策維持 伝統文化継承 民族文化中興	福祉文化 和合文化 民族文化 開放文化 統一文化	民族精氣を確立 地域文化と文化福祉 文化創造力と文化環境 文化産業開発と企業文化 南北文化交流と世界化
主要計画	・第1次文化芸術中興5か年計画（1974～78） 伝統文化の継承発展と民族文化の振興	・新しい文化政策（1981） ・文化発展の長期政策構想（1986～2000）	・文化発展10か年計画 目標：全国民に文化を -文化創造力の向上 -文化媒介機能の拡充 -国民文化享受の拡大 -国際文化交流の増進 ・新韓国文化振興5か年計画	・文化福祉基本構想（1996） -基本的な文化空間の拡充 -中核文化施設の建設 -文化的都市環境形成 -全国民の文化享受の機会を拡大 -共に楽しめる文化福祉 -健康で快適な余暇生活
重要政策変化	・基礎文化の立法：公演、文化財保護、仏教財産管理法等（1961～62）、映画・レコード法（1956～67）、文化芸術振興法（1972）、文化芸術振興院新設（1973）等 ・文芸中興宣言（1973）	・憲法に文化芸術に対する政策を國の義務として規定（1980） ・第5次経済社会発展「文化部門計画」作成（1983） -文化施設の拡充と地方文化の育成 -伝統文化遺産の開発と創作環境の改善等	・「公報」から「文化」を切り離し文化部設立（1990） ・生活文化局を新設	・文化産業局を創設（1994） ・日本文化を徐々に開放 ・政策の基本方針は規制から自立へ、中央から地域へ、創造階層から享受階層へ、分断から統一へ
政権	金大中（キム・デジュン） 1998年2月25日～ 2003年2月24日	盧武鉉（ノ・ムヒョン） 2003年2月25日～ 2008年2月24日	李明博（イ・ミョンバク） 2008年2月25日～ 2013年2月24日	朴槿恵（パク・クネ） 2013年2月25日～ 2017年3月10日
文化政策基調	文化基盤の拡充 文化芸術の振興 文化産業の育成 民族文化の振興 世界化	創意韓国 国家発展をけん引する文化 文化を通して地域均衡発展 みんなが一緒に参加する文化	コンテンツ産業強国 大衆文化芸術の振興 文化産業の育成 環境に親しい文化政策	〈文化隆盛〉の推進戦略 国民文化体感の拡大 人文・伝統の再発見 文化基盤サービス産業の育成 文化価値の隆盛
主要計画	・新しい文化観光政策（1998） ・文化産業発展5か年計画（1999） ・文化産業ビジョン21（2000） ・コンテンツコリアビジョン21（2001）	・参与政府の文化産業政策 ビジョン—世界5大文化産業強国実現（2003） ・未来文化中長期発展計画 C-KOREA2010（2005） ・21世紀の文化ビジョン 「創意韓国」（2006） ・新しい韓国の芸術政策（2006）	・文化ビジョン（2008～2012） ビジョン：品格のある文化国家大韓民国 -需要者中心、選択と集中、実用と効率、共に成長する文化と産業、グリーン成長等	・地域発展5か年計画（2014） -地域文化隆盛 ・地域文化振興基本計画 2020（2015）

	金大中（キム・デジュン）	盧武鉉（ノ・ムヒョン）	李明博（イ・ミョンバク）	朴槿恵（パク・クネ）
重要政策変化	<ul style="list-style-type: none"> 1998年10月 日本文化を全面開放 1999年1月：責任運営機関の設置・運営に関する法律の制定、2000年責任運営機関の導入（国立中央劇場） 文化財管理局から文化財庁に昇格（1999） 国立オペラ団、国立バレエ団、国立合唱団が国立中央劇場の所属団体から財団法人に転換（2000） 政府予算対比文化予算が1%を達成（2000） 	<ul style="list-style-type: none"> 「疎外層」対象の文化福祉（障害者、高齢者、低所得層、失業者、受刑者など）を拡大 韓国文化芸術振興院を、韓国文化委員会（Arts Council Korea）に改編（2005） 地域拠点文化都市形成事業：光州、慶州、全州、扶余、公州 光州の「アジア文化中心都市形成事業」が開始、「アジア文化中心都市形成に関する特別法」（2006） 韓国文化をブランド化する「韓ブランド」育成支援戦略（2006） 	<ul style="list-style-type: none"> 文化が流れる4大川を生かす事業：地域活性化の拠点化を図り、地域観光・開発中心の事業 芸術家福祉法制定（2011）、芸術家福祉財団設立（2012） 国務総理を委員長とする「コンテンツ産業振興委員会」を構成 文化産業は新成長動力として扱われ、コンテンツの流通の活性化、投資活性化事業等を強化 	<p>（政策の中心軸）</p> <ul style="list-style-type: none"> -文化で創造経済を導く -民族精神文化の価値回復 -生涯周期別に適合する文化芸術教育 -芸術家の社会保障を確立等 文化基本法制定（2013） 地域文化振興法制定（2014） 国民余暇活性化基本法（2015） 文化多様性の保護と増進に関する法律（2015） 「文化のある日」を全国的に実施

出典：パク・クアンム『韓国文化政策論』（キムヨン社、2015, pp. 62-63）、チョ・クアンホ『地域文化政策事業の効率化のための研究』（韓国文化観光研究院、2016, p. 41）をもとに作成。

2 文化政策の変遷

（1）政権別にみる文化政策の変遷

文化政策について国家の義務を明記したのは、全斗煥政権時に改正した憲法（1980年）で、第8条に「国家は伝統文化の継承発展と民族文化の振興に努めなければならない」と掲げたのが初めてである。また、文化芸術を地方自治団体の事務範囲として規定したのは1988年に改正された地方自治法である。この頃から、地方自治団体は地域住民の文化的な生活の質を向上するため、各種施策を文化政策の名のもとで展開した。

金大中政権は1997年韓国が「IMF経済危機」に陥った直後に成立、経済危機の突破口として文化の産業的な価値に注目し、国主導の政策を展開した。就任演説で、「文化産業は21世紀の基幹産業である。観光産業、コンベンション産業、映像産業、文化的特産品などの無限の市場が待っている富の宝庫である」と訴えたのを契機に、2000年に文化全体の予算が対前年比45%も増額し、韓国史上初めて政府予算に占める文化予算が1%を達成した。

文化政策が国の政策の中で多く取り組まれるようになったのは、2003年の盧武鉉政権からである。特に、2004年を「地域文化の元年」と掲げ、地域文化政策関連の計画や事業などを実施するとともに、同年11月に地域文化課を新設し、主に文化中心都市形成と農村地域の文化的空間環境形成に関する事項、地域文化の均衡発展のための計画を作成・支援する地域文化政策を担当させた。また地域文化振興の総合的・基本的な法律の必要性が出てきて「地域文化振興法」の制定に向けて取り組み始め、朴槿恵政権時の2014年12月に制定された。同法の主な内容は、地域の文化振興基本計画の策定、生活文化と生活文化施設の支援、文化環境脆弱地域の優先的支援、文化都市・文化地区の指定・支援、地域文化財団及び地域文化芸術委員会の設立、地域文化振興基金の創設などであり、地域文化政策の基盤を固めた。

李明博政権では、「大韓民国の先進化」を国家目標とし、これに関連して文化ビジョンを「品格のある文化国家、大韓民国」と設定している。国務総理を委員長とする

「コンテンツ産業振興委員会」を構成し、コンテンツ産業を新しい国家成長の原動力として育成することに力点を置く一方で、芸術家福祉法を制定し、芸術家の職業的地位と権利を保護するための取組を始めるとともに、芸術家の持続可能な創造活動のための環境改善に努めた。

朴槿恵政権では、国政基調の一つに「文化隆盛」を掲げ大統領直属の「文化隆盛委員会」を設け、全国各地で気軽に文化芸術に触れられるように、毎月、日を決め多彩なイベントを開催、文化施設での鑑賞料金を割引するなどの「文化のある日」を創設した。また文化基本法、地域文化振興法、国民余暇活性化基本法、文化多様性の保護と増進に関する法律などを次々と制定し、文化政策の基盤整備を推進した。

現在、文在寅（ムン・ジェイン）政権では国家ビジョンとして「国民の国、正義なる大韓民国」を掲げている。また、5大国政戦略の一つに「自由と創意（創造）があふれる文化国家」を提示し、2018年5月には文化政策「文化ビジョン2030——人のいる文化」と芸術政策「人のいる文化、芸術のある生活：新芸術政策（2018～2022）」を発表した。

（2）文化政策の対象——「文化」の領域の変遷

文化基本法、文化芸術振興法、文化産業基本法によって「文化」の領域はそれぞれ異なる。

文化	文化基本法 第3条	文化芸術、生活様式、共同体的な生き方、価値体系、伝統および信念などを含む社会や社会構成員の固有な精神的・物質的・知的・感性的な特性の総体
文化芸術	文化芸術振興法 第2条	文学、美術（応用美術を含む）、音楽、舞踊、演劇、映画、芸能（演芸）、国樂、写真、建築、言語政策、出版や漫画
文化産業	文化芸術振興法 第2条	文化芸術の創作物または文化芸術用品を産業の手段によって製作、公演、展示、販売をすることを業とするもの
	文化産業振興基本法 第2条	文化商品の開発・製作・生産・流通・消費など関連サービスを行う産業、映画と関連する産業、レコード・ビデオやゲームに関する産業、出版・印刷物・定期刊行物と関連する産業、放送映像と関連する産業、文化財と関連する産業、芸術性・創造性・娛樂性・余暇性・大衆性が一体化され、経済的付加価値を創出するキャラクター・アニメーション・デザイン（産業デザインを除く）・広告・公演・美術品・工芸品と関連する産業、デジタル文化コンテンツの収集・加工・開発・製作・生産・蓄積・検索・流通など関連サービスを行う産業、その他の伝統的な衣装・食品等、大統領令で定める産業

文化政策の対象は文化基本法の第9条「文化振興のための分野別文化政策の推進」に明記されている。

- 1.文化遺産・伝統文化の保全と活用
- 2.国語の発展と保全
- 3.文化芸術の振興
- 4.文化産業の振興
- 5.文化支援の開発と活用
- 6.文化福祉の増進
- 7.余暇文化の活性化
- 8.文化景観の管理と造成
- 9.国際文化交流・協力の活性化
- 10.地域文化の活性化
- 11.南北文化交流の活性化

なお、同第7条では、次の文化政策作成・施行する上での基本原則が示されている。

1. 文化的多様性と自律性が尊重され、文化の創造性が普及できるようにすること
2. 国民と国家の文化力を高めるために支援し、環境をつくること
3. 文化活動の参加と文化教育の機会が拡大し、文化創造の自由が保障されること

4. 差別のない文化福祉が拡大するようにすること
5. 文化の価値を尊重し、文化の躍動性を高めるようにすること
6. 文化的国際交流・協力を増進すること

3 現在の文化政策 理念・目標・評価

(1) 文在寅政権の文化政策の基本柱

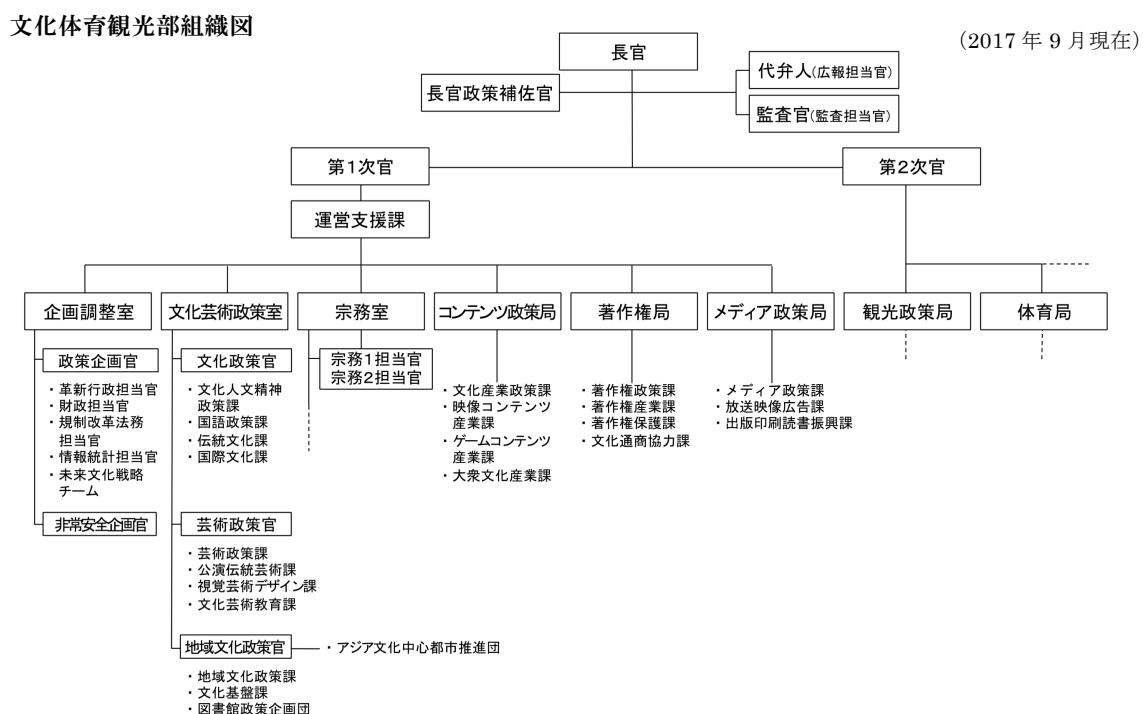
文化政策の方向性を示す「文化ビジョン 2030—人のいる文化」と、具体策が提示されている「人のいる文化、芸術のある生活：新芸術政策（2018～2022）」の課題は以下のとおりである。

文化ビジョン 2030	新芸術政策
1. 個人の文化権利の拡大 2. 文化人・芸術家、文化芸術従事者の地位と権利の保障 3. 性平等の文化実現 4. 文化多様性の保護と拡張 5. 公正で多様な文化生態系の形成 6. 文化の地方分権の実現 7. 文化資源の融合力の強化 8. 未来と平和のための文化協力の拡大 9. 文化による創造的な社会革新	1. 芸術表現の自由と芸術家の人権保護 2. 芸術支援体系の独立性と自律性の向上 3. 芸術価値を中心とした創作支援 4. 芸術家の生活を守る福祉 5. みんなに開かれている芸術参加環境を形成 6. 少数者が芸術で共生する社会の実現 7. 公正で活力ある芸術市場の環境形成 8. 芸術の未来価値の拡大

(2) 体制

現在、文化政策を主に担当している中央政府機関は文化体育観光部（日本の「省」に相当）であり、その外局に文化財の政策を担当する文化財庁が設けられている。

文化体育観光部組織図



文化体育観光部の所属機関及び団体

文化体育観光部の所属機関・団体は大きく「国立文化芸術機関」「特殊法人形式の文化芸術機関」「民法上の法人形式の政府の財政支援文化芸術機関」に分けられる。

「国立文化芸術機関」は、文化体育観光部長官の管掌事務を支援するため、長官の所属下に設けた機関である。機関長は、長官の命令を受けて所管業務を総括し、所属公務員を指揮・監督する。また、国立中央劇場、国立現代美術館は「責任運営機関の設置・運営に関する法律」第4条1項の規定によって文化観光部長官所属のもとで責任運営機関（組織・人事・予算・会計等に関する特例を規定し、行政運営の効率性と行政サービスの質的向上を図ることを目的とする）として運営されている。

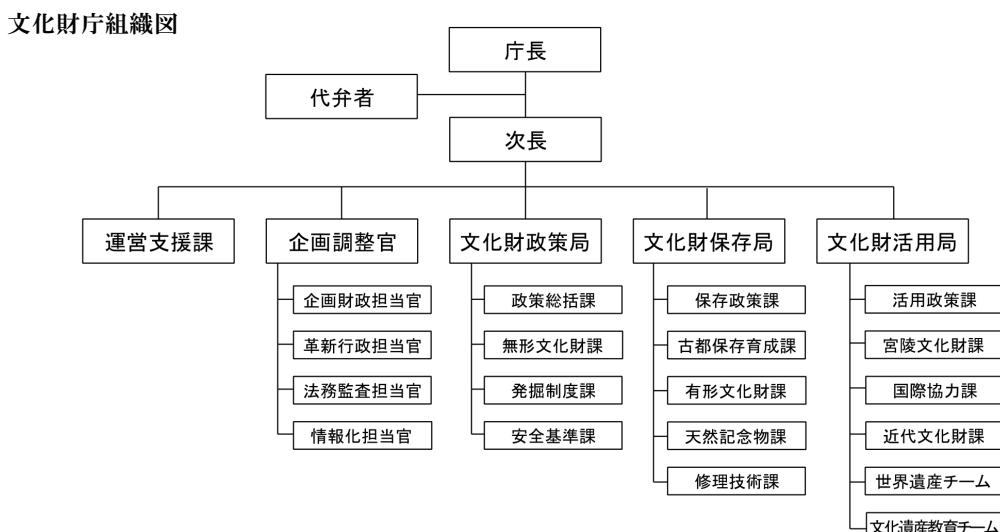
「特殊法人形式の文化芸術機関」は、それぞれ個別法に基づいて設立された組織であり、政府の財政的支援により運営されている。

「民法上の法人形式の政府の財政支援文化芸術機関」は、「民法」第32条（非営利法人の設立と許可）によって主務部署である文化体育観光部長官の許可によって設置されている。

現在、国立文化芸術機関は18、特殊法人形式の文化芸術機関は8、民法上の法人形式の政府の財政支援文化芸術機関は17である。

文化財庁

文化財庁は1968年より、中央政府の文化政策担当機関外局（文化財管理局）として設置され、1999年5月、「文化財庁」に昇格した。その組織は、府長、次長、1官、3局、18課、2チームで構成されている（2018年3月1日現在）。文化財の政策を担当している文化財政策局、文化財保存局、文化財活用局の業務内容は以下の組織図にあるとおりである。



(3) 文化予算

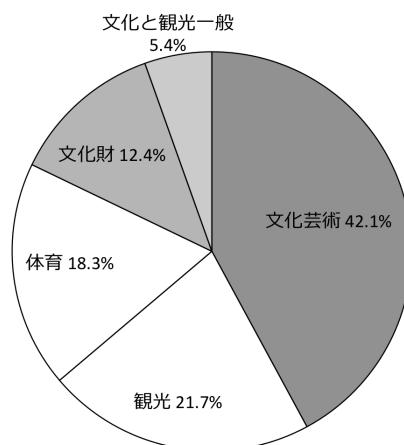
2007年以前の国の文化予算とは、中央政府機関で文化政策を担当する文化体育観光部の予算と同一のものと認識されていた。しかし2007年から「国家財政法」により、中央政府機関・部署の類似事業がプログラムごとに統合され、分野別のプログラム予

算編成が導入された。

現在の予算編成は「国家財政法」のもとで、(i) 予算科目構造（国家財政分類）は 16 分野（69 部門）、(ii) 国家財政運用計画では 12 分野に区分されている。よって、文化予算は(i) 予算科目構造においては「文化と観光」分野の予算を意味し、(ii) 国家財政運用計画においては「文化・体育・観光」分野に該当する。

(i) 予算科目構造の「文化と観光」分野は、2007 年から 2013 年まで、文化体育観光部、文化財庁、放送通信委員会の予算を指す。2014 年に未来創造科学部（2017 年 5 月に科学技術情報通信部に改編）が新設され、放送通信委員会の業務が移管された。そのため、2018 年現在は、文化体育観光部、文化財庁と科学技術情報通信部の一部の予算を含んでおり、内容的には文化芸術、文化財、観光、体育、文化と観光一般の部門事業が該当する。

予算科目構造における「文化と観光」(2018 年)
文化体育観光部+文化財庁+科学技術情報通信部の一部

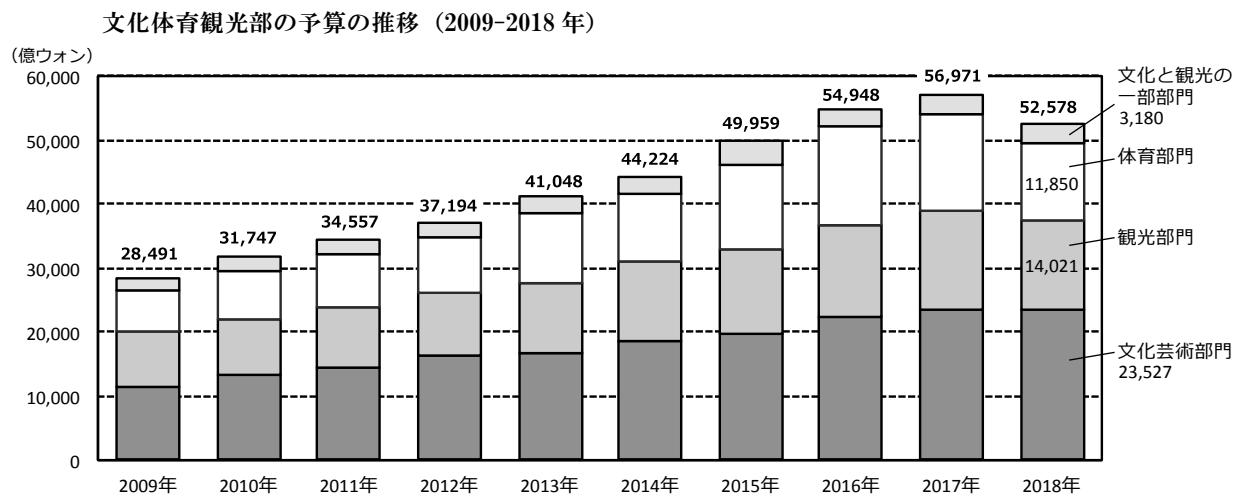


出典：財政情報公開システム (<http://www.openfiscaldatal.go.kr/>) をもとに作成

文化予算は近年増えつつあったが、今年 2018 年は 6 兆 4,000 億ウォンで昨年より 4,327 億ウォン減少し、政府総支出（428 兆 8,339 億ウォン）に対して 1.5% となる。ただし最近 10 年間（2009 年～2018 年）の年平均増減率をみると、政府総支出は +4.66% であるのに対し、文化予算は +7.12% であり、文化予算の方がはるかに上回っている。

このうち、文化政策を担当する文化体育観光部の財政は、大きく予算と基金に分けられる。予算は一般会計（国税など一般歳入に一般支出を充当する会計）と特別会計で構成される。特別会計は、特定の歳入を、特定の事業運営、特定の資金運営に対して特定の支出を充当するために設置・運用されており、地域発展特別会計、アジア文化中心都市形成事業の特別会計の 2 つがある。基金は、特定の目的のために特定の資金を柔軟に運用する必要があるときに、法律で設置・運用されており、文化芸術振興基金、映画発展基金、地域の新聞発展基金、言論振興基金、観光振興開発基金、国民体育振興基金の 6 つがある。

文化体育観光部の 2018 年度の予算は 5 兆 2,578 億ウォンである。各ジャンルをみると、文化芸術が 2 兆 3,527 億ウォン（44.8%）で約半分を占めており（文化財は含まれていない）、次いで観光 1 兆 4,021 億ウォン（26.7%）、体育 1 兆 1,850 億ウォン（22.5%）、文化と観光の一般 3,180 億ウォン（6.0%）の順になっている。



出典：文化体育観光部『2009 文化政策白書』2010年、文化体育観光部『2013 文化芸術政策白書』2014年、文化体育観光部『2016 文化芸術体育白書』2017年、文化体育観光部『2018 年度予算・基金運用計画概要』2017年をもとに作成。

(4) 評価

2016年から実施している「文化影響評価制度」は、文化芸術担当ではない他部署の政策や事業を対象に文化的価値を測定するという、非常に画期的な試みである。

「文化基本法」第5条（国家と地方自治の責務）4項に、「国家と地方自治体は各種計画と政策を立案する時に、文化的観点で国民の生活に及ぼす影響を評価し、文化的価値を社会的に普及しなければならない。」と明記されている。

この文化影響評価制度は、文化的観点から肯定的な影響は強化・拡大し、否定的な影響は最小限にするための方策を提示し、それによって文化的価値が社会に広がるよう提案することによって、より望ましい政策形成を誘導し、支援する政策分析の類型の一つである。

評価対象は政策事業評価（実施している政策・事業についての評価）と政策計画評価（予定している政策・事業についての評価）に分けられ、評価時期は事前評価（政策が実施される前に評価を行う）と過程評価（政策がすでに実施されていて、その過程を評価する）があり、いずれかを選択する。評価の指標は、3つの評価項目と6つの評価指標で構成されている。

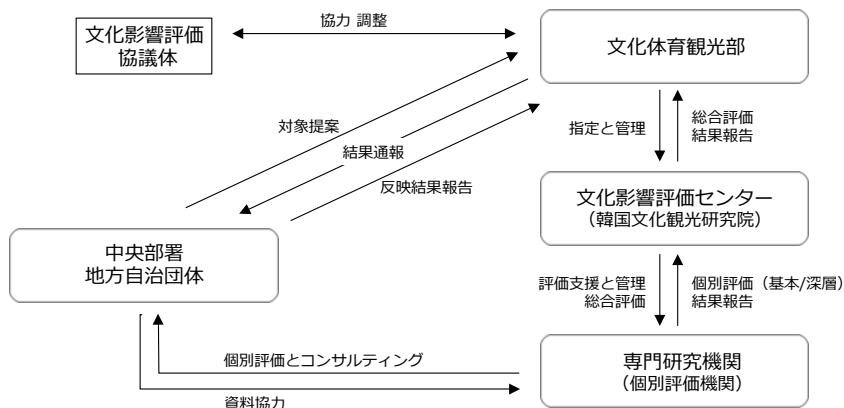
文化影響評価の共通指標と特性化指標(2017)

区分	評価項目	評価指標	主要な観点
共通指標 (中心指標)	文化基本権	1. 文化享受に及ぼす影響	文化へのアプローチ度や文化享受水準
		2. 表現や参加に及ぼす影響	表現や参加機会、生活文化芸術への参加
	文化 アイデンティティ	3. 文化遺産や文化景観に及ぼす影響	有・無形の文化遺産や文化景観の保護と活用
		4. コミュニティに及ぼす影響	社会的資本、文化的コミュニティ
	文化発展	5. 文化的多様性に及ぼす影響	文化的多様性、マイノリティ集団の文化的表現
		6. 創造性に及ぼす影響	創造資本、創造基盤
特性化指標 (自由指標)		個別評価機関で対象課題の特徴を考慮し、自由に開発	

出典：韓国文化観光研究院『2017 文化影響評価 評価指針』2017, p. 18

各指標の重要な概念と領域、判断基準は事前に提示され評価の妥当性が高められている。また、細かい指標は、評価対象の特徴を考慮し、韓国文化観光研究院が提示する指標プール（indicator pool）の中から選んで評価される。

文化影響評価の推進体制



出典：韓国文化観光研究院『2017 文化影響評価 評価指針』2017, p. 13

4 具体的な施策・事業

(1) 文化施設、機関

国立の文化芸術施設には、「文化体育観光部とその所属機関の職制」を根拠とする国立文化芸術機関（13施設）と、それぞれの文化芸術関連法を根拠に設立されている特殊法人形式の文化芸術機関（1施設）、それに「民法」第32条（非営利法人の設立と許可）を根拠とする、民法上法人形式の政府財政支援の文化芸術機関（1施設）がある。

(2) 芸術支援

公共部門の芸術支援の主体は、中央政府と地方自治団体である。中央政府レベルの芸術支援は文化体育観光部と同部の所管芸術支援機関が、また、地域の芸術支援は地方自治団体及び同団体傘下の文化財団が担当している。

文化体育観光部の芸術支援事業は、文化芸術政策室内に設けられている芸術政策官が行う。このほかに、芸術支援事業を担当する所管機関には、文化芸術振興基金を運用する韓国文化芸術委員会をはじめ、韓国文化芸術会館連合会、韓国文化芸術教育振興院、芸術経営支援センター、韓国芸術家福祉財団、伝統公演芸術振興財団、韓国文化院連合会などがある。

一方、地方自治体は、広域自治体17、基礎自治体227で構成されている（2014年現在）。地域の文化活性化のため、自治体内にはそれぞれ文化財団が設立されており、その数は広域文化財団16（2017年12月現在）、基礎文化財団71（2018年3月現在）である。それ自身の主催事業や自治団体から委託を受けた事業を行うほか、文化施設運営などを行っている。広域文化財団は「文化芸術活動支援事業」と「文化芸術の創作普及」を、基礎文化財団は「地域の文化施設の管理と運営」を主な事業としている。

特に、広域自治体では、上述の文化芸術振興基金や国の支援事業と「マッチング事

業」の形態で支援する場合が多い。国のマッチング事業は、地域協力型事業（地域文化芸術特性化支援、公演会場レジデンス団体育成支援、自治体の公演芸術活性化支援）、芸術講師支援事業などがあり、広域文化財団が窓口になって受託する場合がほとんどである。

5 文化に関する統計調査の状況

(1) 「国家主要指標」「e ナラ指標」

国家全体の文化に関わる指標体系は大別して「国家主要指標」「e ナラ指標」（「ナラ」とは「国」を意味する）の 2 つがある。

「国家主要指標」（2017 年から開始）は、国家全体の発展状況と国民のウェルビーイング（well-being）を示すものである。1 年単位で経済・社会・環境の 3 つの部門について指標を示すが、文化に関連するのは社会部門の中の「文化と余暇」領域である。

ここでは、文化余暇支援、文化余暇活動、メディア利用が中心軸となっており、文化余暇支援については、統計庁「家計動向調査」から文化余暇支出率が、文化体育観光部「国民余暇活動調査報告書」から余暇時間が示されている。文化余暇活動については、統計庁「社会調査」から余暇満足度が使われる。メディア利用については、科学技術通信部と韓国インターネット振興院の「インターネット利用実態調査」からインターネット利用率が用いられる。

一方、「e ナラ指標」（2006 年から開始）は、政府機関が厳選した 740 指標（国家公式承認の統計のみならず、各種の行政資料等も含む）の現状や国の政策立案・推進状況、政策成果などが把握できる。扱う領域は 2016 年から国家主要使用分類体系と統合しており、各部署で直接管理し、月ごとのデータを半期ごとに整理している。文化に関連するのは「文化と余暇」の領域と、文化体育観光部の 9 つの領域、文化財庁の 8 つの領域である。文化体育観光部を例にすると、次の 9 件の指標がある。

- ①公共図書館現状：国家図書館統計システム
- ②公演・展示数：韓国文化芸術委員会「文芸年鑑」
- ③ホール・文化会館等の文化施設推移：文化体育観光部（市・道の資料を含む）
- ④登録博物館・美術館の現況：文化体育観光部「全国文化基盤施設の総覧」
- ⑤舞台専門人材の輩出推移：文化体育観光部「舞台芸術専門家資格検定委員会資料」
- ⑥文化産業現状：文化体育観光部「コンテンツ産業統計調査」
- ⑦文化芸術教育のプログラム普及推移：文化体育観光部の内部資料
- ⑧伝統寺院指定登録現状：文化体育観光部の内部資料
- ⑨主要な映画産業国における自国映画の占有率の現状：映画振興委員会政策研究部の資料

(2) 国民生活の質（KOREAN QUALITY OF LIFE）指標

GDP 中心の経済指標の限界と、政策目標として「質的成長」の重要性が出てきたことによって、ウェルビーイングや国民の生活の質を測ることが必要になってきた。そのため、国民の生活の質と社会発展を体系的にモニタリングし、国民の生活の質向上させ、政策に必要な基礎資料を構築するため、2014 年 6 月 30 日より、統計庁が「国民生活の質」指標を閲覧できるサービスを開始している。

(3) 文化体育観光部の統計

文化体育観光部の文化関連統計は大きく文化芸術統計と文化産業統計に分かれる。文化芸術統計は、公演芸術実態調査、国民余暇活動調査、文化享受実態調査、芸術家実態調査、全国図書館統計である。文化産業統計では、広告産業統計調査、国民読書実態調査、定期刊行物登録現状、コンテンツ産業統計を作成している。

6 その他、特筆すべき点

(1) 現在の重要な議論

文化体育観光部が所管している法律

文化政策関連法は、文化基本法（2013年）、文化産業振興基本法（1999年）、文化財保護法（1962年）など、39の法律が制定されている。特に、文化芸術における法律は、39のうち21であり、2008年以降（李明博政権、朴槿恵政権時代）に制定された法律が約半分（10）を占めており、特に文化基本法が制定されてから関連個別法が次々と作られている。

「文化基本法」の制定背景、主要内容

「文化基本法」の制定は、朴槿恵政権が文化部門の国政課題の中で最も優先したものであった。文化基本法は文化権を国民の基本権として明示し、文化の多様性、自律性、創造性を実現することを骨子に制定された。主な内容は以下のとおりである。

第2条 基本理念	文化価値が社会領域の全般に行き渡る
第3条 定義	「文化」とは、文化芸術、生活様式、共同体的な生き方、価値体系、伝統及び信念などを含む社会やその社会構成員の固有な精神的・物質的・知的・感性的特性の総体
第4条 国民の権利	文化権（全ての国民が性別、人種、政治的見解、社会的身分等で差別を受けず、文化創造・参加・享有する権利）を保障
第5条 国家と自治体の責務	国家と自治団体が文化影響評価を実施
第8条 文化振興基本計画の作成	5年単位の文化振興基本計画の作成、明記する内容8項目（例えば文化的な生活の質を高めるための施策に関する事項、文化権伸張に関する事項など）
第10条 文化的人材の養成等	国と自治団体は文化的人材の養成基盤を作り、文化振興教育を実施
第11条 文化振興のための調査研究と開発	文化享有の実態調査を実施、文化政策の調査・研究・開発を奨励

出典：キム・ヒジョン「文化基本法制定の意義と立法課題」『イッショと論点』第810号（国会立法調査處、2014年），を参考に作成。

(2) 最近の動向

「2016年～2020年国家財政運用計画」によると、政府総支出は2016年386兆4

千億ウォンから 2020 年 443 兆ウォンに、年平均 3.5% 増加し、文化・体育・観光分野の支出は 2018 年総支出対比 1.9% (8 兆 6 千億ウォン) を達成し、2020 年までの 5 年間で、年平均 6.8% が増えることが予想されている。

さらに、「文化財政の部門別の投資計画」をみると、2020 年において、文化芸術 3 兆 1,580 億ウォン (36.6%)、観光 2 兆 530 億ウォン (23.8%)、体育 1 兆 9,820 億ウォン (22.9%)、文化財 9,560 億ウォン (11.1%)、文化と観光一般 4,890 億ウォン (5.7%) を予定している。

(3) 特に興味深い事例

広域・基礎文化財団間のネットワーク化とその取組

韓国で初めて設立された地域の文化財団は 1997 年京畿文化財団（京畿道）であり、その後、2014 年制定の「地域文化振興法」の影響を受け、各地に次々と設立された。近年は文化財団のネットワーク化も進んでおり、2012 年には（社）全国地域文化財団連合会（基礎文化財団が会員となっている）、2013 年には京畿道文化財団協議会、2016 年には韓国広域文化財団連合会が作られた。京畿道文化財団協議会は京畿道内にある広域文化財団 1 と基礎文化財団 14 による協議会である。

地域文化振興法施行令第 4 条（地域文化振興のための施行計画の作成・施行）では、市（特別市・広域市・特別自治市）・道（道・特別自治道）は「地域文化振興施行計画」を作成することになっている。そこで、京畿文化財団（広域文化財団）と京畿道文化財団協議会に所属する基礎文化財団の実務者が集まり、2016 年の 1 年間にわたって勉強会を兼ねた会議を開くほか、3 泊 4 日の合宿ワークショップも実施した。それぞれの地域における現状や課題、要望等を共有した上、その場で地域文化振興施行計画案について意見交換を行った。これは韓国でも画期的なボトムアップの取組事例であり、地域における広域文化財団・基礎文化財団間の関係性構築の好例を提示している。

韓国芸術家福祉政策

2011 年 11 月に、芸術家の職業的地位と権利を保護し、福祉増進を通じて芸術家の創作活動と芸術発展に寄与（第 1 条）することを目的に「芸術家福祉法」が制定され、それに基づいて 2012 年 11 月に韓国芸術家福祉財団が設立された。全ての芸術家が安定的な基盤で芸術活動に専念することによって、社会文化的な発展に寄与できる環境づくりを目指している。

韓国芸術家福祉財団の事業に参加するには、まず、芸術家を証明するための申請が必要である。それには最近の一定期間において公開発表した芸術活動または芸術活動の収入があれば申請ができ、「芸術家福祉法」に基づいて職業芸術家であることが確認される。

〈芸術分野〉

文学　写真　建築　美術（美術一般、デザイン・工芸、伝統美術）　国楽　舞踊　演劇
音楽（音楽一般、ポピュラー音楽）　映画　漫画　芸能（放送、公演）

〈芸術活動類型〉
創作、実演、技術支援及び企画

申請には、本人の芸術活動を証明できる方法を下記の3つの方法から1つを選択して基準確認の後、関連資料を用意することになっている。

方法1：公開発表された芸術活動、 方法2：芸術活動収入

方法3：基準外の活動の場合は、これまでの芸術活動を記載する

上記の方法で芸術活動が証明された芸術家のほか、学芸員、文化芸術教育士資格の取得者、美術館・博物館の館長または設立者は「芸術パス」を申請することができ、特典としては国立・公立文化施設、展覧会、公演の鑑賞料金等が割引される。「芸術パス」が発給された人は2018年7月現在531,999名に上る。

芸術家福祉政策の根底にある考え方とは、芸術家の創作活動は労働であり、芸術家は職業という認識を社会に根付かせることである。第一歩として一般の勤労者が標準対象である産業災害補償保険(国の管掌)をフリーランサーが多い芸術家にも適用させ、公演等で起きる事故も産業災害として扱われるようになった。さらに、2020年に向けては、雇用保険法を改正し、例えば、ロングラン公演を終えた役者が次の公演までの休職期間を失業と見なし、失業手当がもらえる等の政策も検討している。

韓国の文化政策から参考になること

(1) 韓国の文化政策の3大価値～自律性・多様性・創造性～を提示

韓国では、文化政策の在り方を、国の経済発展のために考える側面が強かったが、近年は「ヒト」を中心に置き、その生き方や生活の質を向上させることに重点が置かれている。文化基本法では「文化権」を国民の基本権として明示し、かつ2018年度に現政権が発表した「人のいる文化—文化ビジョン2030」では文化政策の3大価値を掲げ、「文化福祉政策」の比重が大きくなっている。

(2) 国家の経済的・社会的政策の文化・生活への影響を重視

2016年から実施している「文化影響評価制度」は、文化的価値を社会全般に普及・波及することを目的とした非常に画期的な試みである。文化芸術領域でない国の施策を対象に文化的観点から国民の生活に及ぼす影響を評価し、文化的価値を測定しているものである。都市再生やまちづくり関連政策と連携するケースが最も多く、地域コミュニティに与える文化的影響や景観への破壊や保存等が基本的な評価指標になっている。

(3) 芸術家の職業的地位の確立・芸術家の権利保護の政策を推進

芸術家の職業的地位と権利を保護するため、芸術家福祉法を制定している。大半の芸術家は活動の特性上、フリーランスの労働形態であり、そのため社会保障制度や社会構造の枠組みから排除されやすい。このため、芸術家の地位と権利についての基本認識から、特に産業災害補償保険の対象者としたり、雇用保険を適用させるための政策を検討する等、積極的な改善策を図っている。

(閔 鎮京)

諸外国における文化政策等の比較調査研究事業 報告書 [概要版]
平成 30 年度文化行政調査研究

平成31年3月

発行：文化庁地域文化創生本部事務局総括・政策研究グループ
〒605-8505 京都府京都市東山区東大路通松原上る三丁目毘沙門町43-3
電話 075-330-6720
